

参議院大蔵委員会議録第二十四号

昭和二十九年三月二十五日(木曜日)午前十時二分開会

出席者は左の通り。

委員長 大矢半次郎君

理事

藤野 繁雄君

小林 政夫君

菊川 孝夫君

委員

青柳 秀夫君

岡崎 眞一君

木内 四郎君

白井 勇君

山本 米治君

土田国太郎君

前田 久吉君

成瀬 掃治君

東 隆君

政府委員

外務政務次官 小瀧 彬君

大蔵政務次官 植木庚子郎君

大蔵省主計局次長 正示啓次郎君

大蔵省主税局次長 北島 武雄君

大蔵省主計局主計官 谷川 宏君

大蔵省主計局主計官補佐 宮崎 仁君

大蔵省管財局外大蔵省管財局長 小島要太郎君

国財産補償課長

参考人

カーボンポンプ

ラック懇和

会専務理事 中原 乾二君

ギム工業会 勝本信之助君
業務部長
自動車タイヤ 林 紀子夫君
協和専務理事 東海電機製造株 竹内金太郎君
式会社営業部長

本日の会議に付した事件

○公認会計士法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○閉鎖機関令の一部を改正する法律案(内閣送付)

○金融機関再建整備法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令の一部を改正する法律案(内閣送付)

○企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法案(内閣送付)

○財政法第四十二条の特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○関税定率法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○委員長(大矢半次郎君) これより大蔵委員会を開会いたします。

公認会計士法の一部を改正する法律案、(本審査)

金融機関再建整備法の一部を改正する法律案、(予備審査)

旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令の一部を改正する法律案、(予備審査)

閉鎖機関令の一部を改正する法律案、(予備審査)

案、(予備審査)

企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法案、(予備審査)
右五案を一括して政府より提案理由の説明を聴取いたします。運輸政務次官。

○政府委員(植木庚子郎君) 只今議題となりました公認会計士法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

公認会計士試験につきましては、法律施行以来特別公認会計士試験を実施して参りましたが、この特別公認会計士試験の制度は、本年七月三十一日を以て終了することとなっております。

併しながら公認会計士試験の第三次試験及び特別公認会計士試験の実施状況等から考え、又、公認会計士試験制度の確立を図りますために、この際、公認会計士となるには、何人も第三次試験に合格しなければならないという原則を確立する一方におきまして、特別公認会計士試験の受験資格者に対しまして、暫定的に、何らかの従来の特別公認会計士試験に代る制度を設けることが必要であると考えられます。

即ち、昭和二十九年七月三十一日までに特別公認会計士試験を受けることができる資格のある者に対し、第三次試験を受けるため必要な専門的知識を有するかどうかを判定するための検定を行うこととし、これに合格した者は、三年間の実務補習等の期間の経過を要しないで、直ちに第三次試験を受けることができることとしたし、

なほ、この検定の実施は、昭和二十九年八月一日から三年以内に限定し、毎年二回行うこととしたしております。

次に金融機関再建整備法の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

戦後金融機関は、金融機関経理応急措置法及び金融機関再建整備法に基づいてその旧勘定に属する資産及び負債の整理を行うこととなり、昭和二十三年、その大多数は、資本及び第二封鎖預金等の切捨てを行い、更に相当数のものは政府の補償を受けることにより旧勘定の最終処理を完了したのであります。

したが、その際、これらの金融機関は、旧勘定の整理に伴う事後調整のために新たに調整勘定を設け、前に旧勘定に属した資産負債の処分その他による生じた損益を、この勘定で経理することと相成りました。その後、この調整勘定の利益金は、予想以上に蓄積され、相当数の金融機関は、右利益金を、政府補償の返済、旧預金者に対する分配等に充てて来たのであります。

が、この際、右調整勘定の処理を一層促進すると共に、当初金融機関の再建整備に当り、その対象から外された在外店舗に係る資産及び負債について、可能な限り速かにその処理を促進するため、今般、金融機関再建整備法の改正を行うこととした次第であります。

次に、この法律案の主な内容につきまして、その概要を御説明申し上げます。

先ず、第一に、金融機関は、前に旧勘定に属した資産につき再評価を行なつた後にこれを処分したときは、その処分益に新たに再評価差額を含めてこれを調整勘定で経理することとし、この場合には再評価積立金を取り崩さなければならぬこととしたし、

第二に、金融機関は、前に旧勘定に属した資産及び負債について、その整理の促進を図るため、新たに確定評価基準を設け得ることとし、これによる評価を行なつた場合にも調整勘定を閉鎖することができるといたしたし、

第三に、金融機関は、その調整勘定を閉鎖する際、同勘定に利益金の残額があるときは、確定損を負担した株主に対し、その負担額及び利息に相当する金額を分配することができるといたしたし、

但し、在外店舗を有した金融機関につきましては、この部分は後に申上げます在外資産負債処理勘定に先ず繰り入れて、在外負債の支払財源に充て、更にこの在外勘定を閉鎖する際、同勘定に資産の残額があるときは、旧株主へ分配することとしたし、

第四に、金融機関の在外資産負債につきまして、さきに在外財産問題調査会が内閣総理大臣宛提出いたしました答申の趣旨に則り、いわゆる未払送金為替や、在外預金の支払の途を開くこととしたし、

関への帰属が確定した在外資産、調整勘定利益金の残額等を同勘定の資産の部に計上し、これら資産の範囲内で、その金融機関が本邦内に住所を有する者、閉鎖機関又は在外会社に対して負っている未払送金為替及び外貨預金等の在外債務を支払ふこととした。

併しながら、当面、この在外資産負債処理勘定の資産の部に計上されるものは、一二の銀行を除いては、極めて僅少にとどまると存ぜられますので、特に未払送金為替につきまして一件の金額五万円までの部分は優先的にこれを支払ふこととし、その不足する支払資金を調整勘定から借入れることができることとした。

なお、以上、未払送金為替、外貨預金等の債務又は債権のうち、現地通貨建乃至外貨建のものについては、その額の本邦通貨への換算につきまして別表の規定を設けました。

以上要するに今回の改正は、營業を続けながら整理を進めるといふ金融機関再建整備法の立法の趣旨を尊重しつつ、できるだけ関係者間の利害の調整を図ろうとするものであります。従つて在外資産負債の關係で調整勘定利益金の分配を今日まで認めなかつた銀行につきましても、只今申述べました諸措置と併行して、旧領金者に対する分配を認める方向で考えております。

次に旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令の一部を改正する法律案について説明申し上げます。

旧日本占領地域に本店を有する会社いわゆる在外会社の特殊整理につきましては、従来この政令の規定に従い、

その本邦内にある財産の特殊整理を実施して参りまして、当初指定された千七百七十五社のうち、本邦内に資産がないため指定を解除したものが六百三十社、整理を完結したものが五百八社で、現在未整理のものは僅かに三十社を要するのみとなっております。

この在外会社のうち、金融機関である在外会社につきましては、その在内外余財産がある場合にも、未払送金為替及び在外預金に係る債務等は在外の債務であるとして、従来、この特殊整理の対象から除外されておりましたところ、今回、在外財産問題調査会から提出された内閣總理大臣に対する答申書の趣旨に従い、これらの債務を支払ふ途を開くと共に、在外会社の特殊整理を促進するために必要な措置を講ずることを目的として、この法案を提出いたしました次第であります。

次に、この法律案の主な内容につきまして、その概要を御説明申し上げます。

先ず第一に、在外金融機関は、在外店舗に係る債権債務のうち、未払送金為替、在外預金等に係る債務を特殊整理の対象に組み入れ、本邦内に住所を有する個人、法人、及びその他の閉鎖機関、在外会社に対して、現在残存している国内資産の範囲内で小額債務の部分を優先して支払ふこととし、その場合、受領人に対して有する反対債権を相殺することができることとした。

第二に、これらの債権債務の中には、現地通貨による表示のものもあり、これを本邦円貨額に換算するための所要の規定を設けることとした。

第三に、在外会社は、金融機関から未払送金為替又は在外預金に係る債権の支払を受けることができることとした。

次に閉鎖機関令の一部を改正する法律案について説明申し上げます。

閉鎖機関の特殊清算につきましては、昭和二十年九月以来、鋭意その処理を進めて参りまして、当初千八百八に上る閉鎖機関のうち、現在までに約千五機関が特殊清算の終了をみるに至りました。従来、閉鎖機関の清算は、その本邦内に在る財産についてのみ行われ、在外店舗に係る債権債務は清算の範囲外のものとして参りました。

が、今般、在外財産問題調査会の答申を参酌し、これまで未処理のままとなつていた未払送金為替及び外貨預金等に係る債権債務を併済する途を開くと共に、閉鎖機関の清算を促進するために必要な措置を講ずることを目的として、この法律案を提出いたしました次第であります。

次にこの法律案の主な内容につきまして、その概要を御説明申し上げます。

第二に、閉鎖機関の外に在る財産についても、特殊清算人は、大蔵大臣の承認を得て、管理・処分等の職務を行ひ得るものとした。

第三に、閉鎖機関の債務のうち少額のものについて、これを信託又は供託して弁済を免れ得ることとし、又、閉鎖機関は、その発行した社債、営団債につき、銀行に償還の委託をすることにより、その債務を消滅せしめるものとした。

最後に企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法案につきまして説明申し上げます。

政府は、資産再評価の実施の状況並びに企業資本構成、経理等の実情に鑑み、一定規模以上の会社について資産の再評価を強制すると共に、一定限度以上の再評価を行なつた者に対して再評価税及び固定資産税を軽減する等の措置を講ずることにより、企業資本の充実を促進し、その経営の安定と経理の健全化を図る必要があると考え、ここにこの法律案を提出することとしたのであります。

以下、本法案につき、その大要を申し上げます。

八年又は昭和二十九年中に始まる事業年度開始の日のいづれか一日現在で再評価の対象となる減価償却資産の帳簿価額の総額がその日現在で計算した右の最低限度額を超えている場合においては、改めて再評価を行う必要はないものとしたしております。

第二に、陳腐化した資産等の多い会社につきましては、一旦最低限度まで再評価を行なつた後、大蔵大臣の承認を経て陳腐化資産等の帳簿価額の減額をさせることとし、適正な再評価を実施することができる途を開いております。

又、再評価日後に生じた事由により帳簿価額の減額をする場合におきましても、その結果、再評価後の簿価総額が右の最低限度を下ることとなる場合には、あらかじめ大蔵大臣の承認を要することとし、再評価の強制の実効を失わせるような行為を防ぐこととしたのであります。

第三に、再評価積立金の資本組入及び減価償却の効行のための措置であります。一定期間内に資本組入を一定限度以上行い、且つ、その事業年度において適正な減価償却を行なつた場合に限り、一定割合以上の利益配当を行うことを認めることとした。即ち、約二年間の猶予期間を置いた後、昭和三十三年三月三十一日を含む事業年度から三年間の各事業年度においては、その事業年度までに再評価積立金の百分の四十以上を資本に組み入れた場合でなければ年一割五分を超える配当を行なつてはならないものとし、又同一の猶予期間の後、普通償却範囲額の百分の九十以上の減価償却を行なつていない場

合においても右と同様の配当制限を行
うこととした。なお、この配
当制限は、最低限度以上の再評価を行
わなかつた会社に対しては、昭和二十
九年十二月三十一日を含む事業年度か
ら適用することとしております。

第五に、固定資産税につきまして
は、再評価を行なつたことによつてそ
の負担が直ちに増加することがないよ
うに特別の措置を講じております。即
ち、最低限度以上の再評価を行なつた者
に対する昭和三十一年度から三年度間の
家屋以外の償却資産に対する固定資産
税につきましてはその資産の評価額が
昭和二十九年年度分の課税の基礎となつ
た価格を超える場合には、原則として
昭和二十九年年度分の課税標準を以てこ
れに代へることとし、すでに昭和二十
九年中に再評価を行なつた資産の再評
価額が昭和二十九年年度分の課税の基礎
となつてゐる場合には、原則として昭
和二十八年年度分の課税標準を超えるこ
とがないように措置しております。

以上五つの法律案の概要を申上げ
た次第であります。何とぞ御審議の
上、速かに賛成せられるようお願いい
たす次第であります。

財産補償費につきまして、従来までの
使用状況及び今後の使用見込みを提出
しろということ御提出を申上げたの
であります。只今御指摘の安全保障
諸費使用状況及び使用見込額調べ、こ
れにつきまして、概略を先ず申上げ、
尚詳細を担当の者から申上げたいと思
ひます。お手許にお配りいたしました
安全保障諸費使用状況及び使用見込額
調べの資料でございますが、先ず一番
左側には予算額、これは御承知のよう
に五百六十億といふことで計上されて
おるのであります。そのうち昭和二十
七年度移替額、これは私どもは各省
所管に移替えまして使用いたしまし
て、その移替額といふ意味でございます
す。御承知のように大蔵省所管に計上
いたしております。それを建設省な
り或いは農林省その他の各省に移替え
をいたしまして使用いたしたのでありま
す。その移替額がここにございまして
ように二百五十八億九千万円といふこ
とに相成つておるのであります。その
内訳はあとで詳しく申上げることにい
たしまして、その右側の欄は昭和二十
八年度中の本年一月末日までの移替
額を掲げてございまして、即ちここに
ございましてに総額で百三十三億二千
六百万円といふことに相成つておるの
であります。それから更に右側に参り
まして、本年一月末日までは移替え
を見ておりませんが、商年度内に多少
の移替えの見込みのものもある。尚、
今回の特例法によりまして、繰越しを
お認め頂ければ、二十九年度において
も移替見込みのものとしたしまして、
百六十八億六千万円を掲記いたし
たのであります。これによりまして、

五百六十億の予算額は大体すべて必要
になるという見込みでございます。
この移替額と今後の見込額を通
じまして大きな内訳を申上げますと、
一番左側の区分という欄にございませ
うに、先ず第一は道路でございませ
うが、この道路は総額において五百六十
億のうち百四十六億六千万円、一番右
側に使用額合計という欄にございませ
うから、これを御覧頂きますと百四十六
億六千万円が大体かかる見込みでござ
います。そのうち實際二十七年に使用
いたしましたのが百五億一千万円、二十
八年年度の移替額が二十八億二千七百
万円、今後の使用見込が十三億二千三
百万円といふことでございまして、
次に河川に参りますと、これは二十
七年度の移替額が千二百万円、二十八
年度中ではございせん、今後におき
まして二千六百万円、合せて三千八百
万円が河川の改修等に使われるものと
見込んでおるわけであります。
次に港湾は昭和二十七年年度中に二十
八億八千四百万円が移替になつてお
りまして、二十八年度本年一月末日ま
では十二億五千三百万円、今後の見
込にいたしまして十億四千七百万円、
合計で五十一億八千四百万円というも
のが港湾の修築その他の施設のために
使われる予定になつておるのでござい
ます。

次のページに参りまして漁港の關係
でございまして、これは二十七年二十
八年度中は今までのところ移替は済
んでおりませんが、大体一番右側に
ございまして四千五百万円を、これ
は大体年度内に移替える見込になつて
おります。

合においても右と同様の配当制限を行
うこととした。なお、この配
当制限は、最低限度以上の再評価を行
わなかつた会社に対しては、昭和二十
九年十二月三十一日を含む事業年度か
ら適用することとしております。

第五に、固定資産税につきまして
は、再評価を行なつたことによつてそ
の負担が直ちに増加することがないよ
うに特別の措置を講じております。即
ち、最低限度以上の再評価を行なつた者
に対する昭和三十一年度から三年度間の
家屋以外の償却資産に対する固定資産
税につきましてはその資産の評価額が
昭和二十九年年度分の課税の基礎となつ
た価格を超える場合には、原則として
昭和二十九年年度分の課税標準を以てこ
れに代へることとし、すでに昭和二十
九年中に再評価を行なつた資産の再評
価額が昭和二十九年年度分の課税の基礎
となつてゐる場合には、原則として昭
和二十八年年度分の課税標準を超えるこ
とがないように措置しております。

以上五つの法律案の概要を申上げ
た次第であります。何とぞ御審議の
上、速かに賛成せられるようお願いい
たす次第であります。

財産補償費につきまして、従来までの
使用状況及び今後の使用見込みを提出
しろということ御提出を申上げたの
であります。只今御指摘の安全保障
諸費使用状況及び使用見込額調べ、こ
れにつきまして、概略を先ず申上げ、
尚詳細を担当の者から申上げたいと思
ひます。お手許にお配りいたしました
安全保障諸費使用状況及び使用見込額
調べの資料でございますが、先ず一番
左側には予算額、これは御承知のよう
に五百六十億といふことで計上されて
おるのであります。そのうち昭和二十
七年度移替額、これは私どもは各省
所管に移替えまして使用いたしまし
て、その移替額といふ意味でございます
す。御承知のように大蔵省所管に計上
いたしております。それを建設省な
り或いは農林省その他の各省に移替え
をいたしまして使用いたしたのでありま
す。その移替額がここにございまして
ように二百五十八億九千万円といふこ
とに相成つておるのであります。その
内訳はあとで詳しく申上げることにい
たしまして、その右側の欄は昭和二十
八年度中の本年一月末日までの移替
額を掲げてございまして、即ちここに
ございましてに総額で百三十三億二千
六百万円といふことに相成つておるの
であります。それから更に右側に参り
まして、本年一月末日までは移替え
を見ておりませんが、商年度内に多少
の移替えの見込みのものもある。尚、
今回の特例法によりまして、繰越しを
お認め頂ければ、二十九年度において
も移替見込みのものとしたしまして、
百六十八億六千万円を掲記いたし
たのであります。これによりまして、

五百六十億の予算額は大体すべて必要
になるという見込みでございます。
この移替額と今後の見込額を通
じまして大きな内訳を申上げますと、
一番左側の区分という欄にございませ
うに、先ず第一は道路でございませ
うが、この道路は総額において五百六十
億のうち百四十六億六千万円、一番右
側に使用額合計という欄にございませ
うから、これを御覧頂きますと百四十六
億六千万円が大体かかる見込みでござ
います。そのうち實際二十七年に使用
いたしましたのが百五億一千万円、二十
八年年度の移替額が二十八億二千七百
万円、今後の使用見込が十三億二千三
百万円といふことでございまして、
次に河川に参りますと、これは二十
七年度の移替額が千二百万円、二十八
年度中ではございせん、今後におき
まして二千六百万円、合せて三千八百
万円が河川の改修等に使われるものと
見込んでおるわけであります。
次に港湾は昭和二十七年年度中に二十
八億八千四百万円が移替になつてお
りまして、二十八年度本年一月末日ま
では十二億五千三百万円、今後の見
込にいたしまして十億四千七百万円、
合計で五十一億八千四百万円というも
のが港湾の修築その他の施設のために
使われる予定になつておるのでござい
ます。

次のページに参りまして漁港の關係
でございまして、これは二十七年二十
八年度中は今までのところ移替は済
んでおりませんが、大体一番右側に
ございまして四千五百万円を、これ
は大体年度内に移替える見込になつて
おります。

合においても右と同様の配当制限を行
うこととした。なお、この配
当制限は、最低限度以上の再評価を行
わなかつた会社に対しては、昭和二十
九年十二月三十一日を含む事業年度か
ら適用することとしております。

第五に、固定資産税につきまして
は、再評価を行なつたことによつてそ
の負担が直ちに増加することがないよ
うに特別の措置を講じております。即
ち、最低限度以上の再評価を行なつた者
に対する昭和三十一年度から三年度間の
家屋以外の償却資産に対する固定資産
税につきましてはその資産の評価額が
昭和二十九年年度分の課税の基礎となつ
た価格を超える場合には、原則として
昭和二十九年年度分の課税標準を以てこ
れに代へることとし、すでに昭和二十
九年中に再評価を行なつた資産の再評
価額が昭和二十九年年度分の課税の基礎
となつてゐる場合には、原則として昭
和二十八年年度分の課税標準を超えるこ
とがないように措置しております。

以上五つの法律案の概要を申上げ
た次第であります。何とぞ御審議の
上、速かに賛成せられるようお願いい
たす次第であります。

財産補償費につきまして、従来までの
使用状況及び今後の使用見込みを提出
しろということ御提出を申上げたの
であります。只今御指摘の安全保障
諸費使用状況及び使用見込額調べ、こ
れにつきまして、概略を先ず申上げ、
尚詳細を担当の者から申上げたいと思
ひます。お手許にお配りいたしました
安全保障諸費使用状況及び使用見込額
調べの資料でございますが、先ず一番
左側には予算額、これは御承知のよう
に五百六十億といふことで計上されて
おるのであります。そのうち昭和二十
七年度移替額、これは私どもは各省
所管に移替えまして使用いたしまし
て、その移替額といふ意味でございます
す。御承知のように大蔵省所管に計上
いたしております。それを建設省な
り或いは農林省その他の各省に移替え
をいたしまして使用いたしたのでありま
す。その移替額がここにございまして
ように二百五十八億九千万円といふこ
とに相成つておるのであります。その
内訳はあとで詳しく申上げることにい
たしまして、その右側の欄は昭和二十
八年度中の本年一月末日までの移替
額を掲げてございまして、即ちここに
ございましてに総額で百三十三億二千
六百万円といふことに相成つておるの
であります。それから更に右側に参り
まして、本年一月末日までは移替え
を見ておりませんが、商年度内に多少
の移替えの見込みのものもある。尚、
今回の特例法によりまして、繰越しを
お認め頂ければ、二十九年度において
も移替見込みのものとしたしまして、
百六十八億六千万円を掲記いたし
たのであります。これによりまして、

五百六十億の予算額は大体すべて必要
になるという見込みでございます。
この移替額と今後の見込額を通
じまして大きな内訳を申上げますと、
一番左側の区分という欄にございませ
うに、先ず第一は道路でございませ
うが、この道路は総額において五百六十
億のうち百四十六億六千万円、一番右
側に使用額合計という欄にございませ
うから、これを御覧頂きますと百四十六
億六千万円が大体かかる見込みでござ
います。そのうち實際二十七年に使用
いたしましたのが百五億一千万円、二十
八年年度の移替額が二十八億二千七百
万円、今後の使用見込が十三億二千三
百万円といふことでございまして、
次に河川に参りますと、これは二十
七年度の移替額が千二百万円、二十八
年度中ではございせん、今後におき
まして二千六百万円、合せて三千八百
万円が河川の改修等に使われるものと
見込んでおるわけであります。
次に港湾は昭和二十七年年度中に二十
八億八千四百万円が移替になつてお
りまして、二十八年度本年一月末日ま
では十二億五千三百万円、今後の見
込にいたしまして十億四千七百万円、
合計で五十一億八千四百万円というも
のが港湾の修築その他の施設のために
使われる予定になつておるのでござい
ます。

次のページに参りまして漁港の關係
でございまして、これは二十七年二十
八年度中は今までのところ移替は済
んでおりませんが、大体一番右側に
ございまして四千五百万円を、これ
は大体年度内に移替える見込になつて
おります。

それから次は通信施設でございますが、これは二十七年中ではございませぬが、二十八年度におきましてすでに一億九千八百万円を移替済でございます。今後の使用見込をいたしましては大体十億四千万を約五十件のものにつきまして予定をいたしておるのであります。総額で十一億九千八百万円ということに相成っております。

次には保安施設でございますが、これは二十七年中九億三千万円を移替済でございます。その内訳はここにございませぬが、保安大学と保安庁関係のヘリコプターの購入でございます。これは今後におきましてはこの分の支出はない見込でございます。

最後に残りました項目は警備でございますが、二十七年中百十四億七千三百万円を移替いたしまして、二十八年度一月末までが九億四千七百四万、今後の年度内並びに二十九年度の分を合せまして百三十四億二千四百四万、その合計が百三十九億四千四百四万ということに見込まれるのであります。

大体御覧の通りに警備が最も大きな比重を占めており、次ぎまして道路、港湾、通信施設というふうな恰好になつております。

本日は担当の課長及び課長補佐が参つておりますが、以下もうちよつと詳しく統いて御説明を申上げたいと思ひます。

○説明員(谷川宏君) 更に詳しく御説明申上げます。

先ず道路でございますが、道路につきましては、この安全保障諸費が組まれました二十七年中におきまして、米軍との間の計画の決定等につきまして数次に亘りまして交渉いたしました結果、

大體の見通しがついたのがその年度半ば過ぎでございます。その結果二十七年中におきましては、この表にございまして通り百五億一千万円の移替が決定いたしましたのでございませぬが、併しながらこの実際の支出の面につきましては、この移替決定以降におきまして、各関係の都道府県との交渉及び実際の設計その他の関係等がございまして、現金の支出が決定したのは非常に僅かにとどまつておるのでございませぬ。

先ずこの内容でございますが、百五億一千万円、これを四つに大別いたします。御説明申上げたいと思ひます。先ず演習場関係におきましては七十六カ所、四百六十五キロメートル、この金額が四十五億八千六百万円、一例を申上げますと、沼津、御殿場の間、これは御殿場に演習場がございまして、そこへ行く駐留米軍の使用する主要道路がございませぬ。富士山の演習場でございますが、そういうような所を初めといたしまして七十六カ所でございます。これが教としては一番多いのでございませぬが、次には航空基地の關係が六十九カ所ございませぬ。これが二十四億九千八百万円、長さにいたしまして百七十九キロメートル、北海道の基地の周辺の道路が多いのでございませぬが、札幌―千歳間、これが主要な道路でございます。次にはキャンプの關係でございますが、これは四十カ所、百十七キロメートル、金額にいたしまして二十億九千七百四万、例えば横浜―座間間の道路がございませぬが、これを舗装いたしましたのでございませぬ。その他といたしまして三十九カ

所、七十五キロメートル、十三億三千三百四万、以上合計いたしますと二百二十八カ所、八百九十四キロメートル、百五億一千万円というところに相成るわけでございませぬ。二十七年の使済みが百五億で、大體、軍との關係におきましてはこの程度あれば済むという見通しはございませぬが、更にその後における提供などで、二十八年度において、二十八億二千七百四万というのが一月末までに決定したわけでございませぬ。更にその後、妙義山その他の演習場關係がございませぬので本年度中には十三億二千三百四万という金額が予定されるわけでございませぬ。

先ず二十八年度の使済み額の二十八億二千七百四万、これについて今御説明申上げたように分類いたしました。演習場關係で七十六カ所、五十三キロメートル、金額で六億五百万円。航空基地の關係が十五カ所、十七キロメートル、二億七千八百四万。キャンプ關係につきまして二十七カ所、九十六キロメートル、十億七千五百四万。その他の施設關係といたしまして二十七カ所、百一キロメートル、八億六千九百四万。合計いたしますと八十六カ所、二百六十七キロメートル、二十八億二千七百四万。これで軍の要望、或いは地元の要求等に対しまして大體始末がつくのでございませぬが、更に十三億二千三百四万の必要があるわけでございませぬ。

その主なものを申上げますと、先ず演習場關係が妙義山を始めとしたして十カ所、三十キロメートル、三億五千六百四万。航空基地の關係基地の拡張でございますが、三カ所、九キロメートル、二千四百四万。それからキ

ヤンプの關係五カ所、十五キロメートル、八千四百四万。その他の施設關係が三十八カ所、百十五キロメートル、八億五千九百四万。その合計が五十六カ所、百六十九キロメートル、十三億二千三百四万ということに相成るわけでございませぬ。

以上を以ちまして、道路關係といたしましては、五百六十億のうち百四十億六千四万が予定されておるわけでございませぬ。

次に河川に参りますと、河川は二十七年中に使済みしましたのは千葉県の真亀川の改修工事でございます。これは軍のキャンプの傍を川が流れております。その川の改修でございます。これは千二百四万。それから今後埼玉県の老川の改修、二千六百万円、合計三千八百四万。

次に港湾に参りますと、港湾につきましては原則といたしまして代替施設の關係を主として安保諸費で見ることになつておるわけでございませぬが、二十七年中に使済みしましたのが二十八億八千四百四万、この表に書いてございませぬ通り、十の港湾、横浜港高島岸壁、出田町、川崎、神戸、横須賀、佐世保、門司、小樽、八戸、名古屋、博多、合計二十八億二千九百四万。二十八年度の四月から今年の一月末までに二十八年度分として使済みしましたのは十二億五千三百四万でございます。この代替施設の關係が四港、九億八千五百四万。横浜港の北の突堤、出田町の突堤、名古屋、金石、これは石川県でございます。それから門司。今後の使用分といたしましては、代替施設の關係が四港、これが十億四千七百四万、横浜の新山下の突堤、それから

神戸、小倉、徳山、こうなつております。代替施設の關係はこれだけでございませぬが、次の頁に、港湾の第二の項目といたしまして、救難基地の關係がございませぬ。これが二十七年中に移替が済みましたのが五港ございませぬ。これが五千五百四万、大阪、八戸、塩釜、宇島、室蘭。二十八年度になりまして、四月から一月の末までに代替施設以外で移替をやりましたのが、先ず弾薬の荷上げの施設、これは軍の要求によりまして二港だけ移替をいたしまして、これを忠海、名古屋でございませぬ。これが一億四千八百四万。次に輸送の施設の整備といたしまして、関門海峡、これは軍の九州と本土との連絡の關係上、輸送施設が今まで非常に弱体でございませぬので、輸送を補強する。これが二千五百四万、次に奥尻、釧原の電探基地の二港の整備、補修でございますが、これが九千五百四万ということになりました。港湾關係で二十八年度一月末までに移替えしましたのが十二億五千三百四万ということになつておるわけでございませぬ。それから今後の使用予定といたしましては、先程の四港以外に、輸送施設の整備といたしまして、二億一千万円、これは富岡と追浜、横島、大島、この四カ所だけ整備をいたすことに計画を進めて、軍との協定ができております。これを合計いたしますと、港湾關係で、前の頁にありますように、五十一億八千四百四万ということに相成るわけであります。

第四番目といたしましては漁港の關係でございますが、今までは移替が済んだのはございませぬが話合いがつ

神戶、小倉、徳山、こうなつております。代替施設の關係はこれだけでございませぬが、次の頁に、港湾の第二の項目といたしまして、救難基地の關係がございませぬ。これが二十七年中に移替が済みましたのが五港ございませぬ。これが五千五百四万、大阪、八戸、塩釜、宇島、室蘭。二十八年度になりまして、四月から一月の末までに代替施設以外で移替をやりましたのが、先ず弾薬の荷上げの施設、これは軍の要求によりまして二港だけ移替をいたしまして、これを忠海、名古屋でございませぬ。これが一億四千八百四万。次に輸送の施設の整備といたしまして、関門海峡、これは軍の九州と本土との連絡の關係上、輸送施設が今まで非常に弱体でございませぬので、輸送を補強する。これが二千五百四万、次に奥尻、釧原の電探基地の二港の整備、補修でございますが、これが九千五百四万ということになりました。港湾關係で二十八年度一月末までに移替えしましたのが十二億五千三百四万ということになつておるわけでございませぬ。それから今後の使用予定といたしましては、先程の四港以外に、輸送施設の整備といたしまして、二億一千万円、これは富岡と追浜、横島、大島、この四カ所だけ整備をいたすことに計画を進めて、軍との協定ができております。これを合計いたしますと、港湾關係で、前の頁にありますように、五十一億八千四百四万ということに相成るわけであります。

いたのは和歌山県の白野港、これは四千五百万円、これも軍の要求によりまして、これだけ出すことにいたしましたわけであります。

第五の部類亡しまして通信施設でございますが、これが二千八年といたしまして一億九千八百万円、これはグリーン・パーク、三鷹の宿舍の關係でございますが、それが一億九千八百万円。それから今後の關係といたしまして十億、次に申上げまする營繕關係の施設を作りますと、都心から地方のほうに施設が移りますと、通信施設もそれの関連上移す必要がございますのの關係としまして、大体五十件、十億を見込んだわけでございます。通信關係といたしまして十一億九千八百万円と相成っております。

次の保安施設でございますが、これに当初安全保障諸費を編成いたしまする場合に、この代替施設の外に、保安施設につきましても、当時の国会で大蔵大臣から御承認を得まして移替えたわけでございますが、その関係が九億三千万円。保安大学の三億と、ヘリコプター二機の六億三千万円ということに相成つておりまして、この関連は、この後はそれ／＼保安庁の経費の方も相当見ることにになりましたので、そちらの方で見ることにいたしました。

最後に一番大きい營繕關係でございますが、これが二十七年年度に移替が済みましたのが、ここに書いてございまして、すように百十四億七千三百万円、その中で一番大きいのが空軍の關係の七十九億一千万円、それから海軍が十四億七千七百万円、陸軍が二十億、この二十七年度におきましては空軍が七十九億、これは空軍が計画の出し方が早う

ございましたので、着手が早かつた関係がございます。併し二十八年度に参りますと陸軍の関係が多くなつて来るわけにございます。

先ず二十七年度の空軍関係でございますが、これは主として宿舍の關係でございまして、先ず三鷹の宿舍、それを改築する。殆んど新築同様でございしまする、これが二十七億五千三百万円、芦屋の宿舍は二億四千五百万円、立川の宿舍が十三億八千万円、千葉原の白井の宿舍が六億五千万円、それから府中の空軍司令部でございますが、これは二十八億八千二百万円、合計七十九億一千万円を以ちまして着々工事を進捗してございしまするが、何ぶん一件あたりの工費が相当かかりますので、まだ完成はいたしておりません。三鷹だけが完成しておるわけでございします。白井も近く完成することになっております。それから海軍の關係が二件で十四億七千七百万円、横須賀と佐世保の宿舍の關係でございします。

それから次のページに参りまして陸軍の關係が四カ所ございしますが、これは相模補給廠の一億一千五百万円、内灘の陸軍の宿舎七千三百万円、朝霞の宿舎五億、尼ヶ崎の陸軍補給廠十三億九千八百万円、四件二十億八千六百万円、この二十七年年度使ひ済み額が合計して百十四億七千三百万円と相成つております。

二十八年度になりました。二十七年
度全体の計画がなか／＼移転の場所の
関係等ございまして決りませんでした
わけでございます。それで二十八年度
になりました。まあどつとどきに大
体決つたわけでございまして、それ
が先ず空軍の関係といたしまして二十

億三千八百萬円、六件ございまして
岩国の鉄道の引込みの関係、これが七
千七百萬円、それから小牧、守山、こ
れはいずれも宿舎でございますが、
それぐ七億七百萬円、十億三百万

円、それから大府の通信施設一億三千万円、伊丹の宿舍が一億四千万円、それから府中の将官の宿舍、これが八千二百万円、合計いたしまして空軍で一月末までに二十一億三千八百万円決定したわけでございます。海軍関係は、ございませんで、次は陸軍の關係でございしますが、これは十七件ございまして、六一九億九百万円、相模の補給廠

の関係が、初めの二十七年度の直ぐ左の欄に書いてございます。一億一千五百万円は最初着手したときの小規模のものでございまして、本格的に設計がきつたしまして十三億六千五百万円が決つたわけでございます。次に尼ヶ崎の補給版一億四千三百万円、磯子富岡の倉庫の関係といたしまして二億八千二百万円、それから小泉の宿舎、これが

十四億一千万円、横浜の倉庫といっ
まして十二億一千二百万円、川崎の倉
庫が一千九百万円、淵野辺の研究所こ
れが三千六百万円、それから座間の病
院が九億五千七百万円、それから横濱
の下士官食堂二千七百万円、東京の糖
給廠のQM・デボ、これが一億七千万
円、それから横浜のフレイヤージュの
移設、これは体育館でございます

が、これが四千五百万円、それから大阪の貿易館の改修工事九百万円、世田ヶ谷の陸軍倉庫が一億六千万円、座間の将校の宿舎が一億九千万円、座間の警官の宿舎が一億三千九百万円、朝霞のキャンプの洗濯所の改修工事といたしまして一億四千二百万円、それから横浜

のカプエテリヤが四千五百万円合計したしまして陸軍關係が六十九億九百万円で、陸軍、空軍、海軍の營繕の關係が九十億四千七百万円と相成つております。

この関係といたしまして百三十四億二千四百万円ということになっております。このうち、すでにこの計画の確定いたしましたものが八十億ばかりあるわけでございますが、その大部分既に殆んど全部が陸軍関係でございます。て、空軍、海軍はすでに使い済みのものでおよそ賄いがつくという見通しです。

ございます。陸軍関係といたしまして七十八億三千三百万円、その内訳は、横浜の倉庫の關係が一億一千八百万円、それからワシントン・ハイツの病舎の施設が十五億八千万円、パーシング・ハイツが三億六千万円、これらによりまして、まだ都心にあります第一ホテルその他の民有のホテルを接収しておりますが、これが完成いたしました。

ると、ここに移るによりまして、現在接収中の民有のホテルその他が解収解除になるわけでございます。それから、深川のP・O・L、これが九千三百万円、大門のガレージが二億二千百万円、次のページに参りまして、C・P・Oの移設、横浜に来るわけでございますが、これが八千九百万円、それから神戸の東キヤンプといたしまして

六千二百万円、大蔵の専賣工場の改修工事といたしまして五千万円、聖ロカ病院の分院が一億円、それから神戸港灣司令部が三千万円、横島のP・O・Lが一億七千四百万円、新山下の将校宿舎が八億二百万円、それから横浜地区の岸根の宿舎といたしまして十三億五

てまだ相当のホテルその他が接収されておきますので、これができますと、十部分が解除になるわけでございます。次にハーディ・バラック、これは現

在大蔵省の虎の門の宿舍その仙民有の施設その他がまだ相当事務所として接收を受けておりますが、これが完成すると解除になるわけでございます。ハーデイ・バラックが二十七億九千九百万円、以上七十八億三千三百万円といふのが今後の使用見込みでございます。併しながらこれらは軍との打合せは済んでおりまして、設計その他も十

部分ももう揃つております。このうち若干のものはすでに印刷に付したものとございますが、今後まだ資料の収集その他必要がございまして、今後来年度にまたがりまして、契約する必要がありますわけでございます。

以上がはつきり日本政府といたしまして施設を作ることが決定した分でございますが、目下、計画検討中のもの

の点につきまして軍の要求は相当強いのでございますが、日本政府といしましてはいろ／＼な周回的情勢その他のを考えまして、更に圧縮できるかどうか等につきましても目下検討しておるわけでございます。そのうち横濱のR・P・Eの關係が十億と、住宅の關係八件と申すのが、以上をもちま

いのでございまして、それを半分まで
は参りませんが或る程度充たすといいた
しまして、も十五億の金が要るわけでござ
います。それから空軍の基地の関係
といたしまして三億九千万円、これも
現在わかつております範囲内でござ

の程度がまだ必要である。それから病院の關係をいたしまして、大きい病院は福岡とか大阪、京都と、日本赤十字或いは郵政省の建物が接収を受けまして、まだ使つておるわけでございまして、これを二件だけどうしても返さなければいけないと、赤十字の關係その他を考慮いたしますと、大体十五億要る。この検討中のもので四十三億九千百万円は今後の先方との交渉、或いは日本政府内部の關係各省との話合によりましては、金額は或いは多少ふえるという關係のものでございまして、更に最後に設計変更等のための予備、以上のように營繕關係をいたしましての三百三十九億というものの大部分が、現在目下工事着手進行中のものでございまして、これらにつきましては、この三百億以上の金額に對しまして、僅か十二億の予備費でございまして、これは設計の変更等が従来の軍の要求実施上におきましては、通例起り得るといふ關係がございまして、ここでここに計上したわけでござい

ます。以上を以ちまして今後の使用見込みが百三十三億二千四百万円と相成りまして、合計五百六十億は以上のような計画を以て進めておるわけでござい

○前田久吉君 ちよつと伺いたいのですが、完成したら、接収しておる第一ホテルとか、皆あけるといふのは、いつ頃になるのですか。

○説明員(谷川宏君) 只今の見通しは、第一ホテルにつきましては、今年の暮か三十年の大体今頃までは、遅くともあけ渡しができるというふうに考えております。

○成瀬權治君 小瀬さんのほうに關連してお尋ねいたしますが、具体的な問題としてお尋ねしたいのは、ワシントン・ハイツの問題ですが、これも合同委員会決定して、すでに工事に着手しておるわけですが、なぜ都議会とか或いは渋谷の区会の意向とか、或いは住民の意向を聞かずにやつておるのですか。国有地だから、そういうものは勝手にやつてよい、こういう態度ですか。

○政府委員(小瀬權君) この問題はしばしばいろいろな委員会でも申上げますように、全部調達庁の方に移管されておりますが、その以前に外務省として扱つたことがございまして、調達庁に代つてお答えいたします。御指摘のよう

に、あの土地は国有地でありまして、政府の方では、原則として成るべく都心から離れて、而も又民有地でなしに国有のところに移動させるといふ方針をとつたのであります。国有地と

いう問題と、もう一つは、なるべく都心から離れてと考へましても、なかなか恰好なところが他にないから、結局は練兵場になつておつたところをす

で、一昨年来側に提供してありますので、そこでこの施設を建てることにしたわけであります。すでに建設省の方でこれについての設計も終え、工

事に取つかかることになつております。区会或いはその近隣の方に御相談申上げなければならぬ点もありま

すが、それは主として、今後どうい

つたのは事実であります。併し御承知のように、どこでやりましても、これを建てることを歓迎してくれるところは少い。事実いろいろ問題が起つてゐるわけでありまして、あそここの方は比較的弊害が少いであろうといふことと、外に適當なところがないもので、外に適當なところがあるけれども、それに越したことはございせんけれども、外に適當なところがない。結局あの国有地を使わざるを得ないといふところで決定したわけであります。今

後の措置としてはいろいろ連絡協議会なども作りまして、十分弊害がないように最善を尽したい意向であります。

○成瀬權治君 責任があなたのほうでなくて、調達庁がやつたということな

のですか。

○政府委員(小瀬權君) 仮に外務省が前やつておりましたも、現在その主管をしてゐるところへそうした問題は全部移管されたわけであります。けれども、勿論、合同委員会でも解決できない、外交的な折衝を要するといふ場合には、外務省が取扱うわけでござい

ます。併し現実の問題は今調達庁が直接取計らう。そういう機構の改革を昨年の十二月にいたしました。

○成瀬權治君 だから形式的な決定は

調達庁の問題だと、こういうふうに言われるわけですか。

○政府委員(小瀬權君) 施設を提供するやうな關係は施設特別委員会というやうなものがあつて、その委員長は調達庁の長官をいたしております。福島君がやつておるわけでありまして、そ

して、その事務は調達庁でやられるので、特に外交的にいろいろ問題のある場合は外務省が更に取上げるかも知れませんが、一応調達庁の方で主管して

おります。臨時協議を受けることもありますけれども、現在はそうなつてお

ります。

○成瀬權治君 私は国有地だから勝手に政府がいろいろなものを作つていいといふことはないと思ふんです。で、少くとも渋谷区会の意向ぐらゐは聞いて

きめられないから、今日あゝいふ問題

が起きておつたと思ふのです。これを、今、地元は賛成してない。反対してゐるわけですか。止めるというやうなことは考へられないのですか。中止というやうなことは……

○政府委員(小瀬權君) 仮定を以て答へますならば、他にこれより適切なものがあるといふことになれば、仮定としてはそれをできないとは言へないでしようが、事実もう既に設計も済

み、すべてそれによつて取計らわれております。現実の問題として、これよりいいところがないから、できるだけ弊害を少くしてこれを遂行するとい

う以外に方法はないと存じます。

○成瀬權治君 この問題をここで余りやつても委員会が違ふかとも思ふのであります。もう一つ具体的にお聞きしたい点は、折衝中の病院の中に入つておるといふ話であります。これは

安全保障諸費から支払われなくてアメリカからの費用のみでやる。そういうものがあつて、その折衝中のものの中に、私どもが今考へておる四

十億近くのものの、その金額は日本政

府が出すことを予定しておりますが、

それに關連いたしまして、アメリカ政

府がドル負担で若干の工事をやるとい

う例はござい

ます。

○成瀬權治君 そうすると、アメリカ

のドルそのものだけでやるというので

はなく、安全保障諸費で例へば建物

だけ作つた場合に、中の機械とか、

○説明員(谷川宏君) 具体的御質問でございますが、小牧につきましては、現在、拡張計画がございまして、土地の買収につきましても、現在、買収したものと、及び将来買収する計画もございまして、現在買収してしまつたものにつきましても、この病院ばかりでなしに、この宿舎、そういう関係のものも既に予算がきまりまして、アメリカと話が済んだものもございまして、それを建てることにしておるわけでありまして。

○成瀬幡治君 具体的に言つと、病院が建つわけですか。

○説明員(谷川宏君) 病院ではなくて宿舎でございます。宿舎の計画がきまつておりますので、宿舎を建てることになつております。

○成瀬幡治君 あそこは病院と宿舎と両方建てるために買収したんですよ。土地は、病院の問題は安全保障諸費ではなくて、ドルそのものでやるというように聞いておつたのです。今、話を聞くと、そういう病院の計画は全然ないのだということですか。

○説明員(谷川宏君) この宿舎と病院と、宿舎に附属する若干の小さい診療所程度のものは先方で作るといふ話はございまして、名古屋の郵政局が接収されておりますが、その代りの病院と、意味であれば、現在まだ病院をあそこに作るかどうかという点はきまつていないわけですか。折衝の途中であります。

○小林政夫君 今の点で今の問題にあつてはまるかどうかわかりませんけれども、防衛分損金と安全保障諸費との関連です。防衛分損金から出してやるものと、多少こちらでやるという問題があるのではないかと。

○説明員(谷川宏君) 予算のほうについては今御指摘の分損金、正式には駐留米軍交付金という名で呼ばれておりますが、それと提供施設の借料その他、これが防衛支出金でございます。その米軍に対する交付金、それとこちらの安全保障諸費との関係でございますが、米軍交付金は、日本政府が行政協定の二十五条によりまして、協定に対する義務として米軍に交付するわけでございます。それを以ちまして米軍といたしましては、主として需品の調達、或いは役務の調達、或いは用役関係、或いは関係に使用わけでございます。施設の関係には使われないわけでございます。安全保障諸費は一回限りの経費でございまして、主として、都心から地方に施設が移転するに伴いまして、營繕施設、或いは航路の開闢、或いは港湾の施設という建設的な工事費に使われるわけでございます。

○小林政夫君 原則的にどうなつておるかというところは承知しておりますが、役務の調達といつても、道路を直すような場合に、人夫を雇つてこちらでやるか、ここまでは俺のほうでやる、ドル払いでやろうというふうな、多少交錯する所があるのではないかと。

○政府委員(正示啓次郎君) お答え申し上げますが、只今申し上げました通り、安全保障諸費は臨時的で、防衛支出金は駐留軍を経営的に維持して行くための経費であります。従いまして、同じ労務費と申しましてもいわば常備的に、ずつと経費的に備つておるのが防衛支出金の系統でございまして、安全

保障諸費のほうはその工事があつた周囲のものを払つておる、こういうふうになつておりますので、その間、混淆はないのであります。

○成瀬幡治君 私はもう基地などは数かふて行かないだろうと予想していたのですが、そうしたら四十三億九千百万円まだ折衝中のものが残つておる。新しいものはAの地点のものをBの地点に移すとか、若干拡張するといふもののみか。全く新しいものがあるのかないのか。

○政府委員(小瀬権君) これは、この表でも御覧になりますように他から移転させる、民間のものになるべく使われない、而も従来向うのほうで設計とか細かい注文を出したために来たといふような関係でございます。飛行場などにつきましても滑走路を長くするといふようなものもないではございせんけれども、今これが非常に拡張されて新しいものを要求するといふ性質のものではないに、これまでつと早くできなければならなかつたものがそんな関係で遅れたという実情でございまして。

○成瀬幡治君 そうすると、新しいものは全くない、そういうふうには承知していいわけですか。

○政府委員(小瀬権君) 例えればレーダーの基地などは随分ふえました。それから飛行場のほうも、北海道で外国の飛行機が入つて来たといふような関係もありまして、美幌あたりのほうを増さなければならぬといふ関係がありまして、それ以外には新しいものはないわけでありまして。

○成瀬幡治君 そうすると、二十九年度の十三億の中に演習場が十カ所という話を聞きました。その中に妙義の例が出て参りました。そうすると、これはまだ閣議で決定してないわけですね。それなのにあなたのは計画に計上してある。或いは北海道の十勝の上陸演習場の問題、そういうものまでこれに入つてゐるのか、十カ所の中に、或いはこの四十三億の折衝中のものに入つてゐるのか。明確にして頂きたい。

○説明員(谷川宏君) 妙義につきましては、すでに決定したほうに入つてございまして。ただこの点につきましては、閣議決定は正式にはまだ済んでございせんが、その前に大体米軍との話し合いもつきまして、大体提供することには政府の方針としても決つておりまして、地元との折衝をうまくつづけるようにということ、私ども関係者努力いたしておるわけでございます。大體の見通しとしてはうまく話がつきまして、円満に提供することができるといふ見通しでございます。

○成瀬幡治君 十勝は入つてゐるのか、北海道のあれは……。

○説明員(谷川宏君) 十勝はまだ入つておりません。今後折衝中のものの中に入つております。

○成瀬幡治君 だから私は、はつきり、そこはあなたは余り細かいことがわからなければ、私は谷川さんにお答え願ひたいが、例えは今言つたように十勝に上陸演習場を設けるといふ新しいところがあるならば説明してもいい。

○政府委員(小瀬権君) 私から一応私の先ほどの答弁に関連して申し上げます。

十勝の問題にいたしまして、随分長い間つたもんだをやつておるが、(成瀬幡治君) 半年ばかりやつたじやないかと述ぶ前からどこかなければならないといふのは、場所を変えたり、折衝しているから、もと／＼計画はあつたのに対して、日本のい／＼経済的な影響、社会的な影響といふものを考へて土地を物色するといふような関係があつて遅れてゐるので、私どもの解釈では、最初から言われておるのを……妙義山の問題にしても同様であります。いろいろ問題があつたために遅れているので、米軍側から言へば新しい計画として新しい演習場をとるといふ性質のものでないといふことを言われておりますが、日本側の立場で私は申し上げます。最初から折衝して新らしく出て来たものじやない。日本側の立場から言つても新らしく出て来たものじやない。最初から要求があることを知つていて、それをできるだけ円満に取めようとして実施が遅れているといふ性質のものであります。詳細は大蔵省のほうから……。

○成瀬幡治君 私が聞きたいのは、折衝でどうなつたかという問題ではなくて、本当に新らしく土地がとられるのか。いつ出て来るのか。十の中に入つてゐるか、入つてゐないか。現に妙義は今言つたように新らしく取られるわけです。政府とアメリカとの間の話し合いは進められて、新らしくないかも知れない。ところが土地の人には初めてです。そういうところがあるかないかといふことを、私ははつきりしてもらいたい、こゝ言つてゐるわけですか。例えは若木山と関係との関係もむつか

しい。そういうものはアメリカとの、この演習場の十カ所の中に入つてしまつておるのか。そうではなくて、それは四十三億の折衝中のものに入つてゐるのかという点を明らかにしてもらいたいと言つてゐる。

○説明員(谷川宏君) この四十三億につきましては、三月十日現在におきまして折衝中という意味でございます。その後、毎週一回施設特別委員会がございまして、折衝してゐるわけでございまして、今お尋ねの東北地方の岩木とか、それから北海道の十勝でございますが、それは一応まあ四十三億の中に入つておりますが、できるだけ私どもは円満に地元との話し合いをつけ、提供するかしないか、提供すると決つた場合においても、できるだけ円満に処置を講じて事を運びたいと考えてゐるわけでございまして、妙義の問題につきましては立入りも自由でございまして、實際その使用制限される範囲も極力狭くして貰ふということでも外務省を通じて交渉しておりますし、その点につきましては地元との話し合いもまあ比較的順調に進んでゐるわけでありまして、一例を妙義にとりましても、その他の地区につきましても、現在先方から申出がございまして、まだ提供できないところにつきましても、そういうふうな方針で、できるだけ円満に事を運んで行きたい。こういうふうにて考えております。

○成瀬幡治君 妙義の問題については、外務省から向うに對して承諾をしたという手紙みたいなものを出されたという事は私も聞いております。併し今要求中のものにつきましては、折衝して今後削つて行くか知れん、向

うは日本の要望に對しまして幾らか折れて来て譲つて行くかも知れんという明るい見通しを持つておつたんです。

その中に例へば今言つたふうに十勝の問題が入つてゐる、或いは岩木山の問題が入つてゐるというなら、私は見通しが明るいと思ふんです。今後のあなた方の努力次第によつては……、だからやがて言ふ言ふですが、こういうものは今言つたふうにはつきり折衝中の中に入つてゐるわけですね。だから今後のアメリカとの折衝においては、日本側の強い要望によつてはこれは撤回させることができる、こういうふうにして承けていゝわけですか。

○政府委員(小瀬権君) 日本側の希望から言へば、できるだけとつて貰いたくないんで、いろいろ理由を述べて折衝してゐるんですが、ただ先方の要求するのは、若しそれほど社会的経済的にその地域が不適当であるなら別のところを提供してくれという要求を向うは出すわけなんです。ところがなかなかほかにもいいところがない。現在の向うのほうでこれなら何とか辛抱できるといふような場所は日本側で承知できないといふようなわけで遅れておるんで、果して全然それに代るべき施設を提供しないで、全面的にこれまでの要求を撤回させられるかどうかという事は、これは今まではつきり確言はできませんが、できるだけ向うが要求するものを少くして、又間接的な弊害もないといふことに最善の努力をいたしておるわけでありまして、絶対にその数を今まで要求してゐるものを全面的に削減させることができるということとは、これは相手のあることでもあり

ますので、ここで言明いたしかねます。

○成瀬幡治君 あなたも、例へば日高・紋別に對しまして十勝といつた上陸用の演習場がどのくらい規模のものだといふ点は、私もじかに調べて参りましたが、相当なものだといふことはわかるんだと思ふんです。十勝へ前以て行つたつてどのくらい土地が無茶苦茶になつてしまふか、いいか悪いかわからないことは、相當の結論が出て来ると思ふんですが、演習規模をうんと縮小させるというふうなことは私は承知しないと思ふんです。だから、やつてしまへば向うの計画通りになつてしまふ。抗を打つてみたつて、そこからはみ出すようなことは当り前の話で、そういう態度ではなくして、もう少し強腰で折衝できないものですか。

○政府委員(小瀬権君) 相当強腰でやつたから未だに決定してないのであります。それを全面的に撤回させれば一番いいのであります。向うの必要もありませんので、とにかくこまめに、がんばつて来たので、十勝へ持つて来ましたのは、実は北海道で相當相談いたしましたところ、あそこは比較的弊害が少いという話から起つたものであります。ところが現地の村から何か話を聞かされたといふような、いろいろいささつもありません。又、地のかたとも連絡をするし、又、地だけ向うの要求を縮小させるように努力しておりますから、なかなか確定しないといふような事情があることを御了承願ひたいと思ひます。

○成瀬幡治君 観点を變えて、ちよつと、具体的な問題として、もう一遍お

尋ねたいのは、千駄ヶ谷の倉庫で一億かけて、それを云々という話を聞きました。道路をちよつとやろうとしておる。あの道路計画を見ますと、真すぐするなら、まだほかにもいろいろ方法があると思ひますけれども、或人のうちのところは、やつて、特にこんなふうにしてこぼこにして拡張しようとしておるんですが、これも話は決定済みの中に入つてゐるわけですか。

○説明員(谷川宏君) 一応決定済みに入つておりますが、できるだけ実行上におきましては、地元との利害の調整等も考え、同時に道路の効率的な使用という両面から考える必要がございします。場所によりましては、お説の通り少し曲つたところもあるかも知れませんが、まあ、できるだけ軍用目的及び地元の利害も併せて考へて、善処して行きたい。かように考へております。

○成瀬幡治君 私は地元の意見を聞けば反對が起きてしまふから、都心から今後地方に移るのが相當出て来ると思ふんですが、その場合にも、国有地だから勝手にやつていいという態度は、今後は一切やめて頂きたいと思ふのです。もう一つは、この地区を呉れなければ、どこか、どうせ日本中に作らなくちゃいけないのだから、お前のほうの演習地をやつてくれ。北海道でも、日高・紋別にいけなければ、どこかよそのもの、青森で関根がいけなければ岩木はくれるか。どつちか一つ。下手したらどつちも取つてしまふぞと、そういう高圧的な立場で話は進められておると思ふのです。そういう態度も今後やつて貰つちやならん。それからもう少し地元に対して、私は正直な話をし

て貰わなくちゃいかん。日高・紋別の演習場については、大蔵省や調達庁の言うことと、横須賀の司令部の言うこととは、全然違つておる。妙義の問題でもそんなんです。今後そういうことのないように、だまかして、住民には被害が少ないなどだまして、そういうやつてみたら被害が拡がつた。そういうことのないように、今後そういうことに対して努力して貰へるかどうかが。

○説明員(谷川宏君) 十分御意見のあるところを取入れて、できる限り円満に事を進めて行きたいと思ひます。

○菊川孝夫君 この安全保障諸費といふのは一回限りのものであつて、これはアメリカ軍がいつまでおるかかわからぬのであります。今後こういうふうな予算の出方といふものは絶対にないのかどうか。本当は、予算でしたら、金額と、これだけぐらゐな、ちやんと、こういうふうに使ふのであるといふように、先ず使途を明らかにして出すのが予算の原則だと思ふのですが、講和条約ができるさうなときであつて、遂に打切られた。従つて向うの圧力によつてやつたという恰好になつてゐるわけですね。こちらの法律は守り得なかつた。外交上だと言つてしまへばそれまでですが、五百六十億といふものを日本の法律を守り得ずやられてしまつたといふことは、今後もういふものがあるかどうか。

○政府委員(正示啓次郎君) お答え申し上げます。只今、菊川委員のお言葉の中に、法律違反といふような御趣旨がとも受け取れるところもあるものであります。これは私は財政法その他によつてやつておりますので、その点は必

ずしも法律違反とは考えておりません。国会の御議決を願ひまして、所定の法規の手続によつて使用いたしておる点は、御承知の通りであります。ただこの経費は今度十分であつて、將來、もう再び計上しない積りかという御質問に對しましては、正にその通りに考へております。財政法四十二条の特例法案を御審議願ひます際に、御説明を申上げました通りに、実はこの経費の再繰越をお認め願ふ趣旨は、これは新しく予算に計上しますと、又あとに同じようなものを出さなければならぬという疑問も出て来るという点を考へまして、これはこの際一年限りでございしますから、もう一度繰越しをお認め願ひまして再び計上しないようにいたしたい。これが今回出した一つの理由になつております。

○菊川孝夫君　そういう意味でなしに、予算を審議するに當つては、これはどういふふうに使ふかということに先ず知らなければ、審議の対象にならないと思ひます。金額がこれだけ要るとしても、使用目的がはつきりしていなかつたら、どこでどういふものを使うとすることが決つていなかつたら、予算の原則には反してゐると思ひます。国会の議決を経てゐるからいいと言つてしまふはそれまでだが、そこでこの金額五百六十億を決めるときには、金額を先きに割り出したのであるか、それとも使用目的が先に決まつておつたのか、この点お伺ひしたい。

○政府委員(正示啓次郎君)　當時のことは、私、詳しく存じませんが、私も前任者その他からよく引継ぎを受けましたところによりますと、まあ當時のいわゆる駐留軍の規模等を考へまして、その維持、或いは移転等をどういふ計画でやるかという大體の構想を頭に置きまして、それを実行するための施設はどの程度かかるかということから割り出したものでございします。無論、精粗の違ひはございします。一般の予算の編成の場合と同じように検討を加へました上で、実体的に決めたのが、このいろいろな施設でございまして、それを作りますために大體この程度のものがかかるという見通しにおきまして計上いたしましたのでございします。

○菊川孝夫君　今年一年繰越したならばあともう必要はないというのです。が、まだ折衝しなければならぬものは、今も成瀬君からも質問しておられましたように、妙義山の問題とかいろいろの施設でございまして、大體見積つておられると思ひます。妙義山が今年度内においでできなかったというやうな場合には、地元との折衝がうまく行つていへば、私たちが聞いたところではさうばかりでもないらしい。金額は余つて来るわけでありますが、この金額はこれだけはどうしても使わなければならぬのですか。

○政府委員(正示啓次郎君)　先ほど谷川主計官からお答え申上げましたように、妙義山の演習場関係は、実は道路の、演習場関係十カ所というふうに入れております。閣議決定は経ておりませんが、大體先ほどお答え申上げたやうな趣旨でここに入れたわけですが、只今の御質問は、これを年度内に支出しない場合どうなるかという御質問でございしますが、その点なら、実はこの法律をお願ひいたしておる趣旨でありまして、これは計画はきまりまして、工事が完了いたしましたものと支出済みにならんわけでありまして、そこで四十二条の特例をお願ひいたしました。支出未済は二十九年度に繰越しまして、工事が終了したときに支出を完了する、こういうことにいたしましたと思ひます。そうしてありますれば、予算に新しく計上いたさなくとも繰越の予算で支出して行く、こういう趣旨でお願いしておるわけでありまして、これは二十九年度に繰越し、又三十九年度或いは三十一年度というやうなこともあり得るわけですか。

○政府委員(正示啓次郎君)　決して三十九年度というやうなことは考へておりません。二十九年度中にすべて完了するやうにいたしたい。

○菊川孝夫君　次に、一体これで、いろいろの施設をほう／＼に作りまして、これらのものは、所有権というのは日本国の所有になつておるのですか。国有財産として今後帳簿に載つて行くのですか。その点についてお伺ひしたい。

○説明員(谷川宏君)　この安全保障諸費の支出によりましてできるもの、いろいろ／＼ございしますが、先ず營繕関係の施設につきましては、すべて国有財産として帳簿に載せまして、普通の国有財産法によりまして処理するわけにございします。道路、港湾、河川は、それ／＼それらの施設を管理するに當りましてきまつております法律の定めるところによりまして、日本の国内法によつて処理することになつております。

○菊川孝夫君　次に災害、火災、この施設なんかも、火災は當然考へなければならぬ。又、風水害等で道路がこわれるというやうなことも考慮しなければならぬと思ふのですが、さういつた場合に、これを修繕するのはどちらが負担することになつて、どの費用で支弁することになるのですか。

○説明員(谷川宏君)　火災と天然の災害の場合と分けて考へますと、施設が火災になつた場合、これは原則として日本側が負担する防衛分相金に見合ふ米國側の負担金、これとやるというふうにして西國政府間の取りきめができております。その他の天然の災害につきましては、例えば道路或いは港湾が風水害に會うという場合にございまして、これは一般の災害と同じやうなときになるという場合におきましては、まあ、そのときの情勢によりまして大體はかの災害に準じて扱うということにならうと思ひます。

○菊川孝夫君　ほかの災害に準じてという、又、日本で直さなければならぬということですか。ほかの災害と言つたら、日本の金で全部これは、国有財産であつたら國がこれを直さなければならぬということになつてゐるのだから、それらは一切、費目は別といたしまして、日本の金で全部直さなければならぬということになつてゐるのですか。

○政府委員(正示啓次郎君)　大體お言葉のように申上げていいのであります。が、ただこの国有の建物は、御承知のやうに學校その他もございしますが、これはすべていわゆる國費でやつております。まあ天然災害に會いました場合に、一般の國の病院とか學校等の復

にならうかというのを申上げたのであります。もとより相手方のあることではありますから、先ほど外務政務次官がおつしやられました御説明で、いろいろ相手と折衝しなければならんことは只今お話の通りであります。国会に對して私どもは一般の災害復旧と同じように予算を出しておきめを願うという趣旨で申上げたわけでありました。

それから、先ほどちよつと言葉が足りなかつたのでありますが、この施設内の駐留軍の専用道路でございまして、これはすべて先方がドルで維持しているもので、私が申上げたのは、一般公共団体の管理している道路につきましては、一般の道路に對する災害復旧と同じように扱う、こういうことを申上げたのであります。

○菊川孝夫君 そうすると結局は、まあこれらの施設が風水害等によつて破壊をされた場合には日本で直さなければならん、こういうことを原則的に考へて行かなければならんわけですね。それから火災のことは今ちよつとはつきりしなかつたのですが、火災が起きた場合、或いは演習地に、これは飛行基地の周辺が多いと思うのです。だから爆弾、火薬庫、それらの爆発物を持つたところが多いのですが、それらが自然発火とか、そういうふうな起る事故がアメリカにもしよつと生ずる災害については一体どういふうに金を出すか。もうこれでは、予備費も十二億は見えてあるけれども、これはそのための予備費ではない。設計変更等のための予備費である。

○政府委員(正示啓次郎君) お答え申し上げます。このいわゆる公共施設、即ち

道路、港湾等につきましては、国内法によるところの負担区分、即ち地方公共団体が一般国道なら何割という負担区分がございまして、その負担区分によつて公共団体も負担して頂く。又、国会で災害立法等でおきめになりました補助率もございまして、その補助率で負担して頂く、こういうふう

に考えております。それから火災の場合でございまして、これはどういふわけか、アメリカは火災等につきましては相当ふだんから用意いたしておるようでありまして、火災のための予備費を向うがドルで持つておるわけでありまして、これによつてやつて頂ける、こういうふう

におつてあります。○菊川孝夫君 そうすると、火災であるとか爆発等によつて生じたところのものは、アメリカのドルによつて修繕をするのだと、こういうことですか。○政府委員(正示啓次郎君) 原則はその通りであります。附け加えて申し上げますが、火災とか爆発につきましては、これは原因をやはり調べるわけにはないわけでありまして、そういうことはちよつと考へられませんが、日本側の者が入つて行つて放火をしたというやうなことになるかと、これは又、別の責任問題が起るかと思つてあります。一般の火災の場合、或いは一般に自然爆発等によつて爆発したというやうな場合には、アメリカ側がそのふ

だんから備えておられますところの予備費を以て復旧してもらへる、こういうふうな私どもも心得ておるわけであり

しに、相当恒久的な基地を持つようでありまして、そうしますと、これは耐用年度というものが大体あると思つております。特にああいう警沢な軍隊でありますから、日本の軍隊のように耐用年度が長くないと思つなければならぬと思つて、これらについてはどういふお考えを持っておられますか。

○説明員(宮崎仁君) 細かい問題でございまして、大体作つておられますのは宿舎の關係が非常に多いのでございまして、その場合に米軍のほうの規則をいたしましては、二年とそれから十年、更に永久という構造の枠がござい

ます。普通の場合は二年乃至十年の要求が来ております。十年といふものは、通常木造でモルタル塗という程度のことでやりたいといふことが大体来ておりますが、併しこの施設でやつておられますのは、大体解除後は日本側でこの施設は住宅なり或いはその他の施設に使うといふことを前提として設計等も進めておられますので、そういうものについては永久構造を原則として

したい。これはこちら側の建築基準法なり何なりと合せまして、向うと折衝の結果、標準構造等を直しまして、後に日本側で使いやすいようにしてやつております。そういうことがきかないやうな地理的な状況なり或いは場所

に建ちますものは、それは非常に臨時的なものでやつております。○菊川孝夫君 十年のものは十年それだけ保つように、それだけの間には修繕したり建替えしたりすることの要らんように建ててあるわけですか。

○説明員(宮崎仁君) 建設が終了すると、その後一応国有財産として登録をいたしまして、閣議の決定を経て提供をいたすわけでありまして、提供いたしましたあとその維持修繕は米軍の負担で向うでやることになっております。従つて通常行われる程度の維持修繕は当然向うで行うであらうと、こういうふう

に考えております。○菊川孝夫君 次に、一兆予算、一兆予算と盛んに今年やましく言われ、論議されたのでありますが、それと、こ

ういう百六十八億六千五百万円というものは、これは一兆の中に入つてゐるものですか。これは枠外になるものですか。一兆をはみ出ることになるのですか。○政府委員(正示啓次郎君) どうも急所を衝かれたのでありますが、一兆予算といふのは、菊川委員御承知のように二十九年度の予算額でございまして、私どもはこれはまあ二十七年に作り

ました予算五百六十億が今日までだんだん使用されて参りまして、なおお話のやうに百六十八億六千五百万円というものを、これは年度内に支出済になるものもございまして、今後において使用するといふことでお願いいたして

おります。これが一兆の枠外じやないかという御趣旨でございまして、恐らく一兆予算のうちからも相当額が翌年度に繰越されるものもあるわけであり

ます。そこで一体その繰越とこちらから繰越されるものとのバランスがどうなるかといふことを一緒に併せて考へなければならぬのであります。これは将来の問題でございまして、この際は一

つ、そういうものもあるから、まあ、かれこれ合せてということに御了承願えれば非常に幸甚に存するのであります。私どもは成るべくこういふことは無論お願いすべきものではないといふことは、この前も申上げたのであります。ただ先ほど来お話の中にもござ

ては、今後におきまして、先ほども申し上げた、今後検討の分等におきましても極力支出を圧縮する等の努力を行いたいと思つておるのであります。私どもは一兆予算につきましてもすでに相当これは実行上節約を圖つて行かなければならぬということも夙に考えております。先般の衆議院の修正等の趣旨からいいますと、すでに予備費五十億というものが御承知のように削減されておるのでございしますから、このまま一兆予算を実行して行くということは到底考えられませんので、そこで枠が圧縮されるということになりますれば、これがプラスになるというふうりに簡単に考えを願ふこともいいのじやないか。極力一兆の予算につきましても圧縮を圖り、この繰越の予算につきましても計画を圧縮する等の努力をいたして参りたい、かように考えておる次第であります。

○菊川孝夫君 いや、盛んに今九千九百九十五億でしたかに締めるということとをあなたのほうの主計局が非常に努力をされて、必死になつて九千九百九十五億、五億だけ一兆に満たないようになされてやられた。ところがやつぱりこういふ……これは併しという必要というものは、今年の国の財政経済計画から考へて、それ以上の政府資金の撤布というものは、インフレを助長する、こういうお話だつたと思ふのです。我々もさういふことはわからんが、だからそれ以上は出せぬところいうことであつたのであります。二十九年度において現実にはそのほかに百六十八億六千五百万円というものは撤布になるわけですが、それだけのインフレ要因をはらむということになる

のじやないですか。實際よくわかりませんが。

○政府委員(正示啓次郎君) 只今申し上げましたように、現実にはただけが支出されるかというところにつきましても、なお努力の余地があるわけでありますが、少くとも私どもとして、支出権、或いは契約権を国会の議決を経て与へて頂きたい。そうしないと、先ほど来申し上げたような懸案並びに未完了の工事というものは完了いたさないで、こういうことを申上げたわけであります。そこで、一兆予算でないとなれば、民経済が維持できない。或いは外貨が減少しておる今日の日本経済の建ち直しに非常に支障があると言つておきながら、こういうことをやるというところは如何か。こういう御趣旨なんではございますが、一兆予算ということには私はいろいろ意味があると思ひます。まあ一兆ということ、それが現在の予算、金の動きの一つの枠であるというところは、これは第一にあるわけであります。その枠を超えて国家資金が出るということは、それだけの現実の影響があるということは、勿論その通りであります。併しもつと大切なことは、やはり一兆を割るということ、何と申しますか、政府関係機関並びに一般国民経済に対する心理的な影響ということも非常に大きな要素ではないかと思はれるのであります。私どもは一兆を更に圧縮すべく努力いたしたことは、予算編成の経過においてすでに御承知の通りであります。結果におきまして最終的には僅か五億ぐらゐのマジジンしかないものであります。併しこの点につきましては、先ほども申し上げましたように、予算の実行

に當りまして更に節約を圖つて参りたい。特に物価は年間を通じて年度末には大体一割ぐらゐは下がるというところが一つの大きな狙ひになつてゐるのであります。従ひまして、政府の工事その他物品の購入等に當りましては、従来以上に注意をいたして参ります。従来ならば、価格の点におきまして、その数量の点におきましても、相当の節約の余地があるのではないかと、これらによりまして、一兆予算が実行上どの程度に圧縮できるかということとは、もとより、未だ国会で御審議中ではございします。はつきりした計画は持つておりませんが、これは国会の御審議の御趣旨を体しまして、できる限り、支出権を認められたからそれを使うというふうな心がまえではなくして、支出権が認められましても、なおその範囲内において極力節約を圖りまして、物価の引下げに寄与して参りたい、こういう心がまえを持つておるわけでございます。従ひまして、これだけのものでございまして、一兆にプラスして出て行くというふうにお考え願わないで、一兆のほうも支出は減る。この百六十八億というものの分につきましても、なお物価引下げ等によれば圧縮を圖り得る余地はもとよりあるわけでございます。それから、そういう努力を払いまして、国民経済への影響はなく、極力再建を促進して行くように持つて参りたい、こう考えております。

○菊川孝夫君 そういたしますと、百六十八億につきましては、物価切下げ或いは計画がその通りに進まないという場合には剰余金となつて、それだけ使はずに済むということになるのか。それとも五百六十億だけはどうか。それとも五百六十億だけではどうしても条約上の契約として使わなければならないのか。

要求の必要でやつてゐるのか。まだ残つてゐるからこれだけ使つて行こう、こういう計画で今まで進んで来たのか。どちらですか。アメリカ側の要求としても、まだあるのだからこれだけやらせてしまふというつもりで向うは要求して来るのか。それともこれだけは最小限度必要だからというので来ているのか。どちらですか。

○政府委員(正示啓次郎君) これは先ほども、この予算を組んだときのやり方が、五百六十億というものが先にきまつてそれを組んだのか、それとも内容的に一応計算をしたのかという御質問に対しては、私どもは、この当時として、もとより今日のようには正確にわかつてはおりませんのであります。大体やはり内容的に積算をいたして、その結果五百六十億というものを計上したことは先ほど申し通りであります。その後いろいろ施設をして参りまして、どうも名人芸のようにピタリと合うじやないかというお言葉かと思ふのであります。これは非常に苦勞してゐるわけでありまして。谷川主計官、宮崎君あたりが、先ほどの施設特別委員会に参りまして、向うが非常に膨大な要求を出した場合に、それを国内の基準で、こういうふうになつてゐることを、例えば管轄のような場合には折衝いたす。そういういたしまして、それ以上のものをどうしても向うが要求するやうな場合には、それは一つあなたのほうでやつて頂きたいというやうな折衝をいたす。そういうふうな苦勞の積み重なつた結果、やつとここにおさまつてゐるやうな次第でありまして、これを向うの言ひ通りにいた

しますれば、到底この予算では賄い切れないのであります。そこで私どもとしては、今後もお多少のそういうものが残っているんでありますから、これらの際におきましては、国内の物価賃金等々も脱み合せて、更に経費を効率的に使つて行くように努力をして行きたい。こういうふうに考えております。決してこれは偶然に一致したわけではございません。非常に努力の結果として、ここに、これだけのものやつて行けるという結果が出て来つたわけでございますので、その点は御了承願ひたいと思ひます。

○菊川孝夫君 次に、この表を見てみますと、主として輸送であるとか或いは宿舎関係を中心に要求している。大体そういうものが多い。ただ一つ尋ねておきたいのは、原爆関係ですね。原爆を持つて来て地下に貯蔵するといふようなものが相当あると思うのですが、そういうような傾向のものをこの中にいれずと見てみるのではありませんが、そんなことは軍の機密その他で、折衝上もわからんですか。事実そういう動きがあるのですか。これはビキニの問題と関連して、非常に關心が深いわけですから、ちよつと尋ねておきたいと思ひます。

○政府委員(正示啓次郎君) 日本側の安全保障諸費、或いは防衛支出金等、日本側の予算で施設をいたしますもの、或いは賄つておりますもので、原爆を輸送したり或いは貯蔵したりするような関係のものは今のところ全然ございません。

なお財政法第四十二条の特例に關しまして、安全保障諸費のほうを御説明申上げたのでありますが、連合国財

産補償費も同じこの法律によつて繰越しをお願いいたしているわけでありまして、そのほうの資料を管財局から提出するはずであつたのが、ちよつと手落ちで、まだ出ていなかつたようでありまして、午後それを提出いたしたいと思います。

○委員長(大矢半次郎君) 暫時休憩いたします。

午後一時休憩

午後二時二十六分開会

○委員長(大矢半次郎君) 午前に引続きまして會議を開きます。

財政法第四十二条の特例に關する法律案を議題といたし、先づ説明を願ひます。ちよつと速記をとめて。

午後二時二十七分速記中止

午後二時四十八分速記開始

○委員長(大矢半次郎君) 速記を付けて下さい。これより質疑を願ひます。

○菊川孝夫君 ちよつとお尋ねいたしますが、条約上の義務といたしまして毎年百億ずつ組めといふことになつておりました。これは記憶がなくなつたのですが、百億円が三年間でしたか、三カ年間百億ずつ組めといふことは、総額百億円だけは毎年必ず用意しておけと、こういうふうにあつたのはどう解釈しておるのですか。この点をどういふ……

○政府委員(正示啓次郎君) お答えいたします。連合国財産補償法の第十九条に「日本政府は、支払うべき補償金額の合計額が一年計年度において百億円を超過するときは、その超過額に相當する補償金は、翌會計年度において支払ふものとする。」と、こういうことになつて

おるわけでありまして、従ひまして、只今の御質問に對しましては、現実に支払ふ補償金額の額が百億円でなければならぬのでございますから、従ひまして前年度から例へば九十六億繰越しになります場合には、百億との差額四億を予算に計上いたしまして、合せて百億を確保する、こういうやり方をやつて来ておるわけでありまして。

○菊川孝夫君 そうすると、別にこれは繰越しに幾らといふことの限定はないのですか、それから期間。

○政府委員(正示啓次郎君) お答え申上げます。繰越しの制限はございません。期間につきましては請求を十八カ月以内に提出しなければならぬといふことになつております。

○菊川孝夫君 そうすると、もうこれで請求がとまつたことになるのですか。

○政府委員(正示啓次郎君) この前も、たしかその点、簡単に申上げたに存じますが、これは大体は出揃つておるわけでありまして、なお講和発効後に、申上げたように、一年六カ月の間に提出しなければならぬのでありますが、その期限が到来しないものが多少残つておるわけでありまして、従つてこれですべて全部出揃つておると申上げていいと思ひます。

○菊川孝夫君 条約の批准関係はどうなつておるのですか。批准してない国がまだあるでしやう。サンフランシスコの条約には調印しておる、連合国としては一応認めておる、ところがまだ相手国が批准してない国があるはずですか。

○説明員(谷川宏君) お答えいたしました。連合国財産補償法によりまして補償の請求をなし得ると認められる国は五十五カ国でございます。これがサンフランシスコ平和条約、或いはインドの場合には日印の平和条約という、日本と平和条約を調印した国でございます。そのうち批准をして講和条約の効力が発生した国は、これが相當でございますが、その国につきましては平和条約の効力の発生が十八カ月以内に提出をする。従ひまして、効力が発生してから十八カ月経つた国が幾つあるか、それが五十五カ国のうち現在までに大体二十四カ国でございます。その二十四カ国のうちには英、米、仏、オランダといふ日本の国内に財産を持つてゐる主要な国が入つておりますので、残りの三十カ国ばかりでございます。まだ請求の期限がございまして、大した金額にはならないといふのが事実でございます。

○菊川孝夫君 そこでお尋ねしたいのは、中国関係、これは台湾と国籍の問題はどうなつておるのですか。今、中共に所屬しているかどうかの判定をどういふふうにしておられるか。

○説明員(谷川宏君) 中国と申しましたも、台湾につきましては、日本と中国との間の平和条約ができておりまして、台湾を領土とするところの中国につきましては、このサンフランシスコ平和条約の規定に準じておるすべての物事を処理することになつておりますが、その他中国関係につきましては、御承知の通り未だに国交が回復されておられませんので、今のところ未解決といふことになつております。

○菊川孝夫君 そうしますと、中国の国籍に以前の中華民国というものは皆一緒だつた。従つて台湾の政權が、領事館なりなんなりが、承認といひますか、裏書をした中国人については支払いをする。しかしそれのないものには支払いをしない。こういうふうに分けて御処理になつておるのですか。

○説明員(谷川宏君) 中国の關係につきましては、今申上げたように國交の關係はつきりいたしませんので、今のところ連合國財産補償法によつておる補償の請求といふのは受付けておりませんし、まだどう扱うかといふことは未決定であるといふことでございます。

○菊川孝夫君 先ほどの御答弁では台湾については一掃のようにおつしやつたのが、今未決定といふのはちよつと違ひのじやないかな。

○説明員(谷川宏君) 先ほどちよつと言葉が不足いたしました。台湾につきましては、日本と台湾との間では平和条約はできておりましたけれども、この問題につきましてどう処理するかといふことについて、まだ方針がきまつておりませんので、受付けておりません。と申しますのは、台湾にも日本の財産が相當ありまして、サンフランシスコ平和条約の規定によりまして、そういう特殊な地域につきましては、特別な取極めによつて平和条約のどの条文を適用するかといふことをきめるという建前になつておりますので、台湾にある日本の財産の処理をどうするかといふことと関連を持ちましてきめる必要がございまして、その点についてはまだきまつていないのでござい

ます。

○菊川孝夫君 同様のことはやはり朝鮮についても言えるのですか。今後処理をされる場合には……

○説明員(谷川宏君) それはその通りでございます。朝鮮にある日本の財産を、私有財産及び国有財産をどう取扱うかという問題が未決定でございます。日本にある朝鮮国及び朝鮮人の財産をどうするかという問題は未決定である。併し台湾及び朝鮮も昔は日本人でございましたので、それが日本の現在の領土の中におきまして財産を持つておつても、それが破壊されたというところになつても、現在の日本政府に對してその補償の要求をするというのはどうかと思ひます。これは私個人の意見でございますが……

○菊川孝夫君 併し、こういう場合もあり得ると思ひます。例えば戦争中には北京なり或いは上海におつた、それが亡命して蔣介石政権と一緒に台湾に渡つたという連中は、一応この連合國財産補償法という法律の建前からいまして考えなければならぬ問題だと思ひます。それが百億の枠内に将来処理されるようになるものかどうかというところになると、非常にむずかしい問題だと思ひますが、どう考えられておられるのですか、法律的に解釈して……

○政府委員(正示啓次郎君) 只今の御質問は連合國財産補償法の適用の範圍の問題かと思ひますが、これは外交關係の問題でございます。戦前と戦後の國の移り等によりまして、外交關係が非常に複雑になつてゐるわけでありまして、私どもとしては、外務省がやはりその責任を以て決定をすべき立場にあると思ひますが、ただ、

この財政に關しましての点でございますが、先ほども申し上げましたように、大体主な國からの要求は出揃つてゐる、今御指摘のような多少確定をしない國があるわけでありまして、これらにつきましては、只今谷川主計官が申しましたように、相互的によほど解決しなければならぬ点があるかと思ひます。それらをあれこれ考えますと、大体この補償の對象としての金額は、先ほど御説明申し上げたことによつてカバーできるのじやないか。こういうふうな考へてゐる次第であります。

○菊川孝夫君 今度具体的にお出し願ひました表を見ますと、まだ今までの十八億支拂つただけだ。そうすると繰越される分が、一体どれだけ財政法の規定によつて繰越されるか。それから予算がどれだけあるか。今年の予算がどれだけあるか。その關係を一つ御説明願ひたい。

○説明員(谷川宏君) お答えいたします。二十七年年度におきまして、連合國財産補償費として予算に計上いたしましたのが百億ございました。そのうち九十六億が二十八年度に繰越しになりました。即ち二十七年年度中に支出になりましたのが四億四千万でございます。二十八年度の予算といたしましては、今の二十七年年度からの繰越の九十六億のほかに、新たに二十八年度の予算として四億四千万を計上いたしました。合計百億が二十八年度の予算現額になりました。その百億の予算に對しまして、一月三十一日まで十四億八千万、約十五億が支出になつておるわけでありまして、従ひまして一月三十一日現在の予算の残額は八十五億というふうになります。

りますが、二月一日からこの年度末までに、大体十五億程度支出する見込でございます。二十八年度の予算百億に對しましては、七十億が来年度に繰越しになるわけでありまして、

○菊川孝夫君 そうして、あと二十九年度の予算では三十億見込であるのですか。

○説明員(谷川宏君) 只今の説明もつと間違つておりましたので訂正いたしますが、二十八年度の予算四億、それから前年度からの繰越九十六億で百億ありまして、二十八年度におきまして支出される見込が二十六億でございます。そのうち十五億出ておりまして、今後の見込が十一億でございます。来年度におきましては二十六億予算を計上いたしまして、繰越七十四億と合せまして百億になります。七十四億の繰越のうち、四億四千万は二十八年度に新規に計上した四億をそのまま明許繰越によつて繰越することになります。七十億は、二十七年年度からの繰越を更に今回の法律が通過いたしますならば、繰越して使えることになるわけでありまして、

○菊川孝夫君 今度は処理の見通しでございますが、非常に処理がむずかしいようで、又、事件の性質上、当然むづかしい、慎重を期されなければならぬ。又、場合によつては連合國人に悪い感情を与えてもいかんというので、むづかしい微妙な問題だと思ひますが、あなただけのほうの処理の見込といたしましては、大体今年も百億予算に照つておくが、これは二十九年度に繰越して使用する。これができるとは、三十年度のやつを若し繰越すということになつたら、又も

う一遍やらなければならぬわけですが、先ほど次長は、もうこれでやらんだ、こういうふうな言われたのです。が、やらのだということとは、安全保障のほうはそれで大体話はつく、わかつたのだが、連合國財産補償費も同じこれは条文になつてゐるわけですが、やらのというところは、両方も含めてだと思ひますが、そういう確信があつて二十九年度はこれで処理してしまへる、こういうお見込みでございますか、どうですか。

○政府委員(正示啓次郎君) お答え申し上げますが、その点は安全保障諸費と少し違ひます。まあ私どもとしては、できる限りこれを促進をいたして参りたいと思ひますが、二十九年度で全部完了するということは、これはちよつとむづかしいかと思ひます。そこで、どういふことになるかと申しますと、只今谷川君から申上げましたように、二十九年度に新規に二十六億、正確に申しますと、二十五億九千九百九十九円でございますが、これだけのものを予算に計上いたしておるわけでございます。そこで、これと七十四億を合せまして百億になるわけでございます。この七十四億の分は是非とも二十九年度中に支出を終るような努力をいたさなければならぬわけでございます。そこで、残りの二十五億九千九百九十九円は二十九年度予算に新規に計上いたすのでございますから、その分につきましては、今度の特例法を再び適用いたさなくても繰越しはできる。こういうことになりました。特例法の適用としては、二十八年度限りと考えておるわけですが、さりとて、然らば連合國財産補償費がすべて二十九

年度中に支出済みになつて、或いは一切の案件が処理されて、三十年度には予算を計上しなくてもいいかという御質問に對しましては、只今申上げたように考へておるのでございます。

○菊川孝夫君 次に、具体的に、一つ第二の資料に基きまして、実例の説明についてでございますが、株式の分ですが、これは法律を審議する際にも、この株式の増加額についてまで補償するのはおかしいじやないかと思ひますが、この算定方法という点ですが、これはどうもよくわからぬのですが、発行会社の資産が戦争の結果蒙つた損害を算定して得た金額、これはよくわかりませんが、当該発行会社が開戦後取得した資産について生じた取得時から補償時までの価値増加分を控除して得た全額に持株率を乗じて算定する。こういうことになつてゐるのですか。この「開戦後取得した資産について生じた取得時から補償時までの価値増加分」というやつですが、これは非常に、私が考えますに、この損害額をむしろ超過してしまふようなことになるのじやないか。そういう場合が多いのじやないか。なぜかと申しますと、終戦直後、終戦時の損害というものは、あれは終戦時の貨幣価値で判断するのじやないのですか。算定する場合に……。そうすると、今度は戦後のインフレで、ずつと三百倍にも四百倍にも貨幣が下落してしまつた。従つて価値の増加分の控除ということになりますと、損害を受けたのは、その当時のこれは又インフレで高進したように、損害を受けた損害額というものは、今の相場で換算して、そして今度は殖えた分も殖えた分だけ引く、こういうふうな算出をせられるの

か。どういふふうに御算出になるのか。その点お伺いしたいのです。爆撃を受けたときの損害額か、それとも爆撃を受けた当時の損害額が今日実在するものと判断して、それに計数を乗じて損害額を算出した意味か。それを一つお伺いしたいのですが、その点が明らかになつておらない。そして計数を乗じた場合にはどのくらいの計数になるのか。

○説明員(小島要太郎君) 只今の点についてでございますが、私たちがいたしましたのは、この株式の規定につきましては、今の価値増加分を控除する計算をする点に關しましては、すうらりと読みまして、この字の通りに解釈いたしておるのでございます。その場合には、ちよつと只今のお話の、インフレ分が入つて来るわけでございまして。ただ、この点につきましては、実はなお連合国側と話が合つておりません。それで連合国側は、インフレ価値が入るような計算をするならば、只今のお話の通り、損害がゼロになつてしまふ場合も出て来るわけであります。それではどうもおかしいということでは、いろいろまあ話をしかけて参つております。現在まあそういう状態でございまして、そのために、この株式の処理につきましては、現在までここに例として挙げておりますこの一件のほかにもう一件極く小さいものがあります。二件だけしか処理いたしておりません。その他は全部今なお原案として残つております。今後の話合に待ちたいと思つております。今までの処理の済みました点については、その点に關係のないようなケースでございましたので……。

○菊川孝夫君 これは小林君もこの前聞いて、これはおかしいと、法律をこしらへるときに言つたが、こんな方式だつたらゼロになつちやうです。それをどういふふうに判定するか。終戦時の、例えば日本郵船の株を持つていふ、日本郵船の何丸が沈められたということになる、それに対する損害は今の船だつたら五億も七億も一隻かかるのだけれども、昔の伏見丸、秩父丸とかは、これは何百万円くらいでしよう。それが損害だということになると、その計数をどういふふうにするかというところは非常にむづかしい問題だと思つております。法律を作るときに一体どうするかと言つたのだが、うまくその当時は、はつきりしないままこの法律が通つてしまつた。案の定……これは問題になるぞと言つた。そのときに僕らは大蔵委員会におつたのでわかるところですが、連合国との間に話がつかぬといふのです。

○政府委員(正室次郎君) 只今小島課長から申上げましたように、お手許に配付いたしました株式という例が、まあ今まで処理しましたところの株式の例としましては、これともう一件あるだけですが、これは私どもの主張が通つてゐるわけでありまして。大体ここに算定方法と書いてありますように、只今菊川委員が御指摘になりましたようなやり方をやつてゐるわけですが、それじや、これからすべてこう行くかという点になりますと、只今小島君が言いましたように、向うはまだそれに應じていないわけでありまして、できる限り私どもはこういう方式をやるように努力してゐるわけでありまして……。

○菊川孝夫君 そういう努力はいいけれども、現実には合はん場合が出て来るのじやないか。損害というものは「発行会社の資産が戦争の結果蒙つた損害を算定して得た」というのだが、その算定というものは、講和条約発効時における算定になるものか、それとも損害を受けた日における算定になるものか、どつちですか。この算定といふことはそこが問題です。

○説明員(小島要太郎君) 只今の御質問は、この価値増加分の計算方法についての御質問であると存じますが、その点につきましては、開戦後に財産を取得いたしましたそのときに現実の取得に要した金額ですね、その金額に對しまして現在の時価と對比いたしました。その差額を以て価値増加分といふふうに計算いたしました。これを控除するといふことでやるものであると、我々はこの規定を解釈してゐるのであります。

○菊川孝夫君 そうしますと、損害額よりもその価値増加分のほうが殖える場合が相当生じて来るんじゃないかと私は思ふ。開戦後に取得したものの価値増加分というのは非常な増加です。例えばいろいろ終戦直後物を買つたとか、それが今日までに価値が増加したといふものは、資産再評価をするといふことになる、僕はちよつとこの公式を書いて見ようと思つたんだが、マイナスするほうがものによつては大きくなつて来る、損害額より……。その場合が多いのですかね。それでよくわからんので、この説明では現実はどういふふうになるか。この説明ではおかしいですよ。

○説明員(小島要太郎君) それでは連合国側との話の内容を申し上げます。連合国側といたしましては、この法律の解釈をいたしまして、そも／＼この法律案作成當時に、日本側の説明がこうであるから、従つて我々は現在こう解釈しておると、それが日本側の解釈とは違ふじやないかというものが趣旨であります。それは最初この当該規定を作りました際には、日本側がこういう案でやりたいと提案いたしました。それに対して連合国側はインフレの価値増加分を減額計算せられるならば、損害補償を得られない場合が非常に多いから、それでは承服できないと言つたのだと申すのであります。これに對しまして日本側は、併しなから戦争中に日本側の会社がその会社の業績を挙げまして、それによりまして優れた経営を行つたことによつて価値が増加しておれば、それは減額計算をやるべきであると主張いたしました。それならばよろしいといふことで、この規定を入れるにつれて連合国側が承諾したといふことなのであります。そこで、この場合に優れた経営を行つたことによつて価値が増加するといふのはどういふことかという点につきましては、話を付けておらんわけだつたわけでありまして。そこで、その優れた経営をやつて価値が増加するといふ場合の解釈をいたしまして、連合国側は、それはインフレによる名目価値の増加分は含まないで、何か優れた経営をやつたことによつて価値が殖えることとあるだろうといふくらいに考えたのであります。それに対して日本側は、実はその当時におきましてその内容にまで話はきめておらなかつた関

係で、実際にこの法律の運用上におきまして文字通り読みまして、我がほうはこういう解釈なんだと言つて、そこで對立に陥つた、こういういきさつであります。

○菊川孝夫君 そのいきさつはよくわかる。それで僕はこの法案を審議するときに、これは、君、問題になるぞ、こんなことを言つて、一体どうするんだ、實際処理できない、現実の問題に取組んだ場合にできませんぞといふことを、私は十分言つたんですが、何とか言ひたいこと言つて、その当時の経緯を、ちよつとあなたの方の答弁のほうは忘れてしまつたが、僕が聞いたのは、これは覚えてゐるんだが、相にく……、今日ここへ出て参りましたので見せてもらつたが、資料として、とてもこれは公式にならん、私はそう思う、こういうことが一つある。それから、まあそれで意見の對立の問題はわかりました。それで今度は一つ角度を変えて、これはどれくらい……、それでは株式に対する補償はどれくらい出ていますか。個々の件数にして……、全部の件数は承つたんですが、株式問題についての件数はどれくらいになつてゐるんですか。財産なんかも皆インフレ要因をちやんと含んで、家屋の補償はできていますか。この公式を見ますと、例えば家屋の補償なんか見ますと、大体これは建つたその当時の値打ではなしに今の値打じやないかな。不動産の第一の例を見ますと七百四十六万といふんだが、七千四百二十九坪……。

○説明員(小島要太郎君) 最初のお話の株式に關する請求がどのくらい出てゐるかというお尋ねでございますが、実はその視野から資料を用意したもので……。

……。

がございませんで、はつきりとしたことはお答えすることができなくて甚だ失礼でございしますが、個々のケースについて見まして、請求額は非常に大きい請求額が出ております。一件当たり三億、四億という大きい請求が出ております。従いまして金額としてみますと相当大きなものになるわけでありま

す。それから不動産につきましての点であります。これはお話の通り時価で計算いたしましたわけでありまして、これは鑑定管理人の評価、或いは売却処分というものが行われておりませんので、実際にその被害を受けた家屋がどういう家屋であつたかというこの明細を調査いたしました。それと同じ家屋を現在において再び建てるならば幾ら要するであろうかという計算をいたしましたわけでありまして、但しその際には償却の要素を加味しております。

○菊川孝夫君 それはわかりましたが、それと第三の株式ということになつて来ると、えらい理窟が食わんので、何もこれは少くすることはいいんですが、どうせよそへ払うんですから、成るべく株なんかの……。あの戦前の株というものと今の株と、ちよつと変つて来ているんで、昔、たばこ三つで株式を買つか、たばこ一つで一流会社の株式一株買えるということとはなかつたのに、今はそういうふうになつて来てる。それにもかかわらず向うのほうでは損害額まで株式の価値として補償しろということになつて、えらいそこにいる。な問題があつて、これは非常に解決のしにくい問題だと思ふ。ところが今あなたのほうもはつきりしないし、答弁を聞いておつて

も、どうもこの説明を見ましても、さつぱり、公式も僕ら出し得ないんで、具体的にこういう場合はどうだと言つてお聞きしてもいいと思ふんだけれど、素人考えですけれども、できない。課長の今の説明を聞いてみてもちよつとはつきりしないのですが、この点は、有利にやればいいのだけれども、それであつたのは有利に押しつけて行く場合にはどういふふうに行つておられるか。こんなことはおかしいと思ふのだ、それが三億の補償をつけるというのだから……。

○政府委員(正示啓次郎君) 只今の菊川委員の御質問御尤もでございます。只今ちよつと条文を調べておりましたが、たしか株式と不動産関係では根拠法が少し違つておるのではないかと思ひますので、この点をよく調べて御答弁を申し上げるべきだと思ひます。大体の感じではたしか多少違つておりますが、株式につきましてはどうかというわけかそういう条文になつておりますので、私もその条文をさらつと読みましたところで頭張つておるわけですが、まあ多少無理な点もあろうかと思ひますが、お話の通りこれは敗戦国としての負担の問題でございまして、できる限りそこをどう有利に運用して行きたいということでは当事者は努力しておるということだけ申し上げておきます。

○菊川孝夫君 その点僕らもあなたの主張は賛成でありまして、法律を審議するに当りまして、大体こういう条文を入れること自体がおかしいと思ふ。これは削除すべきであると言つたが、前以つて、条約を作る前に、当時の司令部からこういう方式でやるからと

いうので、大体了解を得て、そうしてサンフランシスコの講和条約になつておるので、講和条約と密接不可分の関係にあつて、国会でも実際の問題としてなか／＼手を入れることも困難であるから、このまま一つ通してもらいたい。従つて今後の運用につきましては、それならばどういふふうに行つて行きますかと聞いたときには、それはまあ先方さんとも折衝してやつて行くのだというところで、現実も折衝段階にあつたので、一体どういふふうな折衝過程であるかというのを聞いてみたわけですが、将来それはそのまゝ、あなたの言われる、次長の言うように押し切れるものかどうか、これはもう事実二つはつてしまつたのだから、ケースでそれを押し切つてしまつたのだけれども、今後のやつもそれでやりきれぬかどうか。

○説明員(小島要太郎君) この問題につきましては、実は私所管の課長といつたしまして、できるだけの努力をいたしまして、そのすなりと文字通りの解釈を主張し続けておるのであります。が、見通しはどうであるかというお尋ねでございますが、昨年の夏以来、アメリカ大使館と再三交渉いたしておるのであります。先方の主張も非常に強硬であります。それでこれは平和条約の規定によりまして、この平和条約の解釈、運用につきまして意見が合わない場合には、中立国を加えまして三國委員会にかけまして、その決定するところに従うということになつておるのであります。止むを得なければ、その三國委員会に持ち出すという見通しに、止むを得ないというのは、連合国側から見ても止むを得ない場合です

が、その三國委員会にかけることになるかも知れない、こういう見通しなんです。○菊川孝夫君 そうすると、あなたはそれは大蔵省を代表して、これは今のあなたの主張が通らない場合には、三國委員会にかけても争う、こういうつもりだ、こういう責任を以ての御回答ですか。

○説明員(小島要太郎君) 私の言葉が不十分であつたかと存じます。私は私の見解を、最後の部分で私の見解を述べたと申しますよりは、連合国側がどういふふうに言つてゐるという事実関係を申し上げたつもりなのでございす。これも慎重に研究を要する問題でございす。今後の研究問題と存じておきます。

○菊川孝夫君 どうもそれは、ここではあなたの見解をお聞きするのじやなしに、あなた個人の見解をお聞きして仕方がないので、向うの連合国側が仲裁委員会へまで持ち出すならば止むを得んが、それまではすなりと読んだ条文解釈で頭張り通すのが大蔵省の基本方針である、こういう答弁かどうかということをお伺つておる。これはあなたの個人の見解を国会議員が聞いたつて仕方がないのであつて、大蔵省を代表しての答弁でなければならぬ、政府を代表しての。

○委員長(大矢半次郎君) 今までの質疑応答の経過を見ておきますと、政府側の答弁もどつちか不十分の点もありまして、次回にその点を明確にして、適当なことから御答弁願ひたいと思ひます。

○政府委員(正示啓次郎君) これは非常にデリケートな問題でございまして、お答えも或いは不十分かと思ひますが、この点につきましては、只今菊川委員の御指摘の点につきましては、大蔵省で慎重に今検討しておるのであります。また結論が出ておらないというのが実情でございす。併し私どもとしては、飽くまでも最初に申上げた通り、できるだけ有利に解決をいたしたいという気持を持つてやつておるのであります。こういうことだけ申し上げておく次第であります。

○委員長(大矢半次郎君) ちよつと速記をとめて。
〔速記中止〕
○委員長(大矢半次郎君) それでは速記をつけて。
都合によりまして本案の審議は本日はこれで終了します。

○委員長(大矢半次郎君) 次に、関税定率法の一部を改正する法律案を議題といたしまして、この際お諮りいたします。本案については前回の委員会の申合せにより、本日の生産者側、東海電機製造株式会社営業部長竹内金太郎君、消費者側、自動車タイヤ協会専務理事林紀子夫人、ゴム工業会専務部長勝本信之助君、協会側、カーボンブラック懇和会専務理事中原乾二君の御出席を求めましたが、いずれも参考人としてその発言を許可することに御異議ございせんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。
本日参考人側から資料の提出がありました。これについての御説明を願ひます。

○参考人(中原乾二君) カーボンブラック懇和会から、最近の戦後の国内の生産量、それから主としてアメリカからの輸入量、それから戦後の消費量を数字にしてお手許に差上げてあります。それから昨年輸入したものの、昨年内で生産されたもののカーボンブラックは種類がたぐさございまして、それを大ざっぱに分類いたしました、その相当品種のものを左右に表にしてお目にかけさせていただきます。以上でございます。

○委員長(大矢半次郎君) もう少しその内容に就いて御説明を願います。

○参考人(中原乾二君) そのどちらのほう……。

○小林政夫君 両方とも十分に説明して下さい。

○参考人(中原乾二君) 数字の表のほうを先に申し上げます。昭和二十年、戦争が済みました年には国内の僅かしかなくなつた設備も壊れましたし、それから輸入も全然ございせん。二十一年は輸入があるかと思つたのですが、これもなかつた。国内生産がでなかつたのは、一度国内の生産者は殆んど全部に、又戦争が済めばアメリカから自由に安いものが入るだろう、到底太刀打ちできないというので放棄したものでございまして。二十一年は入らなかつた。二十二年になりましたや、やはりアメリカからは一つも入らなかつた。台湾から辛うじて百八十二トンというのを輸入しました。この前後から政府は再び国内生産を開始しなければならぬというので、大掛りな生産奨励をやり、又消費者も非常に国内生産の再開を要望されたわけでございます。

二十三、四年は政府輸入で、民間輸入はできておりません。嚴重なる統制の時代でございました。民間輸入が開始されましたのは、二十五年で、二十六年度ですか、その頃から民間輸入ができるようになりましたので、それまでは輸入は非常にむづかしかつたのでございます。従つて国内生産は再開が比較的順調に進んで参りました。昨二十八年度国内生産が非常に増加し、輸入も著しく増加いたしました。これは昨年政府で関税を実施する。関税を上げたものでは消費者が承知しないだろう、その見返りとして輸入の少し幅を拡げようという政策をとられたと伺つております。併したまう、そのときに非常にゴム工業が発達いたしました。消費が著しく上廻つて、昨年の輸入はむしろ消費に追つかないくらい全体のとしては消費が上廻つたのでございまして。

もう一つ昨年のこの関税問題につきまして、通産省の軽工業局長は、生産会社の社長級を局長室に呼ばれて、関税を上げる、その代りに値段を上げることは許さん。もう一つの各生産会社は、いろいろなものを造つていられるうち、カーボンブラックは量的には低位であつても、こういう重要な措置を私はするから、社内において最高の重要な物資として取扱え、その局長から嚴重な言い渡しがありまして、各社とも非常なる積極的な増産態勢をとりまして、二十九年の国内生産予定は一万二千四百トンという高い計画を持つに至りました。併し消費も本年は大体一万七千トンくらいになるんじゃないか、こういう推定がされるのです。

その下の別の枠になりました、今年の二月末現在の国内の生産能力は年間一万四千四百トンの能力を持つに至りました。併し三月の生産実績は七百二十七トンで、これを稼働率にいたしましたと六〇%ぐらいになるわけでございます。而も必要量の要望もありまして、昨年から増産計画が進んでおりまして、二十九年の末、今年の末に、年間一万六千八百トンの生産能力を發表いたしております。只今そういうふうな態勢になつてゐる。

別のグラフのほうで御説明申し上げますと、カーボンブラックは大きく分けてゴムの用とインキ用、日本の消費において約八〇%がゴム用でございまして。約一〇%が印刷インキ用でございまして。そのほかにはカーボン紙であるとか、塗料用であるとか、雑用が極く少量でございまして。ですから最も大きい問題はゴム用カーボンブラックの問題であるということになるわけでございます。アメリカの市場にはたくさん種類がございまして、日本で実際に輸入されておる種類は、只今どういふものでも輸入できる状態になつておりますけれども、実際に輸入されておる種類はそれとくさんはないのでございまして。これを大雑把に大体類似のものといふものを左右に分けて左のほうは国内生産、右のほうで輸入品と大雑把に分けてみますと、下のほうはゴム用で、上のほうがインキ用でございまして、ゴムの用は一番下に真中の欄にコンタクト及びHAFと書いてございまして、コンタクトというゴムの用はカーボンブラックは日本では作つておらないのであります。右の輸入されておるほうの斜線で書いてあるのがHAFで、

点でございましてあるのがコンタクトでございます。左のほうに黒い色で書いたのが昨年の国内で生産された、これに相当するHAF、併しコンタクトといふものは日本では、天然ガスを原料とするもので、これは作つておりません。そのコンタクトに匹敵するものを国内で作ろうというわけでございます。それでそれを左のほうに斜線で書いてありますのは二十九年の計画でございます。外国で作つたものと日本で作つておるものから、正確に照合はできませんが、大雑把にその上にアセチレンブラックそれからその上にMAF、SRF、サーマル、ランプと、こういうふうな大体下のほうはゴムの用としては品質のいいものだといふふうにお考え頂いていいじゃないか。上のほうは輸入が少いのは、大輸入の焦点が下のほうにあるということが、これで御了解頂けると思ひます。又今まで国内が立遅れておつた理由もそこにあると思ひます。比較的作りやすいものは、低品位のものは早くできておつたということ。

上のほうの小さいグラフはこれは印刷インキ用でございまして。印刷インキ用にもいろいろございまして、大雑把に三つに分けてございまして、一番上の高級品と書いてあるのは高級印刷インキでなくて、これは塗料用でございまして。印刷インキとしてはこの三つの欄のあるうちの二つでございまして。LF Iというのがいわゆる一般印刷インキ、それからその下のショートブラックといふのが、これが新聞などに使います印刷インキ、おの／＼性質が違ふのでございまして。ショート・ブラックは割合作り易いものですから、日本でも昨年の実績を見ましても、千二百六十三トンという大量になつております。なお併しそれが八百二十五トン昨年は輸入されております。今年度の計画でショート・ブラックは減つたように見えますが、これは本年只今まで作つておりませんで、LF Iというグレードのものを今年から多量に作るというので、ショートブラックの生産が若干減らされておると思ひます。高級カーボンといふものは非常に少量しか要らないもので、こういうものの国内生産が後進になる、これは九トンといふような、年間数十トンといふようなものの生産は、これは後進になるのだらうと思ひますが、これは一トンが五十万円とか六十万円とかするものでありまして、極く特殊な用途に使われる。ゴム用とか印刷インキ用の一般用については二十九年年度において各社の生産態勢はここにお目にかけましたように發表されております。

以上でございます。

○委員長(大矢半次郎君) 質疑を願います。

○小林政夫君 今の資料によりまして、輸入をやらなくてもいいということにはならないのです。例えばショートブラックの二十八年度の輸入実績といふものは、八百二十五トンあつて、今度は昨年よりも二十九年年度においては少くなる。まあLF Iの輸入の必要はない、こういうことになるのです。

○参考人(中原乾二君) LF Iとかショートブラックといふのは、分類いたしますれば、こういう工合になります。インキをはつきりと二種類に分けるものではないのでありまして、只今

まではショートブラックと称するものがLFIのほうに使われておつた、ですから大体成るべく需要者の喜ぶようなものに向けて行くべきであると思ひます。ですからこの二つは総量で考慮を頂いていいのじやないかと思ひます。

○小林政夫君 総量でもやはり輸入は要りますね。

○参考人(中原乾二君) 今年度においては若干足りません。

○小林政夫君 このゴム用の場合においてはコンタクトというのはおおむね今度作ろうと考えておる量と匹敵する、ゴム用のほうにおいても多少の輸入はやはり要るわけですね。

○参考人(中原乾二君) 今年度においてはやはり相当量の輸入をしなければ間に合わないだろう。それは単に数量が過ぎましただけでは、お使いになるほうの準備も、これは急には間に合わないと思ひます。急激にこの輸入をかれこれするわけにはいかない。

○小林政夫君 中原さんの説明だと、懇和会のほうで、随分斡旋をしているというが、中をとつておるから関税率の引上というやうなことが今一〇%であるが、それが二〇%になつても、国内生産のものが値上りをするということはない。大体今までの例でもない、こういうことでありましたが、その点については、今日はメーカーの代表が来ておられますが、メーカー及び需要者の側においてどういふふうに判断されますか。

○参考人(勝本信之助君) ゴム工業会の勝本でございます。少し述べさせていただきます。

ゴム製品にとつてカーボンブラックはどういうふうに必要なものであるかという点であります。これは或いは御承知かと存じますが、特にゴム製品の中でも、何回も何回も反復繰返して使つて参りますうちに、そのゴム製品がすり減つて行く、磨耗していくというやうなゴム製品にとつては、このカーボンブラックは非常に大きい役割を演じております。と申しますのは、カーボンブラックを入れることによつて、ゴム製品の耐磨耗性を強化するわけであります。従つてゴム製品の中でも自動車、バイクとか軽自動車とか、そういうものについては、よいカーボンブラックを配合することによつて、そのタイヤにしても、耐擦れロールにしても、その製品の効果を非常に大ならしめ、且つ寿命を長くいたすわけであります。そういうわけで、我々としては現在輸入カーボンと国産カーボンと両方使つておるわけでありまして、品質の点から言ひまして、絶対に輸入カーボンのほうが勝れております。又価格の点におきまして、一割の関税を附しても、なお且つ輸入カーボンのほうがよいという現状にあるわけでありまして、昨年の実績をいたしまして、私どもも調べた数字によりますと、ゴム工業全体において、昨年一カ年間で一万二千五百九十九トンのカーボンを消費いたしておりました。そのうち国産のカーボンの量が五千七百八十六トンで、輸入カーボンが六千二百七十三トンでございます。

そこで我々若し輸入カーボンを自由に使わせて頂けるといふことでございましたならば、恐らく昨年一万二千トンぐらいのカーボンを使つても、一万

トン以上のものが輸入カーボンによつて占められるであらうといふことがはつきり言えるわけでありまして、それはなせかと申しますれば、さつき申上げたやうに、品質もよろしいし、又価格も安い。従ひまして我々需要家といたしましては、絶対に輸入カーボンが欲しいのでございます。併しながら一面、

国産カーボンも戦争以来ずっとやつて参りまして、いろいろ企業努力によりまして品質も非常に進歩して参りました。又日本の現状から見れば、そういう国産の工業がありまします以上は、これを当然に育成し、且つ強化して行くべきであるといふ議論も一方にはあるわけでありまして。

そこで我々といひましては、お役所のほうのお言葉もございまして、使える限りは国産のものを極力使つていこう。併しながら使えないという面だけはやはり輸入のものを使わせて頂きます。そして、そうしてかた／＼国産カーボンの品質改良によりまして、逐次その量を国産のほうに移していこうといふふうに我々も納得をし、又政府のほうにも協力をいたしておるわけでございます。併しながら残念ながら、現状におきましては、まだ少くとも半数以上は、六割、七割程度のものは輸入カーボンに頼らなければならぬという現状にあるわけでございます。そこで政府のほうにおきましては、そういう点もございまして、輸入カーボンについて、勿論自由な輸入を認めておられます。毎期々々外貨をきちんときめまして、その一定の枠の数量しか輸入を許しておられないわけでありまして。而も入つて来ました輸入カーボンを使ひます場合は、やはり、お役所の行政指導、

行政措置によりまして、各工場に実質的に割当を行なつております。而もゴム製品全体が輸入カーボンをもらへるわけでございます。で、ゴム製品の中でもカーボンによつてその効果が非常に高められるという、五つか六つの業種についてのみ、この輸入カーボンの割当が行われておるといふ現状にあるわけでございます。

そこで我々といひましては、かように輸入カーボンについては使いたいのだが、とにかく量が制限されておる。そういうわけでありまして、そうである以上は、何もここでもつて関税を引上げる必要はない、これが我々の考え方でありまして。又同時にさつき中原さんからも話がありましたやうに、今般関税引上を政府が考えられました当初の趣旨をいたしましては、国産カーボンも更に大分品質がよくなつて参つた。併しながら輸入カーボンとの間に価格の面で多少の開きがあるが、そこで関税を二割にいたしますれば、輸入カーボンと国産カーボンとの価格の開きは大体解消できる。そして又それによつて十分に競争をして、品質の改良を期待し得る。従つて関税を二割にいたそう、これが当初政府当局が考えられました関税二割引上の際に際しましての御趣旨であつたやうに伺つておるのであります。ところがそれから約一年経ちました現在におきまして、一

体政府は当初御期待になられましたやうに効果も果してできたかどうかという点について考えてみますと、これは今般政府が関税一割割当というこ

とで以て案を出したになつた場合のお考えかと伺つておるのでございますが、一年たつてみたけれども、まだ効

果が出ない、やはりもう少し時日を藉してみる必要がある、そのために今回は一応関税を一割にするのだというやうに伺つてゐるわけでございますが、その点に關しましては、我々消費者といたしましては、今も全くと同感でございます。やはり現在の段階におきましては、まだ／＼輸入カーボンに對しまして品質の点において非常に格差がある。又コストの引下げという点についても、我々の見るところ十分に進んでおるといふやうには考えておらない。大變失礼な言ひ方でございますが、そういうやうに感じておる次第でございます。

従ひまして我々といひましては、やはりいま暫く関税二割引上という点は御猶予を頂きたい。そう考へる次第であります。又我々も一つ申述べさ

して頂きたいことは、これはやはりここで以て関税を二割に引上げて、若ししたとて価格が同一になつたといひましたも、それによつて国産カーボンの品質改良といふものは促進されるということにはならない。むしろ価格が一緒になることによつて国産カーボンの品質の改良が遅れるといふやうにさへ考へてゐるわけでございます。やはりいいカーボンが安く国内に入つて来るといふ、その刺激によつて国産カーボンが強化でき、育成されて行くといふやうに我々は考へられるわけでございます。

一応申述べさせていただきます。○参考人(竹内金太郎君) 只今の御説明は小林委員の御質問からみましますとちよつと的外れておるやうに私は考へております。現行一割の関税が二割に上つた場合、現在の国産のカーボン

果が出ない、やはりもう少し時日を藉してみる必要がある、そのために今回は一応関税を一割にするのだというやうに伺つてゐるわけでございますが、その点に關しましては、我々消費者といたしましては、今も全くと同感でございます。やはり現在の段階におきましては、まだ／＼輸入カーボンに對しまして品質の点において非常に格差がある。又コストの引下げという点についても、我々の見るところ十分に進んでおるといふやうには考えておらない。大變失礼な言ひ方でございますが、そういうやうに感じておる次第でございます。

ブラツクの値段は上るかどうかという
ような御質問のように私は了解いたし
ました。その点につきまして簡単に申
上げますれば、その御懸念は手頭ない、
そういうことは確信しております。す
でにこの四月一日から二割になるだろ
うというような現在の法案の出た前後
から、国産メーカーはコスト・ダウン
に相当な努力をしまして、すでに当時
の価格より引下げて売つておるメー
カーもございますし、又現在その製
造を企画しておるメーカーも、大体輸
入価格にさや寄せしよう、或いはそれ
に近い価格で発売しようという気持を
持つて生産に従事し、乃至は計画し
ておるに考へます。従つて現行一割
を二割に引上げたために国産カーボン
ブラツクの価格は値上げされないとい
う考へ方を私は持つております。

○小林政夫君 質問したことだけ答
えて下さい。余り討論会をやつてもら
うと困るのです。逐次おつしやりたい
ことは言えるような質問をしますか
ら。今の点はどうか、需要者のか
た、今までの買われた経験から言つ
て……。

○参考人(林紀子夫君) 我々は輸入の
カーボンブラツクと国産のカーボンブ
ラツクとの値段を比較いたしますにつ
いて非常に困りますことは、自動車タ
イヤ……。

○小林政夫君 質問の趣旨は、輸入関
税を上げることによつて輸入品の値段が
上るのは当然ですね。一〇％が二〇％
になれば、それによつて国産品が、ま
あ輸入品が高くなつたんだからという
ことで、国産品の値段が上る虞れがあ
るか……。

○参考人(林紀子夫君) それは、です
から申上げたいことは、この前関税が
上るといふことでお約束になりました
ときの原価計算というものは、それは
カーボン・メーカーのほうで詳しいわ
けであります。そのときの我々消費
者に対しての約束としましては、でき
るだけ輸入品にさや寄せをしたものを
供給するといふ約束であつたはずで
あります。最近或る会社が出されたま
した新製品を見ますと、輸入品よりも
遙かに割高のものを供給されておるま
す。

○小林政夫君 新製品といふものと一
応メーカーが作るべきの採算と実際に
設備をしてや出したときとに多少見
込みが違ふとかといふ点はあるでし
ょうが、今までのいふ使つてみられて、
懇和会の中原さんの言われるところで
は、いろいろそこには需要者と生産者
と話し合ひをして、そういうメーカ
ーの恣意的な値上げといふものは認めら
れない、本当にコスト計算をして、適
当な価格だといふことでやつて、いわ
ゆる市場価格によつて左右されて値段
が上下するといふことはないといい
て言われておるんですが、その点はど
うですか。

○参考人(林紀子夫君) 旧製品が我々
の要求しております品質に合わないとい
ふことから、新製品をお作りになつ
ておるといふことでありますから、旧
製品が如何に値を引かれましても、需
要家としてはそれで満足して行くこ
とにならないわけですね。而も旧製品も
メーカーの間でも非常に値の差があ
るわけですね。供給される段階におきま
して、そういうわけでありまして、
旧製品を関税が上りましたときに上
げられるといふことは、むしろそれは

旧製品の生産といふことを継続される
といふことがむしろないわけでありま
すから、私が申上げておるのは新製品
の価格がアメリカ並みに下るといふこ
とは我々は期待して申上げておるわけ
です。

○参考人(勝本信之助君) 只今の御質
問の点でございますが、これはカーボ
ンの輸入量が制限されております現
在、上つて参ります虞れは十分ある
のでございます。

○小林政夫君 中原さん、その点はど
うですか。

○参考人(中原乾二君) これは昨年度
府が関税問題をお取上げになつたとき
の条件になつておる。先ほど申上げま
したように、局長がこれに便乗したよ
うな値上りは絶対に許さん。それは
カーボン生産会社の性格を見まして
も、そういうことについては固くお約
束のできる性格の会社ばかりであると
信じております。

○小林政夫君 今の新製品を大体アメ
リカ品と、輸入品と同じ程度の値段で
作る、これは恐らくいろいろな品種に
よつて違ふでしようけれども、そうい
う関税を上げて絶対値上げは不当に
上げないといふ約束と言いますか、そ
の際の新製品についての価格というよ
うなものについては、メーカー側とし
てはどういうことでございましょうか。

○参考人(竹内金太郎君) 御質問の要
旨は、飽くまで現行の関税が引上げら
れた場合、国産品の価格が輸入価格に
伴つて引上げられるかどうかという点
に御懸念をお持ちじやないかと私は考
へます。その点は先ほど申上げました
ように、我々メーカーはこのまだ効果
が現われないといふ先ほどの言葉が

ありましたが、まだ二割引上げではお
りません。従つて効果といふことは
はまだ考へるのには早い、この価格が
引上げられやしないかといふ懸念に対
しましては、すでに効果と言います
か、たゞさんのメーカーの一部のメー
カーにおきましては、すでにコスト・
ダンピングによつて価格を引下げてお
る。又新しい製品を生産しておる
メーカーは、輸入価格に極めて近い価
格で、これを製造し、発売しようとい
ふ計画をお持ちのようです。従つて今
の委員の御質問に對しましては、メー
カー側としましては、関税の跳返りは
国産品には絶対にないといふことを、
私はここに申し上げてよろしいと思
います。

○小林政夫君 そうすると、結局それ
が一〇％であろうと、二〇％であらう
と、メーカーのほうでは、企業の合理
化等には十分の努力をして、できるだ
け精一ぱいの安い値段で出す。それが
二〇％に若し上つたとしても同じだ
と、こういうことですか、簡単に言え
ば。

○参考人(竹内金太郎君) そうです。
この関税の一割引上によつて、メー
カー側としては毫も値上げの問題を考
へていないといふわけですね。
○小林政夫君 需要者のほうはその点
が信用できないのですか。
○参考人(林紀子夫君) 我々は輸入量
というものを、外貨の事情が悪いとい
うことは十分承知をいたしておりま
す。品質というものが……
○小林政夫君 品質の点は……
○参考人(林紀子夫君) それに関連が
あるので申上げるのでありますが、な
かなか容易に輸入量を殖やして頂くと

いうことができないわけでありま
す。むしろ輸入量というものは非常に制約
をされるわけでありまして、されて行く
といふことが当然なわけでありま
す。そうしますと、我々の使用量といふも
のが殖えて行くといふことになりまし
て、輸入量を縛られて行くといふこと
になりますと、どうしても悪くても何
でも国産を無理して買わなければなら
んといふ実情におかれたとき、商売人
の意識として、そういうことを制約さ
れるときは、そういうことの保証を誰
が与えてくれるか。我々としてはそれ
に對して確信のあるお答えはできま
せん。

○小林政夫君 その点が中原さんの今
までの説明だと、需要供給の關係で値
段が高下するといふことは先ず／＼な
からう、簡単に要約すれば、こういう
ことだろうと思ふのですが、今の需
要者のお話だと、これは関税を上げる
と、上げないとかいふ問題は抜きにし
ても、為替管理によつて、外貨事情上
輸入がストップするといふ場合には、
当然品薄になつて値段が上るといふこ
との懸念があるといふ意味の発言なん
ですね。その点はどうか。

○参考人(中原乾二君) 今日よりも遙
かに不足しておつた時代、この表で御
覧になるとおわかりになります。戦
後の統制時代、そうした時代におきま
しては、特に政府の価格の監督が厳重
でございまして、そういうときにおい
ても、メーカーは価格を上げたことは
ございせん。ですから今後これだ
け、勿論数年の後は国内生産者同士の
競争になつて参る。従つてその懸念
といふものは私は持つておりません。
○参考人(勝本信之助君) 統制中の問

題は、これは④がございましたが、現在自由競争でございますから、関税が二割引上げられますれば、当然国内品も上つて参るといふふうに考えられるわけでありませう。

○小林政夫君 上つて参るといふ、やはり業界の気風というものがあつて思ふのです。それで品薄になればどんと取れるだけ取る、こういうふうな気風の業界もあれば、まあ先のことも考へて適当なマージンでやつて行くといふ気風の業界も多くの中にはある。特にこれはいろ／＼な業界で、中小といつては悪いけれども、資力の薄弱なものに儲けられるときに儲けるといふことがあるわけだ。そういうところが事業体の信用だと思ふのですけれども、その点についてのこのカーボンブラツク・メーカーの一体気風はどうか、こういうことなんでしょう。

○参考人(竹内金太郎君) これは只今御質問にお答えした側は、消費者と申しましてはゴム関係のかたでございますが、このゴム用並びにカラー用を含めまして、代表的なメーカーはそう多くはございません。只今懇和会のメンバーになつておりますメーカーは七社でございます。これはカラー用で言いますと、三菱化成、東京瓦斯、日鉄化学、この三社、ゴム用でございますと電気化学さん、私どもの東海電機、三池合成、旭カーボン、これがメーカーとしてのすべてでございます。それで今名前を申し上げました各社は、旭カーボンを除きましては、いずれもこれが専業ではございません。私どもの東海電機はカーボン・プロバーその他若干肥料その他をやつております。カーボン・プロバー、そのほかのカーボン製

品をやつておりますが、その他は一つの部門、極めて些細なものでございませう。それで電気化学さん、或いは三菱化成さん、或いは東京瓦斯さん、皆さん名前は存じ上げておる通りでございます。こういうふうなメーカーが僅かその小さな部門のことにつきまして、市況の弱さ或いは強さ、これによつて緑日商人或いは町の小商人のよう、市況が強いから値段を上げよう、或いは弱くなつたから下げよう、こういうふうな考えは、以上申し上げました会社の経営者においてはこんなけち臭い考えは持つていないと私は確信いたしております。

○小林政夫君 消費者のかたの理窟から考へて上るだろつというところでなしに、今まで長年恐らく努力されておる生産会社と、その今までの商い振りのいふものは、あなたがた考へてどうお考えになるか。メーカー側のほうでは今おつしやつたようなことで、あなたがたのほうで長い間取引をして、成るほど品薄のときにつけ込まれた、実に悪いやつだという印象があるのか。

○参考人(林紀子夫君) 遠い将来のこととは別でございますが……。

○小林政夫君 将来じやなしに既往です。過去においての取引振りがどうであつたか。

○参考人(林紀子夫君) 過去においての取引振りの点でございますが、その点についてカーボンブラツクを売つておられます会社自体が非常に変化を来しておるということがあるのでありませう。その点で非常に申し上げにくい点があるわけだ。

○小林政夫君 おつしやる意味は、大部分品物がやつて来た。悪い品種のもの

はやめていい品種のものを作るとかいうようなことはあつたとしても、それが日々その品質がやつて行くといふことで、取引の都度、取引品種がやつておるといふなら別でなければ、私素人でもよくわからんが、或る程度スタビリティのある品物もあるのだろつと思ふ。そういうものを取引されてみて、併しその需要供給の關係といふものが、必ずしも一定ではなかつたとか、非常に品不足のときもあつたとか、そういうふうなときに非常にばられたとか、今のつけ込まれたといふような商い実績があるのかどうかということだ。

○参考人(勝本信之助君) やはり只今におきまして、例へば大メーカーに對する売り方、中メーカーに對する売り方、小メーカーに對する売り方、これはメーカーの規模によつて差が出て参りますことは當然でありますけれども、少くも普通の常識を以ていたしましては、いささかひど過ぎるというふうな販売の仕方があつた事実が確かにございませう。それから又過去におきまして、例へば或る新しい製品ができ、まあこれなら大分使ふといふような場合に、ゴム工場としてはちよつと使つてみたいといふにもかかわらず、非常に評判が悪いものだから非常な賈手市場になつてしまつて、なか／＼買おうと思つても売つてくれない。又値につきましては、多少我々が考へておるよりも以上の値を取られたという実例もございませう。

○小林政夫君 まあ今の大メーカーと小メーカーと、甚だ失礼な言い方かも知れませんが、特にゴム工業界は非常に景氣の変動が激しいですね。そ

うして弱小ゴム工業といふものは、なかなか普通取引相手としては相当、まあ何といひますか少し注意深く取引をしなければならんところも一般的に言つて割合あるわけだ。で、そういうふうな決済、取引条件で差等がつく。いわゆる大メーカーと中小メーカーと、例へば大メーカーのときは二カ月サイトをやるけれども、お前のほうは現金でよこしてくれ、のみならず前渡金をよこしてくれと、こういうふうな取引条件によつて非常に差等をつけられるか、或いは金利によつての値段の違いといふことなか。価格自体が、需要供給の關係で、非常に品薄のときには、大中小を問はず、アブノーマルに高く取られる、こういうことですか。

○参考人(林紀子夫君) 私が先ほど申し上げた言葉が足りなかつたのでありますが、日本のカーボンブラツクの会社は、先ほど申し上げましたように数は非常に少いのです。適正な、使いたいものを生産して下さる会社は、従いましてそういう意味で独占的になりやすいといふことを私は申し上げたいので

す。これまでAという会社が、殆んどそれは独占的に近いような生産をされておつたのですが、その会社のものは過去の製品になつて、今度はBという会社のものが作られつてあります。それは殆んどその会社オンリーで、今の段階では申し上げたいような段階なんです。将来と申し上げたのは私はそこなんです。将来になつたらわかりませんが、独占的になりやすいから我々は慮れているわけだ。価格を……。

○小林政夫君 その独占的な場合に、非常に独占を利用して不当なマージンを取る虞れがあるか、或いは独占

は独占だが、まあ或る程度その独占に至るまでには相當の研究をせしめようし、メーカーとしてはその研究費の償却といふことは必要であらうから、只今の設備ですぐ生産すればこれだけの値段で売れる、併し既往の研究に費した研究費等も償却をしなきゃならんといふことであれば、或る程度の余分のマージンをみなきゃならん。そういうふうな点を併せて考へて、甚だ不当な、まあ暴利を貪るかどうかということだ。

○参考人(林紀子夫君) 先ほど私が申し上げましたAという会社の場合においては、多分そういう傾向が見られたことは事実であつたのであります。

○小林政夫君 暴利を貪つておるといふ……。

○参考人(林紀子夫君) 暴利ではありませんが、非常に独占的な売り方をされたといふことはあります。併しBという会社に対して今私はそれを尋ねられまして、会社の歴史が浅いために、その会社の判定を今直ちに下さことは困難だということだ。

○小林政夫君 それでは今度は品質の問題をお尋ねしたいのですが、いろ／＼今の説明によると、量的には足らんけれども、質的にはかなり国産品でもつて輸入品に代替して行かうといふ、この懇和会から出された資料によると見られるわけですが、その輸入に依存するといふ、先ほどの勝本さんの御説明だと、非常に品質の点についてまだまだ格段の相違があるというふうな御陳述だつたのですが、品質の点に限つて両方から改めて御意見を承りたい。

る品質につきましては、具体的な例をお示しをいたしましてお話を申し上げたいと思ひます。MPCという種類の輸入のカーボンブラックだけを使ひまして自動車のタイヤを実際に走行させました試験の成績をちよつと申し上げますと、我々がタイヤでレッドと申しておるのですが、地面につくところのものであります。それが一ミリ減る間に、輸入のカーボンブラックばかりの場合でございまして四千四百五十キロ走れるわけでございます。二番目に輸入のカーボンブラックの割合を三五％と、それから電化と申しましてこれは我々はまだ古いもので申上げた一つの種類であります。その種類を一五％といたしまして配合によりまして、これは同じ車につけて走つておる一本のタイヤを三分分してやつておるのですから、同じ条件で同じ走行を示すわけですが、その場合ですと三千五百キロ走つております。三番目にそのMPCというものの配合は同じで三五％であります。東海、東海と電化を置き換えて走らせた場合に三千六百五十キロ走つております。つまり電化より東海のは国産品でいいということがわかつております。併しオール輸入と国産を使つた場合で比べてみますと、それだけの違いがあるというところでございまして。次に輸入品の場合には同じであります。仮に東海さんがこしらえておられます新しい輸入品と同じだと言われておられますものを五％だけ混ぜて走らせました場合の結果を申上げてみますと、これは走らせました車が違ひますので、比較論が前のものと違ひます。その点は御了承願ひたいと思ひますが、一番

にはやはり輸入品を五〇％混ぜましたやつでやりましたところが、三千三百キロ走りまして。新しい東海さんのものを五分つまり一五％の割合で走らせました結果を見ますと三千七十里キロでありまして、つまり一割、一〇％というものは必ず製品が劣るわけですね。これは普通のトラックのタイヤにおいてさうであります。併しこれを電源開発とか土地利用開発というような大型のタイヤにおいて示しましたならば、五〇％はいいなり悪くなるのです。カーボンブラックというものは配合品ではあります。カーボンブラックの悪いために、我々タイヤを作ります場合には、輸入品である生ゴムとか、繊維という貴重なものを使つておられます。コストの点で一つ御参考に申し上げますが、これはタイヤの原材料だけの部分で申し上げますから御了承願ひたいと思ひますが、生ゴムでは三六％、コストのほうで申しますと三六％あるわけですね。それから繊維、コットン・リントーを使ひます。強力人絹で四十四％というものがあつたわけですね。それからカーボンブラックを、輸入品を八〇％それから国産を二〇％使つたといつた場合、カーボンブラックのコストの比が、輸入品で六・五％、国産で一・五％、その他のものが一二％で、只今申上げたパーセンテージを合計いたしますと、一〇〇％になるわけですね。そうしますと、コストの面では輸入と国産を合せましても八割しか占めないわけですね。その八割しか占めないものによつて、タイヤの貴重なコットン・リントーを使ひましたケースと申しますと、タイヤの胴体のほうは

非常に立派なもので、まだ／＼使えるにかかわらず、磨耗が非常に早い。ために、一〇％の磨耗がアメリカよりも劣る、五〇％も劣るということになります。それは、そういうものをお釈迦にしなればならぬということでは、非常に我々外貨の面では損をするという実情が出ておるわけでありまして。それで国産のもののどこが悪いかと申しますと、グリットと申しますものがありません。これはアメリカの製品では全然見られない。併し現在国産のメーカーさんも非常にこのグリットの点につきましては御注意を下さいます。従来は一袋の中にコーヒのスプーンで大体二、三匙ぐらいの量あつたものが、約今日では四分の一に下つておる。これはもうアメリカではカーボンブラックの会社としては恥としておる。グリットのあるような製品をカーボンブラックの会社が売るといふことは非常な恥です。併しそれを我が国産のメーカーに余り強いるといふことはいけないうのであります。併し我々がタイヤを作ります場合に、トレッドの中に、仮に申上げますが、空気の動きがあるといふことすら、タイヤが走つているときにパンクの原因になるくらいに我々は注意しておるものであります。そこへごみのようなものが入るといふこと、そのタイヤの生命を一遍に破壊することになる。そういう点が非常に我々として困つておる点なんです。ですから少くともアメリカと同じ品質のものというよりも、まだ／＼こんなグリットを除くといふことすらできておらないものなんです。ですから藉すに時日を以て、だん／＼国産のメーカー

もアメリカと同じようなものを作つて頂きたいのです。それからHAFとかSAFというランクをいろいろ申されますけれども、日本のカーボンブラックの品物を一度アメリカへ送つてもらつて、これはどういふランクに相当するものかやつてもらいたいといふことを、私は当局へ建設的な意見として申上げたのです。併し一度もそういうことを政府としてはおやり下さらないわけなんです。私は其々に研究をして国産の品質が上ることについて我々希望しております。

それからもう一つ私が申上げたことは、ここにコンタクトといふのがございまして。コンタクトはいつまでたつても日本では、天然ガスがどこかでアメリカなみに湧き出したといふような奇蹟でも起りますれば別であります。コンタクトといふものは、まあ当分日本ではできる見込みがないわけでありまして。ところがなぜコンタクトを我が要求をするかといふと、アメリカのタイヤと我々日本のタイヤとは違ひなうであります。アメリカのように、道路がいいところでは軽い気持で以てさつと走るならば、それは何をかいわんやであります。併し我々がタイヤを作るのは、日本の道路の状況に合うように……、オーバードロードもなさいます、何はなさいます、非常に苛酷な条件にあるもので、道の悪いところを走る。そういう条件に合うタイヤを作るのが日本のタイヤメーカーの使命だと思つて作つておる。それにはやはりそれに合うところの条件のカーボンブラックを輸入したいわけなんです。ところが日本に作れないものをなせ二〇％まで関税を上げられるのか、我々はそれ

が非常に疑問に思ひます。それでコンタクトの量はタイヤ・メーカーとしてファーストブラックより多くなつておる。ずつと多いわけですね。

○小林政夫君 竹内さんどうですか。

○参考人(竹内金太郎君) 今御説明を伺いますと、国産のカーボンブラック工業などは、これは潰滅させ、全部輸入品に置き換へたら良いものが安く使えるという、このロジックを演繹しますと、そつちへ発展して行くのじやないかと思ひます。それは私の感想でございますが、このカーボンブラックの質或いは品種、こういう問題につきましては、それ／＼このカーボンにはそれ自体の特色と申しますか、癖と申しますか、それ／＼の性格がございまして、目で見れば黒い煙突の煤のようなものでございまして、それ／＼の物理的に或いは化学的に恐らく性格を異にしておる。従つて同じ条件で他の恐らく、私も詳しくは存じませんが、タイヤに塗り込むためには相当多くの配合品を用いるかと思ひますが、これを全然同一条件でそのカーボンの特色を見出さずに、全く他の条件を同じにしてお使いになつた結果が、先ほどのデータと異なつて現われておるのだらうと思ひます。これは国内のタイヤ・メーカーさんにはそれぞれのお好みがございます。この配合条件は全部違つておるかと思ひます。それで或るタイヤ・メーカーさんは国産品を比較的大量にお使いになり、或るメーカーさんは非常に少いといふようなことも事実あるわけでございます。然らば仮にこれをAとBとしますと、Aのタイヤ・メーカーのタイヤとBのタイヤ・メーカーのタイ

ヤが、それほど差があるかと申上げますと、これは費用におきまして、使用価値の点におきまして、全然差はないというふうなことも私聞いております。やはりこれは使ひ方でございます。私、カーボン工業というのは、私、若しときに聞いたのも、一つ／＼のブラツク・アート、である、ブラツク・マジックである、魔術である、この本体はな／＼究明できないのです。それでこれを完全にこのカーボンの本体を究明し、この本体を本當にキヤッチして、その特色を十分に生かすという方法が、それを十把一束と申しては失礼ですが、単にカーボンの国産と輸入を置き換えただけで、そのテストをなさり、その結果だけ比較するというのでは、本當のカーボンの本質を掴んでおる研究乃至は試験方法ではないのじやないかと、まあ私はそう思つております。で、現在お使いになつておる国産品、これはいや／＼ながら或いはお使いになつておるかも知れません。先ほどの御説明によりますと……が、だからと言つてこれを全部輸入品に置き換えてしまふということは、現在の日本の立場からこれはちよつと考えられないことでございます。従つて先ほどお話がありましたように、若干の時間をかすことにより、これをブリッジ・アップして質においても価格においても同等の水準にまで持ち上げるということが、私、メーカーとしての責任であり、又政府としてはその方針に向つて施策をすべきものだ、そう考へております。昨年政府がこの問題を取上げたのも、やはりそういう見地から、これをテーク・アップされたものだ

私は考へております。当時と現在とははどれだけの条件の客観的情勢の変化があるかと考えますと、これを現在更に一カ年延期すべしというふうな条件は全然ない、むしろ四月から関税は引上げられると、その保護助成策の恩恵によくするのだということで、各メーカーは新しい製品を作り出そうという計画を持ち、すでにその芽生えはかなり大きくなつております。生まれ出ようとする或いは出たばかりの工業を、又元の風に当るといふことは、折角出かかつた芽を未然に摘んでしまふというふうな結果にはほしくないかと、その處でござります。で、質において或いは価格において現在の裸のままの姿で輸入品に十分対抗できるならば、これは何らこの関税乃至はその他の保護助成策は必要ないのでござります。そこに若干の差があればこそ、政府としてこの問題を取上げておるのでござります。これが今後更に一カ年延期されるというふうな政府案が出たかのように私伺つておりますが、その原因が、理由が奈辺にあるか甚だ了解に苦しんでおる次第でござります。

○小林政夫君 結局輸入品を使へば、消費者側のお方のおつしやることをそのまま受取つて、大体耐用年数において約一割ぐらゐ長く物を使へるが、タイヤとしては一応使ひ物になるタイヤはできるが、耐用年数が多少一割ぐらゐ違ひ、こういうことを言われるわけですね。タイヤの強度の、強い耐用年数の長いタイヤを作るのに、そこにはいろいろのゴムの配合自体の問題もありまして、それから芯になる、或いはすだれ織だとかいうような織物がタイヤの芯になりますね。今ちよつと話があつたが、そういうふうなもの技術もかなり影響するのじやないかと思ひますが、聞くところによると、日本のタイヤ製作技術は非常に優秀である。世界の水準と比べてその遜色はないというふうなふうにも聞いておりますが、そういう点の強度の耐久力のあつたタイヤを作るについて、すべての責任をカーボンブラツクにのみ負わすのではなくて、そつちのほうの改良研究を併せて、例えば最近では合成繊維等によるすだれ織に相当する芯になるものもできて来ている。こういうことを併せて研究することによつて耐用年数の耐用度を長くすることはできるのではないでしようか。

○参考人(林紀子夫君) 御説でございますが、タイヤの骨格の非常に強くなるということについては、綿から強度人絹ということになりまして強くなつて参つたのであります。ところが摩耗と申しまして路面をこすつて行くものにつきましては、今のところカーボンブラツクよりも勝るものはちよつと世界にないわけなんです。それでむしろカーボンブラツクというものの使用量というものは非常に伸びて来ておるわけですね。現在日本で、我々は役所の何がござりますので、大体ゴム一〇〇に対して三〇〇程度のものしか混ぜておらないのですが、諸外国では大体三九〇、四〇〇近くのカーボンブラツクを混ぜるというところで、むしろカーボンブラツクを増加してござります。それは前は日本でも亜鉛華というものを使つておりましたが、これは金属亜鉛が要りましたわけですが、金属亜鉛の部分でだん／＼カーボンブラツクにむしろ置換えておりますわけで、今御質問のございましたように、その摩耗度ということをお求めに、ほかに代るものはないと思ひます。タイヤというものは非常に何と言ひますか、いろんなものの結合体でできておりますわけでござりますので、折角張りが強く、肋骨が強くならして、それに相応した筋肉が必要になつて参りますわけでござります。その筋肉質が非常に丈夫になるにはカーボンブラツク次第というわけでございます。ですからそれ相応にやはりタイヤというものは、適當なことを申しますと、或るときに行つたときに、全部のものが皆滅してしまふようになるのが理想なんです。或るものだけが非常に極端に強くあつても、それは困るわけなんです。ですから今カーボンブラツクに代るようなものはどこにもござりません。むしろカーボンブラツクを使うことが多くなつて行く傾向にあるわけですね。

○参考人(勝本信之助君) 只今の御質問に関連いたしましてお答えいたしました。只今タイヤのお話でございますが、私さつき申し上げました概摺ローラーという、百姓が使ひます概摺ローラーにつきましては綿も使ひませんし人絹も使ひません。ただゴムとそれに多少の薬品とそれにカーボンブラツク、これでできてゐるわけでござります。ところがこの概摺ローラーの場合に輸入カーボンブラツクを使つた場合と、国産カーボンを使つた場合とでは、まさにカーボンブラツクの如何によつて非常に大きな寿命の差が出て参ります。詳しいデータは只今持つておりませんが、この点に關しましては

○参考人(林紀子夫君) 私が考へます場合は、保護関税として見ました場合は、甚だ不徹底な関税だと思つております。若し国産のカーボンブラツクをアメリカ並に上げようということでは保護関税をとりましますならば、恐らく四割ぐらゐお上げにならなければ完全な保護関税にはならないと私は思つております。

○参考人(勝本信之助君) それからもう一つ問題は政府、通産省が考へておりますことを一応伺ひたいと思つたので、こゝで関税を二割にいたそうが、一割にいたそうが、入れるカーボンブラツクの量は変らない、そう申しております。というところは一割であらうと二割であらうと、やはり制限するものは制限する、これが通産省の方針であるように伺つております。それからもう一つは関税を二割に引上げても、国産メーカーのほうでは値を上げないなら上げてくてもいいとおつしやつておられます。そういういたしますと、一体何で関税を二割に値上げしなければならぬか、全く我々了解に苦しむわけでござります。ただ我々の製品のコストを上げるのだということだけには考へられないわけでございます。

○参考人(中原乾二君) 先ほどからお話がございましたように、カーボンブラックはゴム製品の非常に重要な役割をいたしておりますので、各国がこのカーボンブラック工業を育成するのは非常なものでございます。例えばドイツにおきましては、輸入税を一割五分としまして、この一割五分は全部国産のカーボンブラック工業に払戻すという政策をとりまして、世界でアメリカに次いで一番最初に国内工業を確立いたしましたのはドイツでございます。

アメリカは戦後一カ年間に七十万トン作っておりますが、それを五カ年計画で百万トンにいたします。あとの四十万トン近いものを増産するために、アメリカは免税措置をとっております。

アメリカは足りないとは思えないのですが、而もアメリカの軍拡なり何かに備えまして、国外にまで輸出しておる国でさえ免税措置をとつてこれを育成しておる。これは単にカーボンブラックを以て世界を征服するつもりでなしに、これは如何にゴム工業において、カーボンブラックが重要なものであるかということが考えらると思ひます。ですから日本ゴム工業の御両者も、このカーボンブラック工業がゴム工業の死命を支配しているということは、十分に御存じだと思ひます。只今日本のゴム工業はアメリカに首つ玉を握られておる。日本のゴム工業の活殺はアメリカにある、これを日本の手で確立したいという気持は十分おありのことと思ひます。ただ当面の価格差というものがついて御心配だろと思ひますが、速かに確立するためには、立遅れていることは事実です。その事実を速かに確立

する方針が、今度の関税問題であると私も思ひます。

○参考人(竹内金太郎君) メーカーとしましては、只今林さんの意見にもございまして、一割は決して十分であるとは思ひません。我々はベストが望ましいわけではございませんが、現在の客観情勢の中で我々だけが完全な温室の中に育ててもらいたいというふうな気持は毛頭持つておりません。それでベストより先ずベターを求め、それで完全なる温室の中でなくても、少くとも或る程度の風はよけられるというふうな親心と申しますか、政策が要請されるわけで、通産省もその意味でこの一割というところに、これを三割とか或いは四割とかにせずに、値上率を一割のところに持つて来たのだらうと、我々はこの考えておるのでござい

ます。それでこれが一割。もう一つは今の御質問の点にございまして、今に、一割で果してその意義で、効果が上るかどうかという点につきましては、今申上げたような意味が、或る程度の効果はあるというのでもござい

よう。又一割で完全に価格の面では輸入品と対等になり得るというのでもござい

ます。メーカーは先ほど申上げましたように七社ございまして、それぞれ一種類のみだけではないに、二種類或いは三種の生産をしておりまして、この一割で完全に輸入価格と対等に

に行き得るものもござい

ます。

○参考人(林紀子夫人) それはアメリカが現在の我々に輸出して参ります価格を据置いたの議論だと思ひます。が、アメリカではカーボンブラックの価格に對しましては、プレートにフルにかかつておる、それを軽減するため

にコンプレス・カーボンというふうなものを作りまして、プレートを安くする

というふうなことの努力を、アメリカとしては非常に持つておるわけであり

ます。そういう考え方からいたしますと、仮に関税を日本で上げました場合

には、アメリカは必ずこれに對して売値というものについても、相当の考慮

を払うであらうと思はれるわけでは

ありません。アメリカのカーボンブ

ラック工業と、日本のカーボンブ

ラック工業のスケールの差というものは、これは非常に違つておるわけでは

ありません。ですからアメリカがカーボンブ

ラック工業のスケールの差というものは、これは非常に違つておるわけでは

ありません。ですからアメリカがカーボンブ

ラック工業のスケールの差というものは、これは非常に違つておるわけでは

ありません。ですからアメリカがカーボンブ

ラック工業のスケールの差というものは、これは非常に違つておるわけでは

ありません。ですからアメリカがカーボンブ

ラック工業のスケールの差というものは、これは非常に違つておるわけでは

ありません。ですからアメリカがカーボンブ

ラック工業のスケールの差というものは、これは非常に違つておるわけでは

ありません。ですからアメリカがカーボンブ

ラック工業のスケールの差というものは、これは非常に違つておるわけでは

ありません。ですからアメリカがカーボンブ

ラック工業のスケールの差というものは、これは非常に違つておるわけでは

ありません。ですからアメリカがカーボンブ

ラック工業のスケールの差というものは、これは非常に違つておるわけでは

ありません。ですからアメリカがカーボンブ

ラック工業のスケールの差というものは、これは非常に違つておるわけでは

ありません。ですからアメリカがカーボンブ

ラック工業のスケールの差というものは、これは非常に違つておるわけでは

ありません。ですからアメリカがカーボンブ

ラック工業のスケールの差というものは、これは非常に違つておるわけでは

ありません。ですからアメリカがカーボンブ

ラック工業のスケールの差というものは、これは非常に違つておるわけでは

ありません。ですからアメリカがカーボンブ

ラック工業のスケールの差というものは、これは非常に違つておるわけでは

ありません。ですからアメリカがカーボンブ

ラック工業のスケールの差というものは、これは非常に違つておるわけでは

ありません。ですからアメリカがカーボンブ

ラック工業のスケールの差というものは、これは非常に違つておるわけでは

ありません。ですからアメリカがカーボンブ

ラック工業のスケールの差というものは、これは非常に違つておるわけでは

ありません。ですからアメリカがカーボンブ

ラック工業のスケールの差というものは、これは非常に違つておるわけでは

ありません。ですからアメリカがカーボンブ

ラック工業のスケールの差というものは、これは非常に違つておるわけでは

ありません。ですからアメリカがカーボンブ

ラック工業のスケールの差というものは、これは非常に違つておるわけでは

ありません。ですからアメリカがカーボンブ

ラック工業のスケールの差というものは、これは非常に違つておるわけでは

ありません。ですからアメリカがカーボンブ

ラック工業のスケールの差というものは、これは非常に違つておるわけでは

ありません。ですからアメリカがカーボンブ

ラック工業のスケールの差というものは、これは非常に違つておるわけでは

ありません。ですからアメリカがカーボンブ

ラック工業のスケールの差というものは、これは非常に違つておるわけでは

ありません。ですからアメリカがカーボンブ

ラック工業のスケールの差というものは、これは非常に違つておるわけでは

ありません。ですからアメリカがカーボンブ

ラック工業のスケールの差というものは、これは非常に違つておるわけでは

ありません。ですからアメリカがカーボンブ

ラック工業のスケールの差というものは、これは非常に違つておるわけでは

ありません。ですからアメリカがカーボンブ

ラック工業のスケールの差というものは、これは非常に違つておるわけでは

ありません。ですからアメリカがカーボンブ

ラック工業のスケールの差というものは、これは非常に違つておるわけでは

ありません。ですからアメリカがカーボンブ

ラック工業のスケールの差というものは、これは非常に違つておるわけでは

ありません。ですからアメリカがカーボンブ

ラック工業のスケールの差というものは、これは非常に違つておるわけでは

ありません。ですからアメリカがカーボンブ

ラック工業のスケールの差というものは、これは非常に違つておるわけでは

ありません。ですからアメリカがカーボンブ

ラック工業のスケールの差というものは、これは非常に違つておるわけでは

ありません。ですからアメリカがカーボンブ

ラック工業のスケールの差というものは、これは非常に違つておるわけでは

ありません。ですからアメリカがカーボンブ

ラック工業のスケールの差というものは、これは非常に違つておるわけでは

ありません。ですからアメリカがカーボンブ

ラック工業のスケールの差というものは、これは非常に違つておるわけでは

ありません。ですからアメリカがカーボンブ

ラック工業のスケールの差というものは、これは非常に違つておるわけでは

ありません。ですからアメリカがカーボンブ

ラック工業のスケールの差というものは、これは非常に違つておるわけでは

ありません。ですからアメリカがカーボンブ

ラック工業のスケールの差というものは、これは非常に違つておるわけでは

ありません。ですからアメリカがカーボンブ

ラック工業のスケールの差というものは、これは非常に違つておるわけでは

ありません。ですからアメリカがカーボンブ

ラック工業のスケールの差というものは、これは非常に違つておるわけでは

ありません。ですからアメリカがカーボンブ

ラック工業のスケールの差というものは、これは非常に違つておるわけでは

ありません。ですからアメリカがカーボンブ

ラック工業のスケールの差というものは、これは非常に違つておるわけでは

ありません。ですからアメリカがカーボンブ

ラック工業のスケールの差というものは、これは非常に違つておるわけでは

ありません。ですからアメリカがカーボンブ

ラック工業のスケールの差というものは、これは非常に違つておるわけでは

ありません。ですからアメリカがカーボンブ

ラック工業のスケールの差というものは、これは非常に違つておるわけでは

ありません。ですからアメリカがカーボンブ

ラック工業のスケールの差というものは、これは非常に違つておるわけでは

ありません。ですからアメリカがカーボンブ

ラック工業のスケールの差というものは、これは非常に違つておるわけでは

○参考人(中原乾二君) 大体一割の関税引上によつて一年以内に競争圈内に入れる、そして数年のうちに二割の関税は意味をなさないものになつて行くという自信を持つております。

○菊川孝夫君 この三六%は克服できるといふのですか。

○参考人(中原乾二君) 今の生産状態といふのは極めて生産単位の小さい、とても経済単位になつていないのです。だからこれはどこかで何かの方法を講じなければ、いつまでたつても国産のカーボンブラックは要らないのだといふことになるから育てるからにはどこかで育てて行かなければならない。それには先ず経済単位にするといふことが大事です。経済単位になる見込みがないときは関税保護をやつても意味がない。昨年お取上げになつたときは見込みがあるといふことで、私もその確信をいたしてあります。

○菊川孝夫君 もう一点お尋ねします。品質の改善、それから価格の引下げ、特に品質の改善につきましては、大衆業界といふ言葉は、研究費その他の出されてゐる経費といふものはどのくらいお見込みになつておりますか、これは共同で検討されておるものもあるし、各業界でやつておるものもあると思ひますが、品質改善に使われているもので、今やかましく言われている交際費のようなものを削減して、進んで品質改善費に拍車をかけているといふのは、大衆数学的に見てどのくらい経費になつておりますか、こゝういふ熱意は業界に必要でありますか……。

○参考人(中原乾二君) いろいろ協会とか懇和会とか工業会とか日本にはたくさんあるのです。併し懇和会やそういう協会で研究費を持つてゐる会は……。

○菊川孝夫君 各社が持つておられる……。

○参考人(中原乾二君) 私自身が持つてゐるのです。恐らくこゝういふ業者の団体で研究所を持つて研究しておるといふところは非常に少いのでございませう。これは一つの現われでございませう。各社ともそれではいけない、これは私みずから放つておけないといふので、協会の仕事として、大部分研究に没頭してあります。

○菊川孝夫君 大体こゝういふ化学製品といふものはそれ／＼会社によりまして独特の製造方法があると思ひますが、それは一つの所で秘密にして、秘法は公開しないと思ひますが、あなたのところは勿論懇和会で研究機関をお持ちになつておるといふことですが、我々の承知してゐるところでは、それぞれ独特の方法で、家伝の秘法をそれぞれ会社に持つてゐる御検討になつておられるのが、大体今までの行き方だと思ひますが、それをプールしてやつておられるわけですか。

○参考人(中原乾二君) カーボンブラックは、今日議会で取上げになつて頂くほど大きな問題になつてゐるの、カーボンブラック自身が重要であること、もう一つはカーボンブラックといふものの状態をつかんでいないので、今日水掛論になるのが多いのであります。カーボンブラックはどういう性質の、どういふカーボンブラックがゴムの腐敗を防ぐのか、どういふカーボンブラックがゴムの伸びを強く

するの、かといふことが、今世界中の論文によつても明かになつていない。ですから作るときにいい加減な方法で作つて、作つたものをゴムの試験をして、これはいいとか、これは悪いとか、百姓試験百姓工業、併しこんなことをいつても、何年やつても駄目だといふので、カーボンブラックはどういふ原料を使つて、どういふ方法で作るべきか、どういふ製品はゴムのどういふことにいいのか、その体系の研究がなければ、これは何年たつても外国に追付けない。アメリカのように無尽蔵に研究費があるところなら百姓研究でいいのでありますが、日本のようなところは早く一つの体系を整えなければならぬといふことで、その体系を整える研究は私のほうでやつております。各社は各社で製造の研究をやつております。それについて政府から連絡をしておりまして、日本のカーボンブラックには非常な期待をしております。

○参考人(竹内金太郎君) 私のほうは名前の通り、私のほうはといつて、私の会社でございませうが、電極のメーカーでございませう。これはカーボンブラックといふ言葉は、電極のメーカーでも同じカーボンの電極部、これが昭和の初期までは日本で現在のような製品は一通も作られていなかった。これを当時の海軍と我々のほうで共同研究にしまして、昭和十年頃初めて呉その他の工廠で使えるようなものができた。勿論民間も八幡なり住友なりその他の鉄鋼会社も勿論でございませうが、その後戦争に突入し、独特な技術で以て製造に従事してございまして、戦後になりまして、需給も非常にアン

バランス時代に、初めて輸出という問題を考え、私世界のあらゆる面にサンプルを廻して輸出に努力いたしました結果、現在鉄のカーテンの中、それからアメリカ、ドイツ、イギリス、ベルギー、これを除きまして、未開の国は別でございませうが、南米から漳州、ヨーロッパ、近東地区に至るところに現在輸出をしております。それにおきまして世界の最大メーカーであるアメリカの有名会社のと、全然品質の劣りは見られておりません。価格におきましては百ドル程度国産品のほうが安くなつております。現在日本の工業製品の中で、質において完全に外国品に對抗して、価格において更に安いといふものは、余り例がないだらうと思ひます。これは私のほうの主製品の電極についてでございませうが、私のほうは飽くまでもカーボンの会社として、カーボンブラックにおきまして、質並びに価格において電極の現在の姿のように、質、値段において、輸入品に完全に對抗し得るという意欲、努力を継続してございまして、今研究費といふ問題につきましては、我々は藤沢のほうに中央研究所を持ち、三千数名の技術者がその研究に當つておりますが、生産現場も勿論これは日々の仕事自体が研究でございまして、只今具体的に何千万の金、何百万の金を研究費に注入しておるかといふことは私は申し上げられませんが、日々これ研究でございませう。我々メーカーの信念は、我々のところは技術を売つて、金を儲けるの、じやない、技術を売つて金を儲けるのだという信念で、社長以下やつておりますから、その点は御安心願つて結構だと思ひます。日ならずして、電極

と同じように価格、質において、輸入品に十分對抗し得る現在のカーボン製品のように、完全に輸入品をシャットアウトできるという確信は持つております。

○参考人(林紀子夫君) 研究費の問題でございませうが、我が社が申し上げたいのは、非常にタイヤのメーカーとカーボンのメーカーは如何にも喧嘩をしてゐるようなにおもひます。非常に両方の技術者といふものは切磋琢磨いたしまして、非常に仲良く研究をいたしておるの、現在の段階でございませう。それでカーボンブラックの性質を一番よく知らなければならぬ立場におかれてゐるの、タイヤ会社は毎日自動車、何台か専門に使用して、道路試験を絶えずやつておるわけでありませう。そういう費用は金額ではちよつと申上げかねますが、各会社とも何かの専用自動車を持つてやつておるわけでありませう。ですからそれはカーボンブラックだけの直接試験としてはタイヤを切つたものをやるといふ事はやつております。そのほかに絶えずロード試験といふものをやつております。非常に拡張してやつておるわけでも、何も非常に喧嘩をしておるわけでもございませうし、国産が非常によくなるということについて、タイヤ会社も熱意を持つてやつておるわけでありませう。その点御了承願ひたいと思ひます。

○菊川孝夫君 そゝういふに重大なものであり、アメリカでもまあ国内的な免税といふことを考へておられる。これで輸入の問題で意見が対立して一年間延ばすといふことを政府が

出して来ている。従つてこれの面を一つ免税、例えば人絹なんかは免税措置を租税特別措置法でやつておりますが、タイヤのほうも重要なものである。だから国内の免税措置、カーボンブラックに拂つておる分だけを或る程度の免税措置、租税特別措置法による免税措置ということが起つておるのですが、これは私もよくわかりませんが、その点から考へて一年間やつてみるという一つの方向、建設的な意見、両者とも強調していただける今日のお話では、如何にも技術上の点から引下げるのは結構だと思ふ。私も関係するので、お互いにお上手言つてはいつまでたつてもいけないから、むしろ率直に言つて頂くことは非常に参考になつていいと思ふ。そういう点から御意見を承りたい。

○参考人(中原乾二君) 国産の育成は企業者の努力は勿論であります。何か国としてのこの産業の方針として取上げるには三つある。一つは輸入を十分にチェックすること。それから国内の免税をすること。関税を上げることに。この三つが考えられるのであります。が、カーボンブラック工業は昨日今日の仕事ではないのであります。今申上げたように戦争中からとなく芽生えはあつたのであります。そのために新しい産業としてお取上げになるのは困難のように思ひます。塩化ビニールのようなものは非常に新しいもので、これは免税をお取上げになつた。カーボンブラックの工業は相当前からあつたことになりまして、何か新しい工業で三年間というのが原則らしいのですが、これはもう名前だけからいへば十年もあるのですが、お取上げにならな

いで、それで結局関税の問題をお取上げになつたのです。

○菊川孝夫君 今関税のみじやなしに為替管理をやつておりますね。その面で先ず輸入品をチェックできます。それから次に今度は国内の免税ということも考えられる。そういう二つある。カーボンブラックの懇和会のかたに、これは政府として今までこれだけ重要な、今までの戦争中からあつたことは認めなければならぬ、今はもう国際競争をやらなければならぬという段階になつたときに、国内的な免税措置、そして一方実際カーボンブラックを使用するほうのタイヤ・メーカーのほうとしては、やはり切磋琢磨させるといふ意味からいつても関税のほうは一年間という主張をする、こういう案といふものは、むしろ、そうして一年間たつて、その結果を両方ともいろいろ批評を集めて又持寄つて、この次の国会で討議をする、こういう行き方はどうだ。これはあなたにお聞きするより、そういう政府の方針をとられるとするならば、今のこの政府原案が認められるかどうか、この点を率直にお伺いしたいと思ひます。そういうことはやれという仮定の上に立つて、これは一応了承できるかどうか。

○参考人(中原乾二君) 曾つてはアメリカから入りますものは東京、関西、九州の港へ皆入ります。ですから日本の国内鉄道で輸送することがなかつた。ところがカーボンブラックは名前を非常に嫌ひますので、九州で作つたものを東京へ国産品を持つて来るのは大変な運賃ハンデがある、この運賃ハンデがあるために、過去の鉄道省

の時代にはカーボンブラックは非常に低いのを適用した。ところが国鉄が公社になつてからカーボンブラックは特別扱いになつた、それは関税のほうでやれ、一般のものと同じように。それから今度は輸入の為替管理というところは、数年続いておりますが、そのときに、こちらにお見えになつておるかたもそういうお気持ちだつたと思ひますが、これは制限することはおかし、そういうことは関税によつてきめて、あとは、二、三年前のドルの委託のときでございましたから、そういうようなものはフリーにすべきであるという陳情書がたしか出たと思つております。そういうふうな為替の管理の場合には、為替のあるときとないときと随分違つて来る。そうして結局こういう結論になつたのでございまして、今の私もカーボンブラック工業の促進を急願する者となれば、どの方法によつてもかまわぬ。この芽生えが確立するまで何かの方法によつて保護されれば、それでよろしいと思ひます。

○小林政夫君 わかりました。

○参考人(勝本信之助君) 只今の質問に関連いたしました。ちよつとお答えいたします。現在政府のほうでは輸入カーボンにつきましては量を制限しておるわけでございます。昨年、さつき申上げましたように、ゴム工業が使用しますカーボンの量は約六千トンでございまして、我がが使用したいという量は非常に遠慮した数字でも九千トンぐらゐでございまして、従ひまして毎期々々この為替を決定いたします場合には、我々業界といたしましては、もつと増量してくれという運動を何回も重ねてやつております。これは毎期ごとに必ず通産省とまるで喧嘩腰になつて、この数字を言い争ひしておるわけでございます。併しながら役所のほうでは、国産カーボンの育成というふうな見地から、やはり我々の要望を相当お聞きまして、そうして制限をいたしておるわけでございます。この輸入為替の制限という点からも、国産カーボンに対する保護育成という点は十分効果達成できるというふうな我々は感じておるわけでございます。

○小林政夫君 カーボンブラックを使つたゴム製品で、輸出されるのはどのくらいあるのでしょうか。

○参考人(林紀子夫君) ゴム製品の中で一番自動車タイヤが実績を挙げておりますわけですが、昨年約五百万ドル近く出しました。今年は目標としては八百万ドルくらい乃至一千万ドルくらいを出したいと思つておりますわけでありまして、非常に自動車タイヤの輸出は伸びる可能性があり、海外各国でも日本の自動車タイヤの品質を認識してくれておる次第でございます。

○小林政夫君 これは全ゴム製品のどのくらいの比率を占めるのですか。

○参考人(林紀子夫君) 只今ゴム製品として輸出しております量は、昨年の実績におきましては全体の約八割、本年におきましては今申上げましたようにタイヤ等につきましては、非常に非常にございまして、これは一二、三割くらいまでは伸びるだらうという期待をしております。

○小林政夫君 それはカーボンブラックを使うゴム製品の中でですね。

○参考人(勝本信之助君) 多少その中で、例えばアメリカへ出ておりますゴムの玩具等におきましては、カーボンブラックを使つておりませんけれども、大体におきまして、ゴム製品はカーボンブラックを使つておりますから、その数字は大体全体に当てはまる、そう考へてよろしいと思ひます。

○小林政夫君 その輸出のゴム製品については、やはり品質の点からいつて輸入のカーボンブラックでなければならぬという点がありますか。

○参考人(林紀子夫君) 先ほど申上げましたときに触れましたのでございしますが、アメリカでは四〇%近いカーボンブラックを入れているわけですが、日本でも入れたいたわけですが、それでも一つ敷衍的に申上げますが、生ゴムの値段よりカーボンブラックの値段は安いのです。安いから我々は量を殖やしてもらうことは、逆に言ひますとゴムを使うよりカーボンブラックを使うほうが安いです。ですから我々は昨年の実績よりも、今年入れてもらいたいと通産省へ陳情いたしました量を若し入れて頂くとしますと、六万九千ドル近くのは外貨が節約できると考へております。

○参考人(中原乾二君) 国産の育成は企業者の努力は勿論であります。何か国としてのこの産業の方針として取上げるには三つある。一つは輸入を十分にチェックすること。それから国内の免税をすること。関税を上げることに。この三つが考えられるのであります。が、カーボンブラック工業は昨日今日の仕事ではないのであります。今申上げたように戦争中からとなく芽生えはあつたのであります。そのために新しい産業としてお取上げになるのは困難のように思ひます。塩化ビニールのようなものは非常に新しいもので、これは免税をお取上げになつた。カーボンブラックの工業は相当前からあつたことになりまして、何か新しい工業で三年間というのが原則らしいのですが、これはもう名前だけからいへば十年もあるのですが、お取上げにならな

○小林政夫君 わかりました。

○参考人(勝本信之助君) 只今の質問に関連いたしました。ちよつとお答えいたします。現在政府のほうでは輸入カーボンにつきましては量を制限しておるわけでございます。昨年、さつき申上げましたように、ゴム工業が使用しますカーボンの量は約六千トンでございまして、我がが使用したいという量は非常に遠慮した数字でも九千トンぐらゐでございまして、従ひまして毎期々々この為替を決定いたします場合には、我々業界といたしましては、もつと増量してくれという運動を何回も重ねて

○小林政夫君 これは全ゴム製品のどのくらいの比率を占めるのですか。

○参考人(林紀子夫君) 只今ゴム製品として輸出しております量は、昨年の実績におきましては全体の約八割、本年におきましては今申上げましたようにタイヤ等につきましては、非常に非常にございまして、これは一二、三割くらいまでは伸びるだらうという期待をしております。

○小林政夫君 それはカーボンブラックを使うゴム製品の中でですね。

○参考人(勝本信之助君) 多少その中で、例えばアメリカへ出ておりますゴムの玩具等におきましては、カーボンブラックを使つておりませんけれども、大体におきまして、ゴム製品はカーボンブラックを使つておりますから、その数字は大体全体に当てはまる、そう考へてよろしいと思ひます。

○小林政夫君 その輸出のゴム製品については、やはり品質の点からいつて輸入のカーボンブラックでなければならぬという点がありますか。

○参考人(林紀子夫君) 先ほど申上げましたときに触れましたのでございしますが、アメリカでは四〇%近いカーボンブラックを入れているわけですが、日本でも入れたいたわけですが、それでも一つ敷衍的に申上げますが、生ゴムの値段よりカーボンブラックの値段は安いのです。安いから我々は量を殖やしてもらうことは、逆に言ひますとゴムを使うよりカーボンブラックを使うほうが安いです。ですから我々は昨年の実績よりも、今年入れてもらいたいと通産省へ陳情いたしました量を若し入れて頂くとしますと、六万九千ドル近くのは外貨が節約できると考へております。

○小林政夫君 そうなるとゴムも輸入でしよう、カーボンブラックも輸入だ、こういうことであれば、少くとも輸出品に關する限りは保税工場の保税作業として認めてもらえば、今の少くとも輸入品については関税が高いか安いかに必要はなくなつて来るわけですね。そういうことはできないわけですか。

○参考人(林紀子夫君) 只今のところそういう保税措置とか輸出に対しての優先的措置につきましては、通産省でもお考へを頂いておられますし、我々自

体も研究いたしておりますので、輸出については何か免税を願えるような方法はあるかと思っております。端的に気持ちを申し上げますと、甚だ失礼ですが、我々カーボンブラックの関税が二〇％に上つても、むしろ目的税的に使われるなら、我々としても或る程度国策カーボンブラックの育成という意味で、これは私個人の意見ですが、賛成してもいいくらいの気持は持つておるのです。併し目的税でなくて一般税としてやりますと、消費者だけが負担をするということになりまして苦痛だと思ふわけです。

○小林政夫君 税関部長、その今のゴムのものについて保税作業的な取扱は技術上できますか。
○政府委員(北島武雄君) 保税工場制度を利用いたしますれば完全に目的は達せられるわけでございます。少くも輸入いたしまして輸出するものにつきましては。
○委員長(大矢半次郎君) 本日はこれにて散会いたします。参考人の方有難うございました。

午後五時二十三分散会
三月二十四日本委員会に左の事件を付託された。
一、公認会計士法の一部を改正する法律案
公認会計士法の一部を改正する法律案
公認会計士法の一部を改正する法律案
公認会計士法(昭和二十三年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第三十五条中「特別公認会計士試験」を「第五十七条に規定する検定」に改める。

第三十八条第一項中「特別公認会計士試験」を「第五十七条に規定する検定」に改め、同条第二項中「試験」の下に「又は検定」を加える。

第五十七条第一項を次のように改める。

昭和二十九年八月一日から三年以内に限り、大蔵大臣が定める時期に第三次試験の受験資格についての検定(以下「検定」という。)を行う。

第五十七条第二項中「左の各号に掲げる職」を「昭和二十九年七月三十一日までに左の各号に掲げる職」に改め、「特別公認会計士試験」を「検定」に改め、同条第五項中「特別公認会計士試験を受けようとする者は、千円を、」を「検定を受けようとする者は、五百円を、」に改め、同条第六項中「特別公認会計士試験」を「検定」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 検定に合格した者は、第十一条の規定にかかわらず、第三次試験を受けることができる。

第五十七条の二を次のように改める。

第五十七条の二 検定は、第十条に規定する第三次試験を受けるため必要な専門的知識を有するかどうかを判定することをもつてその目的とし、会計学及び商法(海商、手形及び小切手)に関する部分を除く。について、これを行う。

第五十八条中「特別公認会計士試験」を「検定」に改める。
第五十九条中「特別公認会計士試験」を「検定」に改める。

「検定」に改め、「試験科目及び試験の方法」を「検定科目及び検定の方法」に改める。

附則

1 この法律は、昭和二十九年八月一日から施行する。

2 この法律による改正前の公認会計士法第五十七条の規定により特別公認会計士試験に合格した者の資格については、なお従前の例による。

3 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第十七条第一項の表公認会計士審査会の項中「特別公認会計士試験」を「第三次試験の受験資格についての検定」に改める。

三月二十四日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。
一、企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法案
企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法案
企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法案

目次
第一章 総則(第一条―第五条)
第二章 再評価及びこれに関する経理の特例等(第六条―第十八条)
第三章 再評価税及び固定資産税の減免等(第十九条―第三十四条)
第四章 雑則(第三十五条―第四十二条)
第五章 罰則(第四十三条―第四十九条)

附則
第五十九条中「特別公認会計士試験」を「検定」に改める。

第一章 総則

(目的)
第一条 この法律は、一定規模以上の株式会社(以下「会社」という。)について資産の再評価を強制するとともに、一定限度以上の再評価を行つた企業に対して再評価税及び固定資産税を軽減する等の措置を講ずることにより、資産の再評価及び資本組入れを促進し、あわせて必要な減価償却を行わせ、もつて企業の資本構成の是正に寄与し、その経営の安定と経理の健全化を図るとともに、これを連動してわが国の経済の正常な運営と発展とに資することを目的とする。

(定義)
第二条 この法律において「再評価」とは、「再評価額」「再評価目」「減価償却資産」「旧再評価又は「旧再評価税」とは、資産再評価法(昭和二十五年法律第百十号。以下「再評価法」という。)第二条第二項、第三項、第四項、第六項又は第十項に規定する再評価、再評価額、再評価目、減価償却資産、旧再評価又は旧再評価税をいう。

2 この法律において「事業年度」とは、法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)第七条(事業年度)に規定する事業年度をいい、再評価法第十三条第二項(みなす事業年度)に規定する法人の事業年度が六月をこえる場合においては、第三十六条から第三十八条まで、第三十五条、第三十六条及び第四十条の規定を適用する場合を除く外、同項の規定により一事業年度とみなされる期間をいう。

3 この法律において「帳簿価額」とは、法人又は個人が有する資産についての評価額(当該資産について減価償却又は評価額の減額をした場合において、当該償却又は減額をした額のうちに法人税法又は所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の規定による所得の計算上損金又は必要経費に算入されなかつた、又は算入されるべきでなかつた金額があるときは、当該金額を加算した金額)をいう。

4 この法律において「再評価限度額」とは、減価償却資産について再評価法第三章(再評価の基準)(第十七条第一項但書(耐用年数が短縮された資産の限度額)及び第三十五条(陳腐化した資産等の限度額)を除く。)の規定により計算した再評価額の限度額と当該計算を行う日における当該資産の帳簿価額(その日における当該資産について再評価を行つたときは、その再評価の直前の帳簿価額。第七條、第十条、第十二條、第十五條、第十六條、第十九條第三項及び第四項、第二十一条、第二十三条、第三十二条、第三十五条、第三十九条並びに第四十九条を除き以下同じ。)とのうちいずれが多い金額をいう。

5 この法律において「要再評価資産」とは、法人又は個人が昭和二十八年一月一日において有する減価償却資産(再評価法第三章各号(基準日の特例)の規定に該当するもの(以下「基準日特例資産」という。))及び同法第七条(帳簿価額のない資産の再評価)の規定により再評価を行うことができないものを除く。をいう。

3 この法律において「帳簿価額」とは、法人又は個人が有する資産についての評価額(当該資産について減価償却又は評価額の減額をした場合において、当該償却又は減額をした額のうちに法人税法又は所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の規定による所得の計算上損金又は必要経費に算入されなかつた、又は算入されるべきでなかつた金額があるときは、当該金額を加算した金額)をいう。

は、法人又は個人が有する資産についての評価額(当該資産について減価償却又は評価額の減額をした場合において、当該償却又は減額をした額のうちに法人税法又は所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の規定による所得の計算上損金又は必要経費に算入されなかつた、又は算入されるべきでなかつた金額があるときは、当該金額を加算した金額)をいう。

4 この法律において「再評価限度額」とは、減価償却資産について再評価法第三章(再評価の基準)(第十七条第一項但書(耐用年数が短縮された資産の限度額)及び第三十五条(陳腐化した資産等の限度額)を除く。)の規定により計算した再評価額の限度額と当該計算を行う日における当該資産の帳簿価額(その日における当該資産について再評価を行つたときは、その再評価の直前の帳簿価額。第七條、第十条、第十二條、第十五條、第十六條、第十九條第三項及び第四項、第二十一条、第二十三条、第三十二条、第三十五条、第三十九条並びに第四十九条を除き以下同じ。)とのうちいずれが多い金額をいう。

5 この法律において「要再評価資産」とは、法人又は個人が昭和二十八年一月一日において有する減価償却資産(再評価法第三章各号(基準日の特例)の規定に該当するもの(以下「基準日特例資産」という。))及び同法第七条(帳簿価額のない資産の再評価)の規定により再評価を行うことができないものを除く。をいう。

3 この法律において「帳簿価額」とは、法人又は個人が有する資産についての評価額(当該資産について減価償却又は評価額の減額をした場合において、当該償却又は減額をした額のうちに法人税法又は所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の規定による所得の計算上損金又は必要経費に算入されなかつた、又は算入されるべきでなかつた金額があるときは、当該金額を加算した金額)をいう。

6 この法律において「要再評価会社」とは、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）において現に存する会社で同日において資本の額が五千万円以上であるもの及び資本の額が三千万円以上五千万円未満であつて同日を含む事業年度開始の日において当該会社が有する要再評価資産の当該開始の日における再評価限度額の合計額が一億円以上であるもの（左の各号に掲げるものを除く。）をいう。

（再評価法の原則的適用）
第三条 この法律において別段の規定がある場合を除く外、再評価法の規定は、この法律に基いて行われる再評価について適用する。
（資本の額が三千万円以上の会社の申告）

二 施行日から昭和二十九年七月二十日まで引き続き休業中であつて、同年七月三十一日までその旨を納税地（再評価法第九十条（納税地）に規定する納税地をいう。以下同じ。）の所轄国税局長（以下「所轄国税局長」という。）に届け出た会社

第四条 施行日において資本の額が三千万円以上である会社は、昭和二十九年七月三十一日までに、その名称及び資本の額その他大蔵省令で定める事項を記載した申告書を、納税地の所轄税務署長（以下「所轄税務署長」という。）を経由して、所轄国税局長に提出しなければならない。但し、要再評価会社が同日までに第八条第一項、第九条第一項若しくは第十二条第一項に規定する申告書を所轄税務署長に提出した場合、第二条第六項第二号に掲げる会社が同日までに同号の規定による届出をした場合又は第十三条第一項の規定に該当する会社が同日までに同条第二項の規定による申告書を提出した場合においては、この限りでない。

三 施行日において破産手続、和議手続、会社の整理手続又は会社の更生手続中である会社（これらの手続の開始決定前の会社を除く。）

2 施行日において資本の額が三千万円以上五千万円未満である会社（第二条第六項各号に掲げるものを除く。）が前項本文の規定により提出する申告書には、同項に規定する事項の外、当該会社が要再評価会社であるかどうかの別及び当該会社が同日を含む事業年度開始の日において有する要再評価資産の当該開始の日における要再評価

四 施行日において清算中の会社

3 前項に規定する会社が第一項の規定により提出する申告書には、前項に規定する要再評価資産の再評価限度額及びその算出に關し必要な事項その他大蔵省令で定める事項を記載した明細書を添付しなければならない。

五 再評価法第四十五条第三項（合併法人の申告書の提出）及び第四十九条（申告書提出期限の延長）の規定は、第一項又は前項の申告書の提出について準用する。

4 法人が施行日後昭和三十三年三月三十一日前に合併した場合において、合併法人（合併に因り設立した法人又は合併後存続する法人をいう。以下同じ。）又は被合併法人（合併に因り消滅した法人をいう。以下同じ。）が要再評価会社であるときは、合併法人は、合併の日から一月以内（合併の日が昭和二十九年六月三十日以前であるときは、同年七月三十一日まで）に、その名称、資本の額及び被合併法人の名称その他大蔵省令で定める事項を記載した申告書を、所轄税務署長を経由して、所轄国税局長に提出しなければならない。

六 再評価法第四十五条第三項（合併法人の申告書の提出）及び第四十九条（申告書提出期限の延長）の規定は、第一項又は前項の申告書の提出について準用する。

5 再評価法第四十五条第三項（合併法人の申告書の提出）及び第四十九条（申告書提出期限の延長）の規定は、第一項又は前項の申告書の提出について準用する。

七 この法律において「旧再評価法」とは、資産再評価法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第七十五号。以下「再評価法の一部改正法」という。）による改正前の再評価法をいう。

6 前項の申告書には、大蔵省令で定めるところにより、再評価限度額の修正に關し必要な事項を記載した明細書を添付しなければならない。

八 この法律において「再評価差額」とは、再評価法第四十条（法人の資産についての課税標準）又は第四十二条（個人の資産についての課

7 第一項の規定は、昭和二十八年一月一日以後施行日前に開始する事業年度開始の日のいづれか一日の現在において要再評価資産について再評価を行つた要再評価会社で当該再評価を行つた日における要再評価資産の再評価後簿価総額が最低再評価限度額以上であつたものが第八条第一項又は第九条第一項に規定する申告書をその提出期限内に提出した場合については、適用しない。

九 再評価法第四十条（法人の資産についての課税標準）又は第四十二条（個人の資産についての課

8 要再評価会社は、第一項の規定により再評価を行つた場合において、その再評価を行つた日において有する陳腐化資産等（再評価法第三十五条第一項（陳腐化した資産等）の規定に当該する資産で同日に

十 要再評価会社は、第一項の規定により再評価を行つた場合において、その再評価を行つた日において有する陳腐化資産等（再評価法第三十五条第一項（陳腐化した資産等）の規定に当該する資産で同日に

11 要再評価会社は、第一項の規定により再評価を行つた場合において、その再評価を行つた日において有する陳腐化資産等（再評価法第三十五条第一項（陳腐化した資産等）の規定に当該する資産で同日に

十一 要再評価会社は、第一項の規定により再評価を行つた場合において、その再評価を行つた日において有する陳腐化資産等（再評価法第三十五条第一項（陳腐化した資産等）の規定に当該する資産で同日に

12 要再評価会社は、第一項の規定により再評価を行つた場合において、その再評価を行つた日において有する陳腐化資産等（再評価法第三十五条第一項（陳腐化した資産等）の規定に当該する資産で同日に

十二 要再評価会社は、第一項の規定により再評価を行つた場合において、その再評価を行つた日において有する陳腐化資産等（再評価法第三十五条第一項（陳腐化した資産等）の規定に当該する資産で同日に

13 要再評価会社は、第一項の規定により再評価を行つた場合において、その再評価を行つた日において有する陳腐化資産等（再評価法第三十五条第一項（陳腐化した資産等）の規定に当該する資産で同日に

十三 要再評価会社は、第一項の規定により再評価を行つた場合において、その再評価を行つた日において有する陳腐化資産等（再評価法第三十五条第一項（陳腐化した資産等）の規定に当該する資産で同日に

14 要再評価会社は、第一項の規定により再評価を行つた場合において、その再評価を行つた日において有する陳腐化資産等（再評価法第三十五条第一項（陳腐化した資産等）の規定に当該する資産で同日に

十四 要再評価会社は、第一項の規定により再評価を行つた場合において、その再評価を行つた日において有する陳腐化資産等（再評価法第三十五条第一項（陳腐化した資産等）の規定に当該する資産で同日に

15 要再評価会社は、第一項の規定により再評価を行つた場合において、その再評価を行つた日において有する陳腐化資産等（再評価法第三十五条第一項（陳腐化した資産等）の規定に当該する資産で同日に

おける価額又は帳簿価額のう
いづれが多い金額が当該資産の再
評価限度額の百分の八十に相当す
る金額に満たないものをいう。以
下同じ。の同日における同条第一
項に基く再評価額の限度額又は帳
簿価額のういづれが多い金額以
下「陳腐化資産等限度額」という。
の合計額に、陳腐化資産等以外の
要再評価資産の同日における再評
価限度額（同日における価額又は
帳簿価額のういづれが多い金額
が再評価限度額に満たない資産に
ついては、当該価額又は帳簿価額
のうちいづれが多い金額）の合計
額を加算した金額が同日における
最低再評価限度額に満たないとき
は、その満たない金額に相当する
金額の範囲内において、当該陳腐
化資産等について、同項の規定に
かかわらず、陳腐化資産等限度額
をこえて再評価を行うことができる。
この場合においては、陳腐化
資産等の再評価額は、当該資産の
再評価限度額の百分の八十に相当
する金額をこえてはならない。

5

前項の規定により再評価を行つ
た陳腐化資産等については、当該
資産の再評価限度額の百分の八十
に相当する金額をその再評価額の
限度額とみなして、再評価法第四
十八条（修正申告書）、第六十五
条（再評価額等の更正）及び第二十
五条（限度額をこえた再評価につ
いての罰則）の規定を適用する。
（最低再評価限度額以上の再評価
を行つたものとみなす場合）

第七條 昭和二十八年又は昭和二十
九年中に開始する事業年度開始の

日のいずれか一日において、要
再評価会社が有する要再評価資産
の帳簿価額の合計額が同日におけ
る最低再評価限度額以上となるに
至つた場合においては、そのなる
に至つた日において前条第一項の
規定による再評価を行つていない
場合においても、同日において同
項の規定による再評価を行つたも
のとみなす。

（再評価の申告の特例）

第八條 第六條第一項の規定により
再評価を行つた要再評価会社又は
同条第三項に規定する会社（以下
「再評価実施会社」と総称する。）が
施行日以後最初に再評価法第四十
五條第一項（法人の再評価の申告）
の規定により提出する申告書に
は、同項に規定する事項の外、当
該申告に係る再評価を行つた日に
再評価を行わなかつた要再評価資
産の同日における再評価限度額の
合計額及び帳簿価額の合計額、要
再評価資産の再評価後簿価総額、
最低再評価限度額並びに第二十
條の規定により免除される再評価税
額その他大蔵省令で定める事項を
記載しなければならない。

2

再評価実施会社が再評価法第四
十五條第二項の規定により前項に
規定する申告書に添附する明細書
には、同条第二項に規定する事項
の外、左に掲げる事項を記載しな
ければならない。

一 再評価法第十七條第一項但書
（耐用年数が短縮された資産の
限度額）の規定により再評価限
度額をこえて再評価を行つた要
再評価資産の再評価限度額及び

同項但書の規定により計算した
再評価額の限度額並びにこれら
の額の算出に關し必要な事項
二 第六條第四項の規定により陳
腐化資産等限度額をこえて再評
価を行つた陳腐化資産等の陳腐
化資産等限度額及び再評価額並
びにこれらの額の算出に關し必
要な事項
三 再評価を行わなかつた要再評
価資産の再評価限度額及び帳簿
価額並びに当該限度額の算出に
關し必要な事項
四 第二十條の規定により免除さ
れる再評価税額及び第十五條の
規定による申請をしようとする
ときは、当該申請に係る事項の
承認があつたものとした場合に
第二十一條の規定により免除さ
れることとなる再評価税額の算
出に關し必要な事項
三 再評価法第四十八條（修正申告
書）の規定は、前二項に規定する申
告書又は明細書にこれらの項の規
定により記載した事項に誤がある
場合について準用する。
（再評価の申告書の再提出）
第九條 再評価実施会社のうち第六
條第三項に規定するものが施行日
前に再評価法第四十五條第一項
（法人の再評価の申告）の規定によ
る申告書を提出している場合にお
いては、昭和二十九年七月三十一
日まで、前条第一項に規定する
事項及び当該申告書に記載した事
項のうち第三章の規定の適用に因
り修正すべき事項その他大蔵省令
で定める事項を記載した申告書並
びに同条第二項に規定する事項を

記載した明細書を所轄税務署長に
提出しなければならない。

2 再評価法第四十五條第三項（合
併法人の申告書の提出）、第四
十八條（修正申告書）及び第四十九
條（申告書提出期限の延長）の規
定は、前項の申告書について準用す
る。
（追加再評価を行うことができる
場合）
第十條 要再評価会社で昭和二十九
年一月一日以後開始する事業年度
開始の日のいずれか一日にお
いて要再評価資産について再評価
を行つたものが提出した第八條第
一項又は前条第一項に規定する申
告書に記載した再評価後簿価総額
又は最低再評価限度額の計算に誤
がある場合において、第八條第三
項又は前条第二項において準用す
る再評価法第四十八條（修正申告
書）の規定により修正申告書を提
出してこれらの額を修正したこと
に因り、当該修正後の再評価後簿
価総額が最低再評価限度額に達し
ないこととなるときは、その達し
ないこととなる金額の範囲内にお
いて、同法第十三條第一項本文
（法人の再評価の時期）の規定にか
かわらず、当該修正申告書を提出
した日を含む事業年度開始の日現
在において、要再評価資産について
再評価を行うことができる。第六
條第四項及び第五項の規定は、こ
の場合について準用する。

2 前項の規定による再評価（以下
「追加再評価」という。）を昭和三十
年一月一日以後行う場合において
は、追加再評価を行う要再評価資

産の再評価額は、再評価法第三章
（再評価の基準）の規定にかかわ
らず、昭和二十九年一月一日現在
において当該資産について同章の規
定により計算した再評価額の限度
額から、当該資産を同日において
当該限度額に相当する金額により
取得したものとした場合における
同日以後同年十二月三十一日まで
の期間に應ずる普通償却範囲額
（法人税法及び同法に基く命令の
規定により計算される減価償却資
産の償却範囲額（租税特別措置法
（昭和二十一年法律第十五号）第五
條の六（指定機械等の割増償却）
、第五條の八（合理化機械の特別償
却）、第七條の二（海外支店設備
等の特別償却）、第七條の四（満期
保険に附した漁船の増加償却）、
第七條の九（探鉱用機械等の特別
償却）又は第二十一條第二項（貸家
の割増償却）の規定の適用がある
資産については、これらの規定の
適用に因り増加することとなる減
価償却の額を含まないで計算した
金額）をいう。以下同じ。）に相当
する金額を控除した金額をこえる
ことができない。

3

第一項に規定する要再評価会社
が同項の規定により追加再評価を
行つた場合において、同項に規定
する修正後の再評価後簿価総額に
追加再評価に係る再評価差額の合
計額を加算した金額が当該修正前
の申告に係る再評価を行つた日に
おける最低再評価限度額に達した
ときは、同日において当該会社が
第六條第一項の規定による再評価
を行つたものとみなして、第十五

第六條 昭和二十八年又は昭和二十
九年中に開始する事業年度開始の

条から第十八条まで、第三章（第二十六条を除く。）第三十五条、第四十条及び第四十八条の規定を適用する。

4 前三項の規定は、第三十七条第一項又は再評価法第六十五条（再評価額等の更正）若しくは第六十七条（再評価額等の再更正）の規定による更正（以下第十二条第五項において「更正」という。）があつた場合において、当該更正に因り、再評価後簿価総額が最低再評価限度額を下ることとなる場合について準用する。この場合において、

第一項中「当該修正申告書を提出した日」とあるのは、「更正の通知があつた日」と読み替へるものとす。

（追加再評価の申告）

第十一条 前条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定により追加再評価を行つた要再評価会社は、同条第一項に規定する修正申告書の提出に際し（同条第四項において準用する同条第一項の規定により追加再評価を行う場合においては、更正の通知があつた日から二月以内に）、追加再評価に係る再評価差額の合計額及び同条第一項の規定により追加再評価を行うことができる範囲額その他大蔵省令で定める事項を記載した申告書を所轄税務署長に提出しなければならない。

2 前項の規定により提出する申告書には、追加再評価を行つた要再評価資産の再評価額、再評価限度額及び当該追加再評価に係る再評価差額並びにこれらの額の算出に關し

必要な事項を記載した明細書を添附しなければならない。

3 再評価法第四十五条第三項（合併法人の申告書の提出）、第四十九条（申告書提出期限の延長）及び第五十条（再評価の失効）の規定は、第一項の申告書について準用する。

（再評価を行つたものとみなされる会社の申告等）

第十二条 第七条の規定により第六条第一項の規定による再評価を行つたものとみなされる要再評価会社は、その再評価を行つたものとみなされる日を含む事業年度終了の日から二月以内（当該事業年度終了の日が昭和二十九年五月三十一日以前であるときは、同年七月三十一日まで）に、当該再評価を行つたものとみなされる日において当該会社がある要再評価資産の同日における帳簿価額の合計額及び最低再評価限度額その他大蔵省令で定める事項を記載した申告書を所轄税務署長に提出しなければならない。

2 前項の申告書には、要再評価資産の帳簿価額、再評価限度額及びその算出に關し必要な事項を記載した明細書を添附しなければならない。

3 第一項に規定する要再評価会社が同項の申告書をその提出期限までに提出しなかつた場合においては、第七条の規定にかかわらず、第三十六条から第十八条まで、第三章（第二十六条を除く。）第三十五条、第四十条及び第四十八条の規定の適用については、第六条第

一項の規定による再評価を行わなかつたものとみなす。

4 再評価法第四十五条第三項（合併法人の申告書の提出）、第四十九条（修正申告書）及び第四十九条（申告書提出期限の延長）の規定は、第一項の申告書について準用する。

5 第十条第一項から第三項まで及び前条の規定は、第一項の規定により提出した申告書に記載した帳簿価額の合計額又は最低再評価限度額の計算に誤がある場合において、前項において準用する再評価法第四十八条の規定により修正申告書を提出してこれらの額を修正したこと又はこれらの額について更正があつたことに因り、当該修正又は更正後の帳簿価額の合計額が最低再評価限度額に達しないこととなるとき（同法第十三条第一項本文法人の再評価の時期）の規定により当該修正申告書を提出した日又は当該更正の通知があつた日を含む事業年度開始の日以後において要再評価資産について再評価を行うことができる場合を除く。）について準用する。この場合において、第十条第一項中「当該修正申告書を提出した日」とあるのは「修正申告書を提出した日又は更正の通知があつた日」と、前条第一項中（同条第四項において準用する場合を含む。）とあるのは「（第十二条第五項において準用する場合を含む。）」と、同条第四項において準用する同条第一項」とあるのは「第十二条第五項にお

いて準用する第十条第一項」と読み替へるものとす。

（要再評価会社に関する規定を適用しないこととなる場合）

第十三条 要再評価会社について施行日の翌日から昭和二十九年十二月三十一日まで破産手続、和議手続、会社の整理手続若しくは会社の更生手続の開始決定がされた場合又は要再評価会社が解散した場合（解散後継続する場合を除く。）その他政令で定める場合においては、これらの場合に該当することとなつた日以後は、第六条第一項、第十七条、第十八条、第三十五条、第三十六条及び第四十条の規定は、その該当することとなつた会社については、適用しない。

2 前項に規定する場合に該当することとなつた要再評価会社は、同項の規定に該当するに至つたこと及びその理由その他大蔵省令で定める事項を記載した申告書をその該当するに至つた日から一月以内に、所轄税務署長を経由して、所轄国税局長に提出しなければならない。

3 再評価法第四十五条第三項（合併法人の申告書の提出）及び第四十九条（申告書提出期限の延長）の規定は、前項の申告書の提出について準用する。

（要再評価会社が昭和二十九年中に合併した場合）

第十四条 法人が施行日後昭和二十九年十二月三十一日以前に合併した場合において、合併法人又は被合併法人が要再評価会社であるときは、合併法人は、左の各号の一

に該当するときは除く外、合併の日又は同日後同年中に開始する事業年度開始の日のいずれか一日の現在において、要再評価資産（被合併法人が有していた要再評価資産で合併法人が合併に因り取得したものを含む。以下同じ。）について第六条第一項の規定による再評価を行わなければならない。

一 合併に因り会社が設立された場合において、被合併法人のいずれかが再評価実施会社（第七条の規定により第六条第一項の規定による再評価を行つたものとみなされる会社を含む。以下同じ。）であるとき、又は被合併法人の一方が再評価実施会社であり、且つ、他方が要再評価会社以外の法人であるとき。

二 合併をする法人の一方が合併後存続する場合において、合併前において合併法人が再評価実施会社であり、且つ、被合併法人が再評価実施会社であり、又は要再評価会社以外の法人であるとき。

2 前項の規定により第六条第一項の規定による再評価を行わなければならない合併法人に対する同条（第三項を除く。）から第八条まで及び第十条から前条までの規定の適用について必要な事項は、政令で定める。

（陳腐化資産等についての評価減の制限）

第十五条 第六条第四項（第十条第一項（同条第四項及び第十二条第五項において準用する場合を含む。以下同じ。）において準用する場合

を含む。以下この条において同じ。の規定により陳腐化資産等限度額をこえて再評価を行った陳腐化資産等については、当該資産の再評価額と陳腐化資産等限度額との差額に相当する額をこえて帳簿価額の減額（減価償却を除く。以下同じ。）をすることができない。但し、当該資産について再評価を行った日後生じた事由に因り当該減額をする場合においては、この限りでない。

2 前項に規定する資産について同項に規定する差額に相当する金額の範囲内で帳簿価額の減額をしようとする会社は、当該減額について大蔵大臣の承認を受けなければならない。

3 前項の承認を受けようとする会社は、第八条第一項又は第十一条第一項に規定する申告書を提出すると同時に、陳腐化資産等について帳簿価額の減額をしようとする額、当該減額をしようとする資産の再評価額、陳腐化資産等限度額及びこれらの額の算出に關し必要な事項その他大蔵省令で定める事項を記載した申請書を、所轄税務署長を経由して、大蔵大臣に提出しなければならない。

4 前項の規定による申請書の提出があつた場合において、左の各号の一に該当するときは、大蔵大臣は、その申請に係る帳簿価額の減額の全部又は一部を承認しないことができる。

5 大蔵大臣は、前項の規定により帳簿価額の減額の全部又は一部を承認しない決定をしようとするときは、政令で定めるところにより、全国資産再評価調査会又は地方資産再評価調査会に諮問しなければならない。

6 大蔵大臣は、第四項の規定による申請に係る帳簿価額の減額の全部を承認する決定をしたときは、その旨、一部を承認する決定又はその全部を承認しない決定をしたときは、その旨及び理由を当該申請をした会社に通知しなければならない。

7 第三項に規定する申請書の提出があつた場合において、当該申請書の提出があつた日から一年を経過した日までに大蔵大臣が前項の通知を発しないときは、当該申請に係る減額の全部の承認があつたものとみなす。

8 陳腐化資産等について第一項又は第二項の規定に違反してその帳簿価額の減額を行った場合においては、当該減額を行った会社は、第六条第四項の規定による再評価を行った日にさかのぼつて同条第一項の規定による再評価を行わなければならない。

9 再評価額又は明細書に記載した事項に誤があることに因り第六条第四項の規定による再評価を行うことができないものと認められるとき。

10 再評価額又は明細書に記載した事項に誤があることに因り第六条第四項の規定による再評価を行わなければならない。

11 再評価額又は明細書に記載した事項に誤があることに因り第六条第四項の規定による再評価を行わなければならない。

12 再評価額又は明細書に記載した事項に誤があることに因り第六条第四項の規定による再評価を行わなければならない。

13 再評価額又は明細書に記載した事項に誤があることに因り第六条第四項の規定による再評価を行わなければならない。

14 再評価額又は明細書に記載した事項に誤があることに因り第六条第四項の規定による再評価を行わなければならない。

15 再評価額又は明細書に記載した事項に誤があることに因り第六条第四項の規定による再評価を行わなければならない。

に規定する同族会社をいう。以下第十八条及び第四十条において同じ。については、適用しない。

(資本組入れ又は減価償却が一定限度以下である場合の利益配当)

第十八条 再評価実施会社(同族会社を除く)は、昭和三十三年三月三十一日を含む事業年度から昭和三十五年三月三十一日を含む事業年度の直前事業年度までの各事業年度において左の各号の一に該当するときは、当該事業年度における資本の額の平均額の百分の十五に相当する金額に当該事業年度の月数に乗じて十二で除して得た金額に相当する金額をこえる利益の配当を行つてはならない。

一 再評価法第九十条(再評価積立金の資本への組入れ)及び株式会社等の再評価積立金の資本組入れに関する法律(昭和二十六年法律第四十三号)の規定により当該事業年度終了の日までに資本に組み入れた再評価積立金の額(同法第三十一条第一項(資本組入れの場合の新株の発行)の規定により発行した株式の同項に規定する発行価額の総額をいう。が、再評価法第九十二条(再評価積立金の積立)、第九十三条(合併の場合の再評価積立金の承継若しくは第九十条(更正の場合の経理)第三十七条第五項において準用する場合を含む。以下この号及び第四十条第二項において同じ。又は第三十八条の規定により再評価積立金として積み立て、又はこれに組み入れた金額の合計額から、同法第

百三条(再評価税の納付の場合のくずし)、第四十条第一項若しくは第二項(譲渡損等の場合のくずし)、第五十五条(調整勘定を設けている金融機関が行う取組み)、第六十七条第一項第三号(損失をてん補する場合の取組み)又は第九十条の規定により当該事業年度終了の日までに取組みした金額の合計額に同日後納付すべき再評価税額(旧再評価税額を含む)を加算した金額を控除して算出した金額の百分の四十に満たない場合(同日における再評価積立金の額が資本の額の百分の二十五に相当する金額以下である場合を除く。)

二 当該事業年度において減価償却資産について行つた減価償却の額の合計額が当該事業年度の減価償却資産の普通償却範囲額(法人税法に基き命令で定める償却不足額があるときは、これを含まないで計算した金額とする)の合計額の百分の九十に相当する金額に満たない場合

三 要再評価会社が施行日後に合併した場合における合併法人に対する前条及び前二項の規定の適用に關し必要な事項は、府令で定める。

第三章 再評価税及び固定資産税の減免等

(減免を受ける法人又は個人)

第十九条 法人又は個人が最低限度以上の再評価を行つた場合においては、この章で定めるところにより、当該最低限度以上の再評価を行つた法人又は個人が減価償却資産について行つた再評価又は旧再評価に係る再評価税又は旧再評価税及び当該法人又は個人が再評価を行つた償却資産(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第三十四条第一項第四号(固定資産税に關する用語の意義)に規定する償却資産をいう。以下第三十三条及び第三十四条において同じ。に對する固定資産税を減免する。)

二 この章において「最低限度以上の再評価」とは、法人又は個人が再評価法及びこの法律の規定により要再評価資産について再評価を行ひ、且つ、当該再評価を行つた日における要再評価資産の再評価後簿価総額が同日における最低再評価限度額以上となるに至つた場合における当該再評価をいう。

三 昭和二十八年又は昭和二十九年中に開始する事業年度開始の日のうちいずれか一日において法人が有する要再評価資産の帳簿価額の合計額が同日における最低再評価限度額以上となるに至つた場合においては、当該法人がその日において最低限度以上の再評価を行つた場合を除く外、当該法人がその日において最低限度以上の再評価を行つたものとみなして、この章の規定を適用する。

四 昭和二十八年一月一日又は昭和二十九年一月一日において個人が有する要再評価資産の帳簿価額の合計額がその日における最低再評価限度額以上となるに至つた場合においては、当該個人がその日において最低限度以上の再評価を行つた場合を除く外、当該個人がその日において最低限度以上の再評価を行つたものとみなして、この章の規定を適用する。

有する要再評価資産の帳簿価額の合計額がその日における最低再評価限度額以上となるに至つた場合においては、当該個人がその日において最低限度以上の再評価を行つた場合を除く外、当該個人がその日において最低限度以上の再評価を行つたものとみなして、この章の規定を適用する。

五 法人が昭和二十八年又は昭和二十九年中に合併した場合における合併法人に對するこの章の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

六 第六條第二項、第四項及び第五項、第十條並びに第十一條の規定は、この章の規定の適用を受けようとする法人(要再評価会社を除く。以下この項において同じ。又は個人がその有する要再評価資産について再評価を行つた場合について、第十五条(第五項を除く)及び第十六條の規定は、最低限度以上の再評価を行つた法人又は個人が再評価を行つた減価償却資産の帳簿価額の減額をする場合について準用する。

七 前項において準用するこの法律の規定の適用に關し必要な技術的調整は、政令で定める。

(最低限度以上の再評価を行つた場合の再評価税の免除)

第二十条 法人が最低限度以上の再評価を行つた場合においては、当該法人が最低限度以上の再評価を行つた日以前に減価償却資産について行つた再評価に係る再評価差額の合計額に對して再評価法の規定により課した、又は課すべき再

評価税の合計額のうち、第一号に掲げる金額の百分の六に相当する金額と第二号に掲げる金額の百分の三に相当する金額との合計額に相当する金額の再評価税を免除する。

一 当該法人が最低限度以上の再評価を行つた日における要再評価資産の再評価後簿価総額から、同日における要再評価資産の再評価限度額の合計額の百分の六十五に相当する金額を控除した金額(当該金額が同日以前に減価償却資産について当該法人が行つた再評価に係る再評価差額の合計額をこえる場合においては、当該再評価差額の合計額)は、当該再評価差額の合計額をこえる場合において、

二 当該法人が最低限度以上の再評価を行つた日以前に減価償却資産について行つた再評価に係る再評価差額の合計額から前号に掲げる金額を控除した金額は、法人が最低限度以上の再評価を行つた場合において、当該法人がこの項の規定により再評価税の免除を受ける旨の選択をしたときは、前項の規定にかかわらず、当該法人が最低限度以上の再評価を行つた日以前に減価償却資産について行つた再評価に係る再評価差額の合計額に對して再評価法の規定により課した、又は課すべき再

評価税の合計額のうち、同日以前に再評価を行つた減価償却資産で昭和二十五年一月一日以後取得したものに係る再評価差額(最低限度以上の再評価を行つた日以前に二回以上再評価を行つた資産については、同日以前に当該資産につ

いて行つた再評価に係る再評価差額の合計額。以下この項において同じ。の合計額の百分の六に相当する金額と、最低限度以上の再評価を行つた日以前に再評価を行つた減価償却資産で昭和二十五年一月一日前に取得したものについて第一号に掲げる金額の百分の六に相当する金額に第二号に掲げる金額の百分の三に相当する金額を加算して算出した金額の合計額との合算額に相当する再評価税を免除する。

一 昭和二十五年一月一日前に取得した減価償却資産の再評価額（最低限度以上の再評価を行つた日以前に当該資産について二回以上再評価を行つたときは、最後に行つた再評価に係る再評価額）から、当該資産の昭和二十五年一月一日における旧再評価法第三章（旧再評価の基準）の規定による再評価額の限度額から当該資産を同日において当該限度額に相当する金額により取得したものとなした場合において同日以後当該資産について再評価を行つた日（最低限度以上の再評価を行つた日以前に二回以上再評価を行つた資産については、最後に再評価を行つた日）までの期間につき法人税法の規定による所得の計算上損金に算入されることとなる普通償却範囲額の累計額を控除した金額（以下「旧再評価限度相当額」という。）を控除した金額（当該金額が当該資産に係る再評価差額

をこえるときは、当該再評価差額）

二 当該資産に係る再評価差額から前号に掲げる金額を控除した金額

3 第一項の規定により再評価税の免除を受けた法人が最低限度以上の再評価を行つた日後に減価償却資産（次項の規定の該当する資産を除く。）について超過再評価（最低限度以上の再評価を行つた日後に減価償却資産について行つた再評価をいう。以下同じ。）を行つた場合においては、当該資産について超過再評価に係る再評価差額の合計額に對して再評価法の規定により課すべき再評価税については、その全額を免除する。

4 第一項の規定により再評価税の免除を受けた法人が基準日の特例資産（最低限度以上の再評価を行つた日以前に再評価を行つたものを除く。以下この項において同じ。）について超過再評価を行つた場合においては、当該資産についての超過再評価に係る再評価差額の合計額に對して再評価法の規定により課すべき再評価税の合計額のうち、第一号に掲げる金額の百分の六に相当する金額と第二号に掲げる金額の百分の三に相当する金額との合計額に相当する金額の再評価税を免除する。

一 当該法人が超過再評価を行つた基準日の特例資産の再評価額の合計額から、当該超過再評価を行つた日における当該資産の再評価限度額の合計額の百分の六十五に相当する金額を控除し

た金額（当該金額が当該資産についての超過再評価に係る再評価差額の合計額をこえる場合は、当該再評価差額の合計額）

6 法人が超過再評価を二回以上行つた場合においては、超過再評価を行つた再評価日の異なることに各別に前三項の規定を適用する。

5 第二項の規定により再評価税の免除を受けた法人が減価償却資産について超過再評価を行つた場合においては、当該超過再評価に係る再評価差額の合計額に對して再評価法の規定により課すべき再評価税のうち、左の各号に掲げる金額の合計額に相当する金額の再評価税を免除する。

7 第一項から前項までの規定は、個人（その相続人を含む。以下同じ。）が減価償却資産について最低限度以上の再評価を行つた場合又は個人が超過再評価を行つた場合において当該個人が再評価又は超過再評価を行つた減価償却資産につき課した、又は課すべき再評価税の免除について準用する。

二 超過再評価を行つた減価償却資産のうち前号の規定に該当しないものについて当該資産の再評価額から当該資産の超過再評価を行つた日における旧再評価限度相当額を控除した金額の百分の六に相当する金額に旧再評価額を加算して算出した金額（再評価額が旧再評価限度相当額以下

8 第一項から第五項まで（前項において準用する場合を含む。）の規定は、最低限度以上の再評価を行つた法人又は個人が第八条第一項、第九条第一項、第十一条第一項、第十二条第一項又は第二十四条第一項若しくは第三項に規定する申告書をその提出期限内に提出した場合に限り適用する。

（陳腐化資産等の評価減を行つた場合の再評価税の追加免除）
第二十一条 最低限度以上の再評価を行つた法人で前条第一項の規定により再評価税の免除を受けたものが第六条第四項（第十条第一項及び第十九条第六項において準用する場合を含む。以下この章及び第四章において同じ。）の規定により再評価を行つた陳腐化資産等について第十五条（第十九条第六項において準用する場合を含む。以下この章及び第四章において同じ。）

である資産については、当該資産の超過再評価に係る再評価差額の百分の三に相当する金額）の合計額

の規定による承認を経て帳簿価額の減額をして再評価法第四十条（評価減の場合の再評価積立金の取くずし）の規定により再評価積立金を取りくずした場合において、その減額の額の合計額が前条第一項第一号に掲げる金額をこえるときは、当該法人が最低限度以上の再評価を行つた日以前に再評価を行つた減価償却資産について再評価法の規定により課した、又は課すべきであつた再評価税の税額から同条第一項の規定により免除された再評価税額を控除した金額のうち、そのこえる金額の百分の三に相当する金額の再評価税を免除する。

2 最低限度以上の再評価を行つた法人で前条第二項の規定により再評価税の免除を受けたものが第六条第四項の規定により再評価を行つた陳腐化資産等のうち昭和二十五年一月一日前に取得したものについて第十五条の規定による承認を経て帳簿価額の減額をして再評価法第四十条の規定により再評価積立金を取りくずした場合において、その減額の額が当該減額をした資産の再評価額から最低限度以上の再評価を行つた日における旧再評価限度相当額を控除した金額をこえるときは、当該資産について再評価法の規定により課した、又は課すべきであつた再評価税の税額から前条第二項の規定により当該資産について計算された再評価税の免除額を控除した金額のうち、そのこえる金額の百分の三に

相当する金額の再評価税を免除する。

3 前三項の規定は、最低限度以上の再評価を行った個人が再評価を行った減価償却資産について第十五条の規定による承認を経て帳簿価額の減額をした場合について準用する。

4 再評価法第八十四条（再評価積立金を取りくずした場合の再評価税の免除）の規定は、最低限度以上の再評価を行った法人が第六条第四項の規定により再評価を行った陳腐化資産等について第十五条の規定による承認を経て帳簿価額の減額をして同法第四十四条の規定により再評価積立金を取りくずした場合については、適用しない。

5 第一項又は第二項（第三項において準用する場合を含む。）の規定は、最低限度以上の再評価を行った法人又は個人が第二十四条第四項に規定する申告書をその提出期限内に提出した場合に限り適用する。

（最低限度以上の再評価を行った場合の旧再評価税の減税）

第二十二條 法人が最低限度以上の再評価を行った場合において、当該法人が再評価法の一部改正法附則第三項（旧再評価）についての適用法令）又は租税特別措置法第十三条の二（法人の旧再評価税の納付の特例）の規定により施行日を含む事業年度以後の各事業年度終了の日から二月以内に納付すべき減価償却資産についての旧再評価税額（再評価法第五十六条（法人の再評価税の延納）の規定により当該

期間において納付すべき旧再評価税額を含む）再評価法の一部改正法附則第三項の規定に基づき旧再評価法第五十一条第三項（譲渡等があつた場合の法人の旧再評価税の納付）の例により施行日を含む事業年度終了の日から二月以内に納付すべき旧再評価税を除く。）があるときは、当該法人については、当該旧再評価税額の合計額の二分の一に相当する旧再評価税を免除する。

2 個人が最低限度以上の再評価を行った場合において、当該個人が再評価法の一部改正法附則第三項又は租税特別措置法第十三条（個人の旧再評価税の納付の特例）の規定により昭和三十年以後の各年の二月十六日から三月十五日までの間に納付すべき減価償却資産についての旧再評価税額（再評価法第五十八条個人の再評価税の延納）の規定により当該期間において納付すべき旧再評価税額を含む）再評価法の一部改正法附則第三項の規定に基づき旧再評価法第五十三条第三項（減価償却資産の譲渡等があつた場合の個人の旧再評価税の納付）の例により昭和三十年二月十六日から三月十五日までの間に納付すべき旧再評価税を除く。）があるときは、当該個人については、当該旧再評価税額の合計額の二分の一に相当する旧再評価税を免除する。

3 前二項の規定は、最低限度以上の再評価を行った法人又は個人が第二十四条第五項に規定する申告書をその提出期限内に提出した場合に限り適用する。

（再評価を行った資産の譲渡等があつた場合の課税）

第二十三條 第二十条第一項、第三項若しくは第四項又は第二十一条第一項の規定により再評価税の免除を受けた法人が再評価を行った減価償却資産を最低限度以上の再評価を行った日から昭和三十五年三月三十一日を含む事業年度終了の日までの期間内に譲渡し、又は贈与した場合においては、当該法人については、再評価法の規定により課した再評価税（第二十条又は第二十一条の規定により免除したものを除く。）の外、第一号に掲げる金額に第二号に掲げる割合を乗じて算出した金額に相当する再評価税を課する。

一 当該資産の再評価を行った法人が第二十条第一項、第三項若しくは第四項又は第二十一条第一項の規定により免除された再評価税額の合計額

二 当該資産に係る再評価差額（最低限度以上の再評価を行った日から当該譲渡又は贈与があつた日までの間に当該資産について帳簿価額の減額をして再評価積立金を取りくずしたときは、その取りくずした金額の額を控除した金額）の当該法人が再評価を行ったすべての減価償却資産に係る再評価差額の合計額（最低限度以上の再評価を行った日から当該譲渡又は贈与があつた日までの間に減価償却資産について帳簿価額の減額をして再評価積立金を取りくずしたときは、その取りくずした金額の

額の合計額を控除した金額）に対する割合

2 第二十条第二項若しくは第五項又は第二十一条第二項の規定により再評価税の免除を受けた法人がこれらの規定により再評価税の全部又は一部を免除された減価償却資産を前項に規定する期間内に譲渡し、又は贈与した場合においては、当該法人については、再評価法の規定により課した再評価税（第二十条又は第二十一条の規定により免除したものを除く。）の外、当該資産について第二十条第二項若しくは第五項又は第二十一条第二項の規定により免除された再評価税額に相当する金額（最低限度以上の再評価を行った日から当該譲渡又は贈与があつた日までの間に当該資産について帳簿価額の減額をして再評価積立金を取りくずしたときは、その取りくずした金額の額の百分の六に相当する金額を控除した金額）の再評価税を課する。

3 前条第一項の規定により旧再評価税の免除を受けた法人が旧再評価法を行つた減価償却資産を施行日を含む事業年度終了の日から昭和三十五年三月三十一日を含む事業年度終了の日までの間に譲渡し、又は贈与した場合においては、当該法人については、再評価法又は旧再評価法の規定により課した再評価税又は旧再評価法前三条の規定により免除したものを除く。）の外、第一号に掲げる金額に第二号に掲げる割合を乗じて算出した金額に相当する金額の再評価税を課する。

5 第三項の規定は、前条第二項の規定により旧再評価税の免除を受けた個人が旧再評価を行つた減価償却資産について昭和三十年一月一日から昭和三十五年三月三十一日までの間に譲渡し、贈与又は遺贈があつた場合について準用する。

（免除を受ける者等の申告）

第二十四條 第二十条の規定による再評価税の免除を受けようとする法人又は個人は、第八条第一項、第九条第一項、第十一条第一項又は第十二条第一項に規定する申告書を提出すべき場合及び第三項に規定する場合を除く外、施行日以後再評価法第四十五条（法人の再評

一 前条第一項の規定により免除された旧再評価税額の合計額

二 当該資産について旧再評価法の規定により課された旧再評価税額の当該法人が旧再評価を行つたすべての減価償却資産について同法の規定により課された旧再評価税額の合計額に対する割合

4 第一項又は第二項の規定は、第二十七条第七項において準用する同条第一項から第五項まで又は第二十一条第三項において準用する同条第一項若しくは第二項の規定により再評価税の免除を受けた個人が再評価を行つた減価償却資産について、当該個人が最低限度以上の再評価を行つた日から昭和三十五年三月三十一日までの間に譲渡し、贈与又は遺贈（包括遺贈及び被相続人の相続人に対する遺贈を除く。以下同じ。）があつた場合について準用する。

5 第三項の規定は、前条第二項の規定により旧再評価税の免除を受けた個人が旧再評価を行つた減価償却資産について昭和三十年一月一日から昭和三十五年三月三十一日までの間に譲渡し、贈与又は遺贈があつた場合について準用する。

（免除を受ける者等の申告）

第二十四條 第二十条の規定による再評価税の免除を受けようとする法人又は個人は、第八条第一項、第九条第一項、第十一条第一項又は第十二条第一項に規定する申告書を提出すべき場合及び第三項に規定する場合を除く外、施行日以後再評価法第四十五条（法人の再評

価の申告)又は第四十六条(個人の

再評価の申告の規定により提出す
べき申告書に、これらの規定に規定
する事項の外、第二十条第一項から

第五項まで(同条第七項において準
用する場合を含む。)の規定により免
除される再評価税の合計額(以下

「再評価税の免除額」という。)、第
十五條の規定による承認を受けよ
うとする場合においては、当該承認

があつたものとした場合に第二十
一条の規定により免除されること
となる再評価税の合計額(以下

「追加免除額」という。及び当該再
評価税の免除額又は追加免除額の
計算に關し必要な事項その他大蔵

省令で定める事項を記載しなけれ
ばならない。

2 第八條第二項の規定は、前項に
規定する法人(再評価実施会社を
除く。又は個人が再評価法第四十

五條又は第四十六條の規定により
提出する申告書に添付すべき明細
書の記載事項について準用する。

3 第一項に規定する法人又は個人
が施行日前に最低限度以上の再評
価を行い、且つ、当該再評価を行

つた資産について同日前に再評価
法第四十五條又は第四十六條の規
定により申告書を提出している場

合においては、当該法人又は個人
は、第九條第一項又は第十二條第
一項に規定する申告書を提出すべ

き場合を除く外、同日から昭和二
十九年七月三十一日までに、施行
日前に提出した申告書の記載事項

のうち第二十條の規定の適用に因
り修正すべき事項、同条の規定に
よる再評価税の免除額及びその計

算に關し必要な事項その他大蔵省
令で定める事項を記載した修正申
告書を所轄税務署長に提出しなけ
ればならない。

4 第二十一條第一項又は第二項
(同条第三項において準用する場合
を含む。)の規定による再評価税の

免除を受けようとする法人又は
個人は、法人については、第十五
條に規定する承認の通知があつた

日(同条第七項の規定により承認が
あつたものとみなされる場合にお
いては、そのみなされる日。以下

この章及び第四章において同じ。)
の属する事業年度終了の日から二
月以内に、個人については、同条

に規定する承認の通知があつた日
から二月以内に、再評価税の追加
免除額及びその計算に關し必要な

事項その他大蔵省令で定める事項
を記載した申告書を所轄税務署長
に提出しなければならない。

5 第二十二條の規定による旧再評
価税の免除を受けようとする法人
又は個人は、法人については、最

低限度以上の再評価を行つた日
(その日が施行日前であるときは、
同日)を含む事業年度終了の日か

ら二月以内(当該終了の日が昭和
二十九年五月三十一日前である
ときは、当該終了の日から同年七

月三十一日まで)に、個人について
は、最低限度以上の再評価を行つ
た日の属する年の翌年二月十六日

から三月十五日まで(当該再評価
を行つた日の属する年が昭和二十
八年であるときは、施行日から

昭和二十九年七月三十一日まで)
に、同条第一項又は第二項の規定

により免除される旧再評価税の合
計額(以下「旧再評価税の免除額」
という。及びその計算に關し必要

な事項その他大蔵省令で定める事
項を記載した申告書を所轄税務署
長に提出しなければならない。

6 前条の規定の適用を受ける法人
又は個人は、再評価法第六十二條
(再評価資産の譲渡等の場合の届

出)に規定する届出の期限まで
に、前条の規定により課される再
評価税額及びその計算に關し必要

な事項その他大蔵省令で定める事
項を記載した申告書を所轄税務署
長に提出しなければならない。

7 再評価法第四十五條第三項(合
併法人の申告書の提出)、第四十六
條第五項及び第六項(相続人等の

申告)、第四十八條(修正申告書)
及び第四十九條(申告書提出期限
の延長)の規定は、第一項又は第

三項から前項までの申告書につ
いて準用する。

(法人の再評価税の納付の特例)
第二十五條 第二十条第一項又は第
二項の規定により再評価税の免除

を受ける法人が減価償却資産につ
いて最低限度以上の再評価を行
う前に減価償却資産について再評

価を行つていない場合(次項に規定す
る場合を除く。においては、第二
十七條の規定に該当する場合を除

く外、当該法人が最低限度以上の
再評価を行つた日を含む事業年度
終了の日後に納付すべき減価償却

資産についての再評価税(超過再
評価に係る再評価税及び第二十三
條の規定により課される再評価税

を除外)については、再評価法第
五十一條第一項及び第二項(法人
の減価償却資産についての再評価

税の納付)の規定にかかわらず、
当該再評価を行つた日を含む事業
年度から同日以後五年を経過した

日の前日を含む事業年度までの
各事業年度終了の日から二月以
内を同条第一項の納期とみな

し、当該法人が減価償却資産につ
いて納付すべき再評価税(超過再
評価に係る再評価税及び第二十三

條の規定により課される再評価税
を除く。)の合計額から当該再評価
日を含む事業年度終了の日までに

減価償却資産について納付した、
又は納付すべきであつた再評価税
額(利子税額、過少申告加算税

額、過少納付加算税額、重加算税
額及び延滞加算税額以下「利子税
額等」という。に相当する税額を

除く。)を控除した金額に相当する
税額を当該各事業年度の月数に応
じ政令で定めるところにより均分

して計算した金額をその各納期に
おいて同項の規定により納付すべ
き税額とみなして、同法の規定を

適用する。

2 第二十条第一項から第五項まで
の規定により再評価税の免除を受
ける法人が施行日を含む事業年度

開始の前日に終了した事業年度に
おいて最低限度以上の再評価を行
つた場合においては、第二十七條

の規定に該当する場合を除く外、
当該法人が施行日を含む事業年度
終了の日後に納付すべき減価償却

より課される再評価税を除く。)に
ついては、再評価法第五十一條第
一項及び第二項の規定にかかわら

ず、当該事業年度から施行日以後
五年を経過した日の前日を含む事
業年度までの各事業年度終了の日

から二月以内を同条第一項の納期
とみなし、当該法人が減価償却資
産について納付すべき再評価税

(施行日を含む事業年度終了の日
後に行う超過再評価に係る再評価
税及び第二十三條の規定により課

される再評価税を除く。)の合計額
から施行日を含む事業年度終了の
日までに減価償却資産について納

付した、又は納付すべきであつた
再評価税額(利子税額等に相当す
る税額を除く。)を控除した金額に

相当する税額を当該各事業年度の
月数に応じ政令で定めるところに
より均分して計算した金額をその

各納期において同項の規定により
納付すべき税額とみなして、同法
の規定を適用する。

3 第二十三條第一項から第三項ま
での規定により再評価税を課され
る法人は、これらの規定に規定す

る資産を譲渡し、又は贈与した日
を含む事業年度終了の日から二月
以内に、これらの規定により課さ

れた再評価税を国に納付しなけれ
ばならない。

4 前項の規定により納付すべき再
評価税は、再評価法第五十一條第
三項(譲渡等があつた場合の法人の

再評価税の納付)の規定により納
付すべき再評価税とみなして、同
法の規定を適用する。

(個人の再評価税の納付の特例)
第二十六条 第二十条第七項において準用する同条第一項又は第二項の規定により再評価税の免除を受ける個人が減価償却資産について最低限度以上の再評価を行つ前に減価償却資産について再評価を行つていない場合(次項に規定する場合を除く。)においては、第二十七条の規定に該当する場合を除く外、当該個人が最低限度以上の再評価を行つた日の属する年の翌年二月十六日以後において減価償却資産について納付すべき再評価税(超過再評価に係る再評価税及び第二十三条の規定により課される再評価税を除く。)については、再評価法第五十三条第一項及び第二項(個人の減価償却資産についての再評価税の納付)の規定にかかわらず、当該再評価を行つた日の属する年の翌年から五年間の各年の二月十六日から三月十五日までを同条第一項の納期とみなし、当該個人が減価償却資産について納付すべき再評価税(超過再評価に係る再評価税及び第二十三条の規定により課される再評価税を除く。)の合計額から当該個人が当該再評価を行つた日の属する年の翌年二月十五日までに納付した、又は納付すべきであつた減価償却資産についての再評価税額(利子税額等に相当する税額を除く。)を控除した金額に相当する税額を政令で定めるところにより当該各年に均分して計算した金額をその各納期において納付すべき

税額とみなして、同法の規定を適用する。

2 第二十条第七項において準用する同条第一項から第五項までの規定により再評価税の免除を受ける個人が昭和二十八年中に最低限度以上の再評価を行つた場合には、第二十七条の規定に該当する場合を除く外、当該個人が昭和三十年二月十六日以後納付すべき減価償却資産についての再評価税(同年一月一日以後行つた超過再評価に係る再評価税及び第二十三条の規定により課される再評価税を除く。)については、再評価法第五十三条第一項及び第二項の規定にかかわらず、昭和三十年から昭和三十四年までの各年の二月十六日から三月十五日までを同条第一項の納期とみなし、当該個人が減価償却資産について納付すべき再評価税(昭和三十年一月一日以後行つた超過再評価に係る再評価税及び第二十三条の規定により課される再評価税を除く。)の合計額から当該個人が昭和三十年二月十五日までに減価償却資産について納付した、又は納付すべきであつた再評価税額(利子税額等に相当する税額を除く。)を控除した金額に相当する税額を政令で定めるところにより当該各年に均分して計算した金額をその各納期において納付すべき税額とみなして、同法の規定を適用する。

三 第三項第一号又は第二号(減価償却資産の譲渡等があつた場合の個人の再評価税の納期)に掲げる期間内に、当該再評価税を国に納付しなければならぬ。

4 前項の規定により納付すべき再評価税は、再評価法第五十三条第三項の規定により納付すべき再評価税とみなして、同法の規定を適用する。

(過納となつた再評価税の申告等)
第二十七条 第二十条第一項から第五項まで(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定により再評価税の免除を受ける法人又は個人が、法人については、最低限度以上の再評価を行つた日(その日が施行日前であるときは、同日)を含む事業年度終了の日、個人については、最低限度以上の再評価を行つた日の属する年の翌年二月十五日(当該再評価を行つた日の属する年が昭和二十八年であるときは、施行日の前日)までに減価償却資産についての再評価税を納付した、又は納付すべき場合に於いて、これらの項の規定の適用に因り、当該納付した、又は納付すべき税額(利子税額等に相当する税額を除く。以下この条において「再評価税の既納付額」という。)が当該法人又は個人が減価償却資産について納付すべき再評価税の合計額をこえることとなるときは、法人については、最低限度以上の再評価を行つた日(その日が施行日前であるときは、同日)を含む事業年度終了の日から二月以内(当該終了の日が昭和二十九

年五月三十一日前であるときは、当該終了の日から同年七月三十一日まで)に、個人については、最低限度以上の再評価を行つた日の属する年の翌年二月十六日から三月十五日まで(当該再評価を行つた日の属する年が昭和二十八年であるときは、施行日から昭和二十九年七月三十一日まで)に、そのこえることとなる部分の税額(以下「再評価税の超過納付額」という。)を、再評価税の免除額及び既納付額並びに超過納付額の計算に關し必要な事項その他大蔵省令で定める事項を記載した申告書を所轄税務署長に提出しなければならぬ。

2 再評価税の既納付額のうち再評価税の超過納付額に相当する金額は、国税徴収法(明治三十年法律第二十一号)第三章ノ三(充當及び還付加算金)の規定の適用については、前項の申告書の提出があつた日において過納に係る国税となつたものとみなす。

(旧再評価税の納付の特例)
第二十八条 第二十一条第一項の規定により旧再評価税の免除を受ける法人が、施行日を含む事業年度以後の各事業年度終了の日から二月以内の各納期において再評価法の一部改正法附則第三項(旧再評価法の一部改正法附則第三項)又は租税特別措置法第十三条の二(法人の旧再評価税の納付の特例)の規定により納付すべき減価償却資産についての旧再評価税額(利子税額等に相当する税額、再評価法の一部改正法附則第三項

の規定に基き旧再評価法第五十六条(法人の旧再評価税の延納)の例により、又は再評価法第五十六条第三項(法人の再評価税の延納)の規定により当該各納期において納付すべき旧再評価税に相当する税額及び再評価法の一部改正法附則第三項の規定に基き旧再評価法第五十一条第三項(譲渡等があつた場合の法人の再評価税の納付)の例により施行日を含む事業年度終了の日から二月以内に納付すべき税額を除く)は、当該各納期においてこれらの規定により納付すべき税額の二分の一に相当する税額とする。

3 第二十三条第四項又は第五項において準用する同条第一項から第三項までの規定により再評価税を課される個人は、再評価法第五十

年五月三十一日前であるときは、当該終了の日から同年七月三十一日まで)に、個人については、最低限度以上の再評価を行つた日の属する年の翌年二月十六日から三月十五日まで(当該再評価を行つた日の属する年が昭和二十八年であるときは、施行日から昭和二十九年七月三十一日まで)に、そのこえることとなる部分の税額(以下「再評価税の超過納付額」という。)を、再評価税の免除額及び既納付額並びに超過納付額の計算に關し必要な事項その他大蔵省令で定める事項を記載した申告書を所轄税務署長に提出しなければならぬ。

2 再評価税の既納付額のうち再評価税の超過納付額に相当する金額は、国税徴収法(明治三十年法律第二十一号)第三章ノ三(充當及び還付加算金)の規定の適用については、前項の申告書の提出があつた日において過納に係る国税となつたものとみなす。

2 前項に規定する法人が施行日を含む事業年度開始の前日に終了した各事業年度終了の日から二月以内において旧再評価法第五十一条第一項、再評価法の一部改正法附則第三項又は租税特別措置法第十三条の二の規定により納付すべきであつた減価償却資産についての旧再評価税額(利子税額等に相当する税額を除く)のうち再評価法の一部改正法附則第三項の規定に基き旧再評価法第五十六条の例により、又は再評価法第五十六条第三項の規定に基き旧再評価法第五十一条第三項(譲渡等があつた場合の法人の再評価税の納付)の例により施行日を含む事業年度終了の日から二月以内に納付すべき税額を除く)は、当該各納期においてこれらの規定により納付すべき税額の二分の一に相当する税額とする。

規定により納付すべきこととなる減価償却資産についての旧再評価税額の二分の一に相当する税額とする。

3 第二十二條第一項の規定に該当する法人が施行日を含む事業年度終了の日後に最低限度以上の再評価を行つたことに因り、施行日を含む事業年度終了の日から最低限度以上の再評価を行つた日を含む事業年度終了の日までの期間内に納付した、又は納付すべき減価償却資産についての旧再評価税額の合計額（利子税額等に相当する税額を除く。以下この条において「旧再評価税の既納付額」という。）が当該期間内において前二項の規定により納付すべき旧再評価税額の合計額をこえる場合においては、当該法人は、第二十四條第五項に規定する申告書に、そのこえる部分の税額（以下「旧再評価税の超過納付額」という。）、旧再評価税の既納付額及び旧再評価税の超過納付額の計算に關し必要な事項を記載しなければならない。

4 旧再評価税の超過納付額は、政令で定めるところにより、前項に規定する法人が最低限度以上の再評価を行つた日を含む事業年度終了の日後納付すべき旧再評価税額（第三十條第一項の規定により徴収を猶予されている旧再評価税額を含む。以下この項において同じ。）から控除する。この場合において、当該超過納付額が同日後納付すべき旧再評価税額の合計額をこえる場合におけるそのこえる金額又は同日後納付すべき旧再評価

税額がない場合における当該超過納付額については、前項に規定する申告書の提出があつた日において過納に係る国税となつたものとみなして、国税徴収法第三章ノ三（充當及び還付加算金）の規定を適用する。

5 第二十二條第二項の規定により旧再評価税の免除を受ける個人が昭和三十年以後の各年の二月十六日から三月十五日までの各納期において再評価法の一部改正法附則第三項又は租税特別措置法第十三條（個人の旧再評価税の納付の特例）の規定により納付すべき減価償却資産についての旧再評価税額（利子税等に相当する税額、再評価法の一部改正法附則第三項の規定に基き旧再評価法第五十八條（個人の旧再評価税の延納）の例により、又は再評価法第五十八條第三項（個人の再評価税の延納）の規定により当該各納期において納付すべき旧再評価税に相当する税額及び再評価法の一部改正法附則第三項の規定に基き旧再評価法第五十三條第三項（減価償却資産の譲渡等があつた場合の旧再評価税の納付）の例により昭和三十年二月十六日から三月十五日までの間に納付すべき税額を除く。）は、当該各納期においてこれらの規定により納付すべき税額の二分の一に相当する税額とする。

6 前項に規定する個人が昭和二十九年以前の各年の二月十六日から三月十五日までに旧再評価法第五十三條第一項（個人の減価償却資産についての旧再評価税の納付）

再評価法の一部改正法附則第三項又は租税特別措置法第十三條の規定により納付すべきであつた減価償却資産についての旧再評価税額（利子税額等に相当する税額を除く。）のうち再評価法の一部改正法附則第三項の規定に基き旧再評価法第五十八條の例により、又は再評価法第五十八條第三項の規定により昭和三十年二月十六日から三月十五日までの納期において納付すべき減価償却資産についての旧再評価税額は、当該個人が第二十二條第二項の規定に該当しないものとした場合に当該納期において再評価法の一部改正法附則第三項の規定に基き旧再評価法第五十八條の例により、又は再評価法第五十八條第三項の規定により納付すべきこととなる減価償却資産についての旧再評価税額の二分の一に相当する税額とする。

（追加免除額の処理）

第二十九條 第二十一條第一項又は第二項の規定により再評価税の免除を受ける法人が第二十四條第四項に規定する申告書を提出した場合において、当該法人が第十五條に規定する承認の通知があつた日の属する事業年度終了の日後に納付すべき再評価税額（旧再評価税額及び第三十條第二項の規定により徴収を猶予されている再評価税額を含む。以下この条において同じ。）があるときは、当該申告書に記載された追加免除額に相当する金額は、政令で定めるところにより、当該事業年度以後の各事業年度終了の日

から二月以内に納付すべき再評価税額から控除する。

2 前項の場合において、追加免除額が第十五條の規定による承認の通知があつた日の属する事業年度終了の日後に納付すべき再評価税額をこえる場合におけるそのこえる金額又は当該法人が同日後に納付すべき再評価税額がない場合における追加免除額については、同項に規定する申告書の提出があつた日において過納に係る国税となつたものとみなして、国税徴収法第三章ノ三（充當及び還付加算金）の規定を適用する。

3 第二十一條第三項において準用する同条第一項又は第二項の規定により再評価税の免除を受ける個人が第二十四條第四項に規定する申告書を提出した場合において、当該個人が当該申告書を提出した日以後に納付すべき再評価税額があるときは、当該申告書に記載された追加免除額に相当する金額は、政令で定めるところにより、同日以後納付すべき再評価税額から控除する。

4 前項の場合において、追加免除額が同項に規定する申告書を提出した日以後に納付すべき再評価税額をこえる場合におけるそのこえる金額又は当該個人が同日以後納付すべき再評価税額がない場合における追加免除額については、同日において過納に係る国税となつたものとみなして、国税徴収法第三章ノ三の規定を適用する。

第三十條 施行日前に最低限度以上（再評価税等の徴収猶予）

の再評価を行つていない要再評価会社については、税務署長は、当該会社の申請により、同日を含む事業年度終了の日から昭和二十九年中に最後に開始する事業年度（当該会社が当該事業年度開始の前日に最低限度以上の再評価を行つたときは、当該再評価を行つた日を含む事業年度）の終了の日から二月を経過した日までの間に限り、政令で定めるところにより、当該会社が当該期間内に納付すべき減価償却資産についての再評価税額又は旧再評価税額の全部又は一部の徴収を猶予することができる。

2 法人又は個人が最低限度以上の再評価を行つた日以後減価償却資産についての再評価税額を納付すべき場合において、当該法人又は個人が第十五條の規定による申請書を提出しているときは、税務署長は、当該法人又は個人の申請により、法人については、同条の規定による承認に關する通知があつた日の属する事業年度終了の日から二月を経過した日まで、個人については、同条の規定による承認に關する通知があつた日から二月を経過した日までの間、政令で定めるところにより、当該税額のうち当該承認があつたものとした場合に第二十一條の規定により生ずることとなる追加免除額に相当する金額の範囲内において、当該再評価税額の全部又は一部の徴収を猶予することができる。

8 前二項の規定による徴収猶予を

申請した法人又は個人が第二十条から第二十二条までの規定に該当するに至つた場合においては、これらの項の規定により徴収を猶予した再評価税額又は旧再評価税額のうち再評価税若しくは旧再評価税の免除額又は再評価税の追加免除額に相当する金額に達するまでの金額については、再評価法第七十七条（利子税額）の規定は、適用しない。

（延納期間の特例）

第三十一条 再評価法第五十六条第四項（法人の再評価税の延納の終期）及び第五十八条第四項（個人の再評価税の延納の終期）の規定は、最低限度以上の再評価を行つた法人及び個人については、適用しない。

（評価減により再評価積立金を取り戻した場合は再評価税又は旧再評価税の免除の特例）

第三十二条 第二十条又は第二十一条の規定により再評価税の免除を受けた法人が再評価を行つた減価償却資産（第三項に規定する資産を除く。）について帳簿価額の減額（第十五条の規定による承認を経た減額を除く。以下この条において同じ。）をした場合における再評価法第八十四条（再評価積立金を取り戻した場合は再評価税の免除）の規定の適用については、同条第一項に規定する百分の六の割合は、百分の六の割合に第一号に掲げる金額の第二号に掲げる金額に対する割合を乗じて算出した割合とする。

一 当該法人が当該免除を受けな

かつたものとした場合においては、当該法人が再評価を行つた減価償却資産について再評価法の規定により課されることとなる再評価税の合計額から当該免除を受けた再評価税の合計額を控除した金額

二 当該法人が当該免除を受けなかつたものとした場合において、当該法人が再評価を行つた減価償却資産について再評価法の規定により課されることとなる再評価税の合計額

2 第二十二條の規定により旧再評価税の免除を受けた法人が旧再評価を行つた減価償却資産（次項に規定する資産を除く。）について帳簿価額の減額をした場合における再評価法の一部改正附則第三項（旧再評価法の一部改正附則第三項（旧再評価法の一部改正附則第三項）の規定によりなお従前の例による旧再評価法第八十四条（再評価積立金を取り戻した場合は再評価税の免除）の規定の適用については、同条第一項に規定する百分の六の割合は、百分の六の割合に第一号に掲げる金額の第二号に掲げる金額に対する割合を乗じて算出した割合とする。

一 当該法人が旧再評価を行つた減価償却資産について旧再評価法の規定により課された旧再評価税の合計額から当該免除を受けた旧再評価税の合計額を控除した金額

二 当該法人が旧再評価を行つた減価償却資産について旧再評価法の規定により課された旧再評価税の合計額

3 第二十条又は第二十一条の規定により再評価税の免除を受けた法人が再評価及び旧再評価を行つた減価償却資産について帳簿価額の減額をした場合における再評価法第八十四条の規定の適用については、同条第一項に規定する百分の六の割合は、百分の六の割合に第一号に掲げる金額の第二号に掲げる金額に対する割合を乗じて算出した割合とする。

一 第一項第一号に掲げる金額に前項第二号に掲げる金額（当該法人が第二十二條の規定により旧再評価税の免除を受けているときは、前項第一号に掲げる金額）を加算した金額

二 第一項第二号に掲げる金額に前項第二号に掲げる金額を加算した金額

（固定資産税の課税標準の特例）

第三十三条 法人又は個人が最低限度以上の再評価を行つた場合において、当該法人又は個人が再評価を行つた償却資産に対する昭和三十一年度から昭和三十三年度までの各年度分の固定資産税の賦課期日のいずれか一日における当該資産の価額が当該資産に対する昭和二十九年（昭和二十八年）十二月三十一日までに再評価を行つた資産で当該資産の再評価額が昭和二十九年（昭和二十八年）十二月三十一日までの固定資産税の課税標準の基礎となつたものについては、昭和二十八年（昭和二十七年）の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格をこえるときは、当該資産に對して当該法人又は個人に課するその日に

係る年度分の固定資産税の課税標準の基礎となるべき価格は、地方税法第三百八十九条第一項（道府県知事又は自治庁長官による価格の決定）、第四百八条第二項（固定資産評価員による評価）、第四百十條第一項及び第二項（市町村長による価格の決定）、第四百十四條（固定資産の価格の最低限度）並びに第七百四十三條第一項（大規模の償却資産の価格の決定）の規定にかかわらず、当該資産に對する昭和二十九年（昭和二十八年）の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格とする。

2

法人又は個人が再評価を行つた償却資産で前項の規定の適用を受けるものに対し同項に規定する各年度分の固定資産税を課する場合において、当該資産に對する昭和二十九年（昭和二十八年）の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格が重大な錯誤に因り、又は特別の事由に因る軽減に因り、他の類似的償却資産の同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比して明らかに、且つ、著しく低いと認められるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ自治庁長官に届け出て、その低いと認められる価格をこえ、当該再評価を行つた償却資産の昭和二十七年（昭和二十六年）十二月三十一日における旧再評価限度相当額（昭和二十五年一月一日以後取得した償却資産については、当該資産の昭和二十七年（昭和二十六年）十二月三十一日における帳簿価額）以下の価格により当該資産に對して課する固定資産税の課税標準の基礎とな

るべき価格を決定することができる。

3 第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする法人又は個人が次条の規定による申告をその期限内にした場合に限り適用する。

（固定資産税の軽減についての申告）

第三十四条 最低限度以上の再評価を行つた法人又は個人が再評価を行つた償却資産に對する固定資産税について前条の規定による軽減を受けようとするときは、総理府令で定めるところにより、昭和三十年から昭和三十三年までの各年の一月一日から一月三十一日まで地方税法第三百八十三條第一項（償却資産の申告）（第七百四十五條（道府県が課する固定資産税の賦課徴収等）において準用する場合を含む。）又は第三百九十四條（道府県知事又は自治庁長官による評価される固定資産の申告）の規定による申告をする際に、これらの規定に規定する事項の外、最低限度以上の再評価を行つた旨及び当該再評価を行つた日その他当該軽減に關し必要な事項を市町村長、道府県知事又は自治庁長官に申告しなければならない。

第四章 雜則

（再評価実施状況の公示）

第三十五条 会社（施行日において資本の額が五百万円に満たないものを除く。以下この条及び次条第一項において同じ。）の取締役が昭和二十九年（昭和二十八年）十二月三十一日を含む事業年度（当該会社が施行日後当

該事業年度開始の日前に最低限度以上の再評価を行つていない場合には、当該再評価を行つた日を含む事業年度とし、施行日前に当該再評価を行つた場合においては、施行日を含む事業年度とする。終了の日以後昭和三十五年三月三十一日を含む事業年度終了の日前に、商法第二百八十三条第一項(計算書類の承認)の規定により株主総会に提出する貸借対照表及び同条第二項(貸借対照表の公告)の規定により公告する貸借対照表には、最低限度以上の再評価を行つた会社については、当該再評価を行つた旨並びに当該再評価を行つた日における要再評価資産の再評価後簿価総額及び再評価限度額の合計額を、昭和二十九年十二月三十一日を含む事業年度開始の日までに最低限度以上の再評価を行わなかつた会社については、同日における要再評価資産の帳簿価額の合計額及び再評価限度額の合計額を附記しなければならない。

2 陳腐化資産等について第六条第四項の規定により陳腐化資産等限度額をこえて再評価を行つた会社で当該資産について第十五条の規定による帳簿価額の減額の承認を申請したものが前項の規定により提出し、又は公告する貸借対照表には、当該承認に関する通知があつた日を含む事業年度開始の日前に終了する事業年度については、当該申請に係る帳簿価額の減額の額の合計額を附記し、当該通知があつた日を含む事業年度以後の事業年度については、再評価後簿価

総額に代え、当該総額から当該承認を経て帳簿価額の減額をした額の合計額を控除した額を附記するものとする。

3 前二項の規定は、有限会社(施行日において資本の総額が五百万円に満たないものを除く。以下次条第二項において同じ。)の取締役が有限会社法(昭和十三年法律第七十四号)第四十六条(会社の計算に關する商法の規定の準用)において準用する商法第二百八十三条第一項の規定により社員総会に提出する貸借対照表について準用する。

(償却実施状況の總會への報告)
第三十六条 会社の取締役が商法第二百八十三条第一項(計算書類の承認)の規定により株主総会に提出する損益計算書で前条第一項又は第二項に規定する事項を附記した貸借対照表とともに提出するものには、当該損益計算書に係る事業年度の減価償却資産の普通償却範囲額の合計額及び当該事業年度において減価償却資産について行つた減価償却の額の合計額(翌事業年度に繰り越される償却不足額がある場合においては、当該合計額及び当該不足額)を附記しなければならない。

2 前項の規定は、有限会社の取締役が有限会社法第四十六条(会社の計算に關する商法の規定の準用)において準用する商法第二百八十三条第一項の規定により社員総会に提出する損益計算書について準用する。

(限度額の更正等)

第三十七条 第四條、第五條、第八條、第九條、第十一條、第十二條、第二十四條又は第二十七條に規定する申告書又は明細書に記載された要再評価資産の再評価限度額若しくはその合計額、最低再評価限度額、陳腐化資産等限度額、再評価税額、再評価税若しくは旧再評価税の免除額若しくは超過納付額又は再評価税の追加免除額の計算に誤があると認められる場合においては、所轄国税局長又は所轄税務署長は、その調査により、再評価限度額若しくはその合計額、最低再評価限度額、陳腐化資産等限度額、再評価税額、再評価税若しくは旧再評価税の免除額若しくは超過納付額又は再評価税の追加免除額を更正する。

2 第二十四條第六項の規定による申告書を提出すべき法人又は個人が当該申告書を提出しなかつた場合においては、所轄国税局長又は所轄税務署長は、その調査により、第二十三條の規定により課すべき再評価税額を決定する。

3 再評価法第六十七條から第七十一条まで(再評価税等の再生、更正又は決定の権限、更正又は決定の通知、更正の期限、追徴税額の徴収及び納付)の規定は、前二項の規定による更正又は決定について、同法第七十八條から第八十三條まで(過少申告加算税額等の徴収、免除及び通知)の規定は、第二十四條第六項に規定する申告書に記載された再評価税額に誤がある場合、当該申告書の提出がな

かつた場合又は第八條、第九條、第十一條、第十二條、第二十四條若しくは第二十七條に規定する申告書若しくは明細書に記載された再評価税若しくは旧再評価税の免除額若しくは超過納付額若しくは再評価税の追加免除額が過大である場合について準用する。

4 再評価法第八章(審査及び訴訟)の規定は、第一項の規定による更正(前項において準用する同法第六十七條(再評価税等の再生、更正)の規定による更正を含む。以下次項において同じ。)若しくは第二項の規定による決定に係る事項又は前項において準用する同法第八十三條(加算税額の通知)の規定により通知を受けた事項に対して異議がある場合について準用する。

5 再評価法第一百十條(更正の場合の経理)の規定は、第一項の規定による更正についての通知を受けた法人の再評価積立金への組入れ又は再評価積立金の取組若しくは積立について準用する。

(充当又は還付の場合の再評価積立金の積立)

第三十八條 法人が納付した再評価税額又は旧再評価税額のうち第三章の規定の適用に因り過納となつた金額がある場合において、当該金額の全部又は一部が国税徴収法第三章ノ三(充当及び還付加算金)の規定により再評価税及び旧再評価税以外の未納の国税若しくは滞納処分費に充当され、又は還付されたときは、当該法人は、その充当又は還付があつた日において、その充当され、又は還付され

た金額に相当する金額を再評価積立金に組み入れ、又は再評価積立金として積み立てなければならない。

(陳腐化資産等についての償却額の計算の特例等)

第三十九條 第十五條の規定により帳簿価額の減額の承認を申請した陳腐化資産等については、第六條第四項の規定により当該資産について再評価を行つた日から当該承認に關する通知があつた日まで間は、当該資産の再評価額から当該申請に係る帳簿価額の減額の額を控除して算出した額を当該資産の再評価額とみなして、再評価法第二百一十一條(再評価資産についての償却額の計算)の規定を適用する。

2 個人が第十五條又は第十六條の規定による承認を経て帳簿価額の減額をした減価償却資産については、当該減額をした日以後においては、当該減額後の帳簿価額を当該資産の再評価額とみなして、再評価法第二百一十一條の規定を適用する。

(利益配当等の報告)

第四十條 第六條第一項の規定の適用がある要再評価会社(同族会社を除く。)で同項の規定による再評価を行わなかつたものは、昭和二十九年十二月三十一日を含む事業年度から昭和三十五年三月三十一日を含む事業年度の直前事業年度までの各事業年度終了の日から二月以内に、大蔵省令定めるところにより、当該事業年度について行つた利益配当の額及び当該事業年

度における当該会社の資本の額の平均額を記載した報告書が大蔵大臣に提出しなければならない。

2 再評価実施会社（同族会社を除く。）は、昭和三十三年三月三十一日を含む事業年度から昭和三十五年三月三十一日を含む事業年度の直前事業年度までの各事業年度終了の日から二月以内に、大蔵省令で定めるところにより、当該事業年度について行つた利益配当の額、当該事業年度における資本の額の平均額、当該事業年度終了の日までに資本に組み入れた再評価積立金の額、再評価法第二百二条（再評価積立金の積立）、第二百八条（合併の場合の再評価積立金の承継）若しくは第二百十條（更正の場合の経理）又は第三十八條の規定により再評価積立金として積み立て、若しくはこれに組み入れた金額の合計額から、同法第二百三条（再評価の納付の場合の取扱い）、第二百四條第一項若しくは第二項（譲渡損等の場合の取扱い）、第二百五條（調整勘定を設けている金融機関が行う取扱い）、第二百七條第一項第三号（損失を繰り越した場合の取扱い）又は第二百十條の規定により当該事業年度終了の日までに取りこずした金額の合計額に同日後納付すべき再評価税額（旧再評価税額を含む。）を加算した金額を控除して算出した金額、当該事業年度の減価償却資産の普通償却範囲額の合計額及び当該事業年度において減価償却資産について行つた減価償却の額の合計額を記載した報告書が大蔵大臣に提出しなければならない。

（当該職員が質問検査権）

第四十一条 当該職員は、この法律の施行に關し必要があると認めるときは、要再評価会社、要再評価会社であると認められる会社、第二十條から第二十二條までの規定により再評価税の免除を受けようとする者又は第二十三條の規定により再評価税を納付する義務がある者若しくはその義務があると認められる者に質問し、又はこれらの者の資産若しくはその資産に關する帳簿書類を検査することができ、

2 当該職員は、前項の規定により質問し、又は検査する場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

3 第一項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められるものと解してはならない。

（評価減の承認に關する権限の委任）

第四十二条 大蔵大臣は、政令で定めるところにより、第十五條又は第十六條の規定による承認に關する権限の一部を国税庁長官又は国税局長に委任することができる。

第五章 罰則

第四十三条 詐偽その他不正の行為により第二十三條の規定により課される再評価税を免かれた者は、三年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の免れた再評価税額が五百

万円をこえるときは、情状に因り、同項の罰金は、五百万円をこえ、その免かれた再評価税額に相當する金額以下とすることができ、

第四十四条 左の各号の一に該當する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 第三十七條において準用する再評価法第二百十條（更正の場合の経理）又は第三十八條の規定に違反して再評価積立金の組入れ又は再評価積立金の積立若しくは取扱いをしない者

二 第四十一条第一項の規定による質問に答へず、又は虚偽の答を付した者

三 第四十一条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

四 第四十一条第一項の規定による検査に際し虚偽の記載をした帳簿書類を呈示した者

第四十五条 左の各号の一に該當する者は、十万円以下の罰金に処する。但し、情状に因りその刑を免除することができる。

一 正当な事由がなく第四條又は第五條の規定による申告書を提出しなかつた者

二 正当な事由がなく第二十四條第六項の規定による申告書を提出しなかつた者

三 第三十五條又は第三十六條の規定に違反して貸借対照表又は損益計算書にこれらの規定に規定する事項を附記しなかつた者

四 第四十條の規定による報告書を提出しなかつた者

第四十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は資産に關して前三條の違反行為をしたときは、その行為者を罰する外、その法人又は人に対して各本條の罰金刑を科する。

第四十七条 第四十三條の罪を犯した者には、刑法（明治四十年法律第四十五号）第四十八條第二項（併合罪）、第六十三條（従犯の刑の減輕）及び第六十六條（情状に因る刑の減輕）の規定は、適用しない。但し、懲役刑に處する場合は懲役及び罰金を併科する場合における懲役刑については、この限りでない。

第四十八条 要再評価会社が左の各号の一に該當する場合においては、その違反行為をした会社の取締役を三十万円以下の過料に処する。

一 第六條第一項の規定に違反して再評価を行なかつた場合

二 第十八條又は第十九條の規定に違反して利益の配当を行つた場合

2 前項第二号の規定に該當する場合（他の法令又は定款の規定に違反する場合を除く。）においては、同法第四百八十九條第三号（法令に違反する利益配当等についての罰則）の規定は、適用しない。

第四十九条 第十五條第一項又は第二項（第十九條第六項において準用する場合を含む。）又は第十六條第一項（第十九條第六項において準用する場合を含む。）の規定に違反して要再評価資産について帳簿価額の減額をした場合におけるそ

の行為者は、十万円以下の過料に処する。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 資産再評価法の一部を次のように改正する。

第九十三條第三項中「第七十三條第二項の下に」又は企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法（昭和二十九年法律第 号）第十五條第五項を、「第七章」の下に「又は企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法第三十七條」を加える。

第七十七條第一項中「金融機関再建整備法の規定による調整勘定を設けてある金融機関の再評価積立金については、第一号及び第三号」を削り、同項第五号の次に次の一号を加える。

六 株式の消却又は資本の減少をした法人が当該消却又は減少に因り金銭その他の財産を支払い、又は交付する場合

第九十八條中「再評価積立金の額に相當する金額」の下に「合併に因り合併法人が被合併法人の株主、社員又は出資者に対して交付し、又は支払う株式、金銭その他の財産のうち被合併法人の再評価積立金に對應する部分に相當する金額を除く。」を加える。

第九十九條第三項中「及び再評価税」を削り、同條第六項を削り、同條第七項中「第一項から第五項まで」を「前五項」に改め、同項を同條第六項とする。